世界に誇る環境主都まつえ

松江市一般廃棄物処理基本計画

2027－2036

（素案）

目次

第１章 計画の基本的事項 1

第１節 計画策定の趣旨 1
第２節 計画の位置づけ 2
第３節 計画の期間 3
第４節 計画の性格と役割 3
第５節 計画対象廃棄物 4

第２章 ごみ処理基本計画 5

第１節 ごみ処理の実態と分析 5
１ ごみの分別区分と排出形態 5
２ ごみ処理の流れ 11
３ ごみ発生量及び性状 17
４ ごみ処理の評価 25
５ 課題の抽出 29
第２節 基本方針と目標 36
１ 基本方針 36
２ 目標 37
第３節 施策の体系 50
第４節 ４Ｒ推進プロジェクト 51
１ ごみの発生抑制の推進 51
２ ごみを減らそう運動の推進 55
３ ごみ分別の推進 58
第５節 ごみの適正処理推進プロジェクト 61
１ 収集運搬計画 61
２ 中間処理計画 62
３ 最終処分計画 62
４ その他 63

第３章 生活排水処理基本計画 67

第１節 松江市の水質保全に関する状況 67
第２節 生活排水処理の状況 69
１ 生活排水処理の流れ 69
２ 生活排水処理の状況 71
３ し尿及び浄化槽汚泥の排出状況 72
４ 生活排水処理に関する課題 73

第３節　生活排水処理の目標と基本方針 75
１　目標 75
２　基本方針 75
３　生活排水処理の数値目標 76
第４節　生活排水の処理主体 77
第５節　生活排水の処理計画 78
１　生活排水処理人口の将来見込み 78
２　生活排水の処理計画 79
３　生活排水処理施設の整備 79
第６節　し尿・汚泥の処理計画 80
１　し尿及び汚泥の将来見込み量 80
２　収集運搬計画 81
３　中間処理・処分計画・再資源化計画 81
４　し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の適正化 81

参考資料

参考資料１　松江市一般廃棄物関連条例 資料 1
参考資料２　計画策定経緯・諮問書・答申書・委員名簿 資料 12
参考資料３　松江市の地域概要 資料 13
参考資料４　国及び県のごみ処理行政の動向 資料 22
参考資料５　一般廃棄物処理に関する資料 資料 30
参考資料６　ごみに関する意識調査 調査結果 資料 35
参考資料７　ごみ排出量の将来推計について 資料 67
参考資料８　生活排水の将来推計について 資料 98
参考資料９　一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知） 資料 100
参考資料 10 用語解説 資料 103

第１章 計画の基本的事項

第１節 計画策定の趣旨

2015 年、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGｓ：Sustainable Development Goals）」では、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すことを目標としている。廃棄物処理に関して、SDGｓの目標 12 ではつくる責任つかう責任として、持続可能な消費と生産のパターンを確保するとされ、持続可能な方法で生産し責任をもって消費することの実現に向けた取組みを提唱している。

国は、平成 12 年３月に循環型社会形成推進基本法を施行し、天然資源の消費抑制や環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、令和６年８月に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進している。

松江市（以下「本市」という。）では、令和４年３月に松江市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政が協働して、一般廃棄物を適正に処理するための施策・事業に取組み、循環型社会の形成を目指してきた。

このような社会情勢を踏まえ、引き続き循環型社会の形成に向けて一般廃棄物の適正処理を推進していくための取組みを継続し、市民・事業者・行政がより連携を深めていく必要がある。このことから、これまでの計画で示した施策等を継承しつつ、今後求められる取組みの指針となる新しい「一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定することとした。

◆ 図表 1-1-1　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）のうち、本計画と関連が深いゴール

循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の適正処理を推進していくための取組みを継続することで、SDGs の（ゴール 6、11、12、13、17）の達成に貢献する。

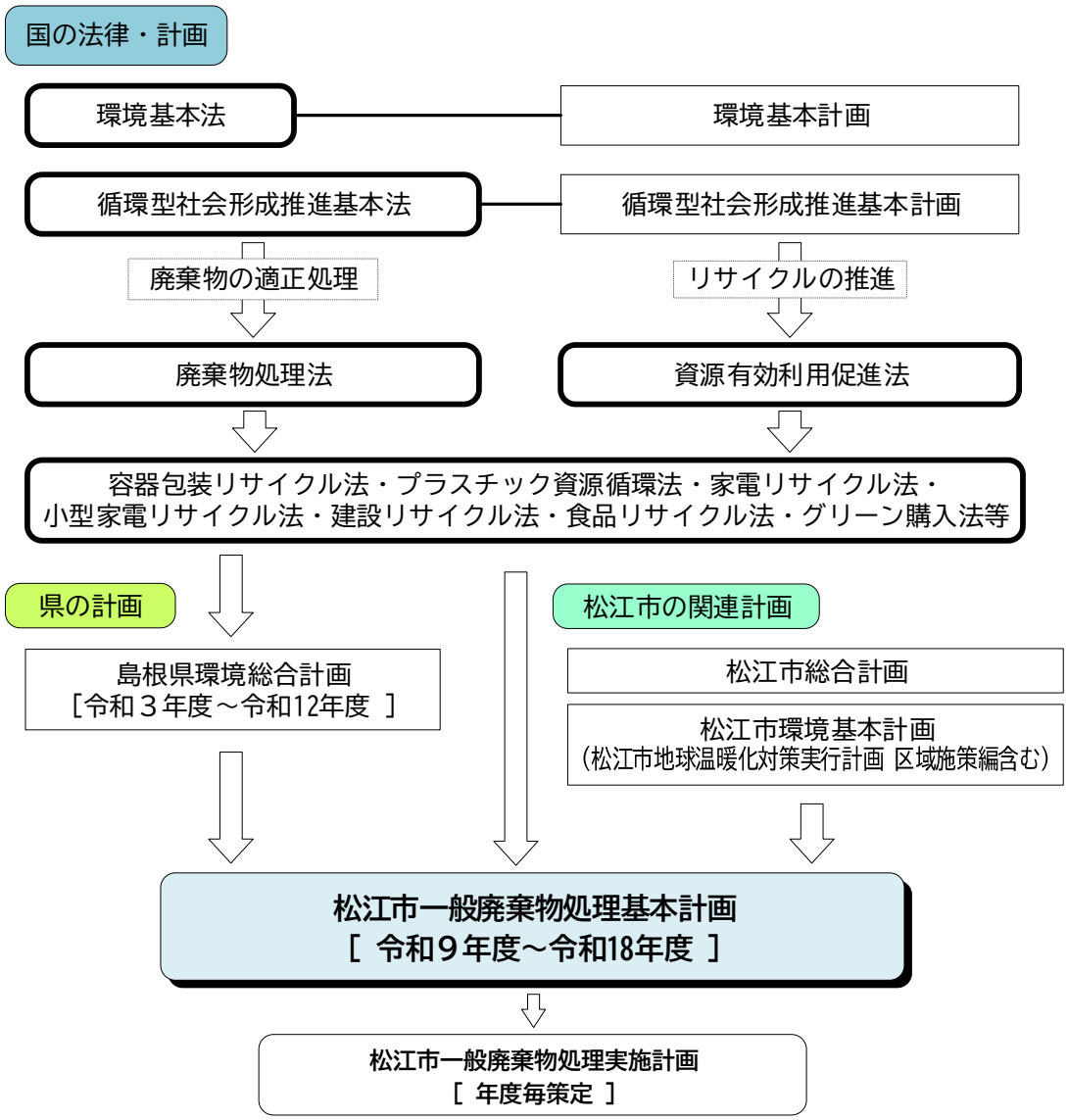


第２節 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項においては、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第１条の３の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、環境省令で定める所定の事項を定めることとされている。

松江市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、本市が廃棄物処理法第６条に基づき策定したものであり、さらに、国の法律・計画、島根県の島根県環境総合計画及び本市の関連計画と整合するものである。

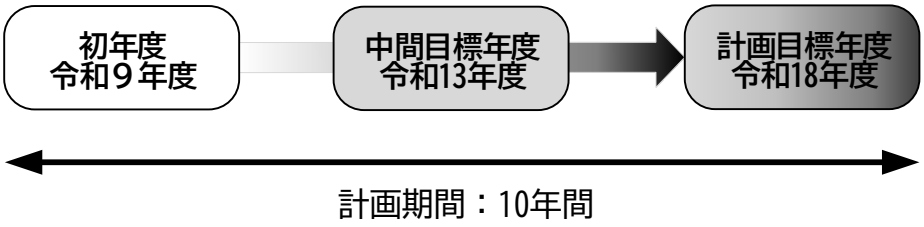
◆ 図表 1-2-1　計画の位置づけ



第３節 計画の期間

本計画は、令和９年度を初年度とし、令和 18 年度を目標年度とする 10 か年計画とする。また、概ね５年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとする。

◆ 図表 1-3-1　本計画の期間



第４節 計画の性格と役割

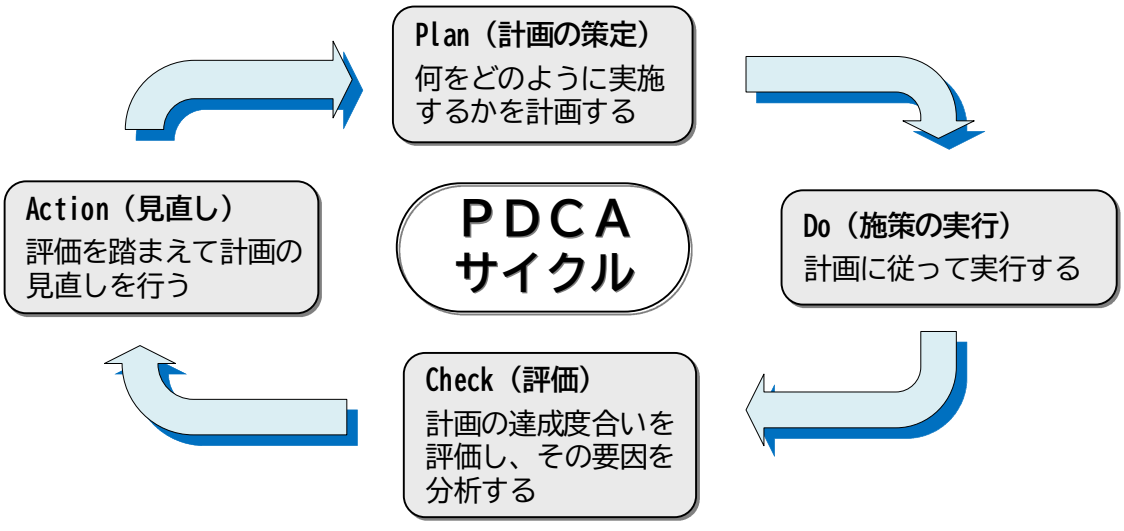
本計画は、市内で発生する一般廃棄物の処理責任を負う本市が、長期的・総合的な視点に立って一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示したものである。

本計画に基づき、本市が主体的に取組む「４R 運動の推進」や「適正処理の推進」は、毎年策定して公表する「一般廃棄物処理実施計画」を通じて実行する。

毎年度の実施計画において、具体的な事業と目標を定め（Plan）、これを実施し（Do）、年度末に実績を点検・評価した上で（Check）、翌年度の実施計画へ見直しや改善を反映させる（Action）。この毎年の実施計画の運用を通じて、本計画の PDCA サイクルを機能させる。

この仕組みによって、取組みの状況を広く市民に向けて「見える化」し、継続的な改善を進めながら、循環型社会を形成する。

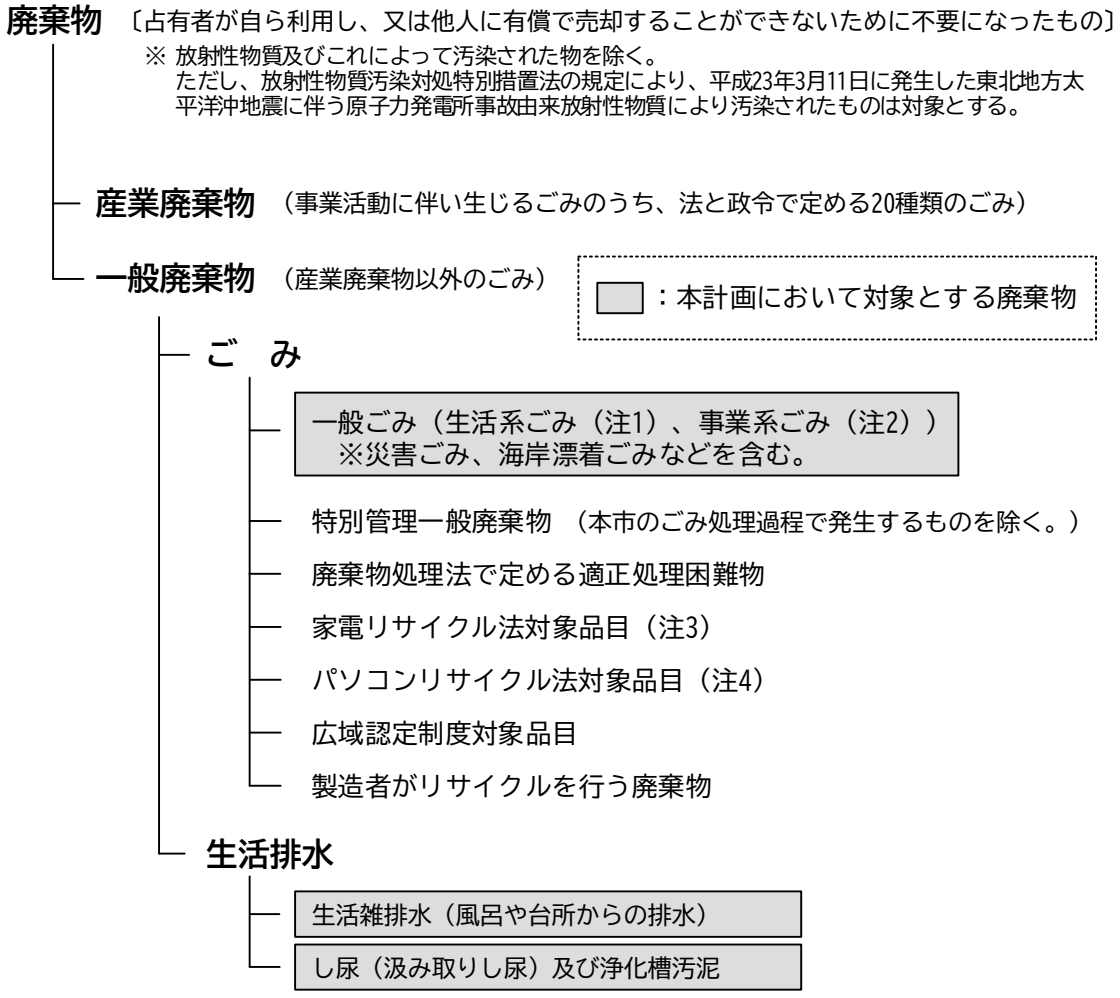
◆ 図表 1-4-1　計画の進行管理手法



第５節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物とする。本計画では、ごみと生活排水に区分する。なお、ごみのうち、他に定めのあるものは処理対象外とする。詳細は図表 1-5-1 に示すとおりとする。

◆ 図表 1-5-1　廃棄物の分類と計画対象廃棄物



注１）生活系ごみ：住民の日常生活から排出される一般廃棄物
注２）事業系ごみ：事業活動から排出される一般廃棄物
注３）家電リサイクル法対象品目：特定家庭用機器再商品化法によりリサイクルを行う必要がある家電品目
注４）パソコンリサイクル法対象品目：資源有効利用促進法によりリサイクルを行う必要があるパソコン

第２章 ごみ処理基本計画

第１節 ごみ処理の実態と分析

1　ごみの分別区分と排出形態

1-1　ごみの分別区分

本市の生活系、事業系別のごみ分別区分を図表 2-1-1、図表 2-1-2 に示す。

本市の生活系ごみの分別区分は、大きく「ごみ」と「資源ごみ」の２種類に分けられる。「ごみ」は、もやせるごみ、粗大ごみの２種類、「資源ごみ」は、金属、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙・古着、缶・びん・ペットボトル、蛍光管の８種類の合計 10 種類としている。また、古紙・古着は新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール、紙パック、シュレッダー古紙及び古着の６種類の細区分を設けており、これらを含めると 10 種 15 分別となる。

◆ 図表 2-1-1　生活系ごみの分別区分（令和 8 年度）

分別区分（種類）			ごみの具体例
ごみ	①もやせるごみ		生ごみ、紙おむつ（汚物は取り除く。）、陶器製品、木製品、皮革製品、プラスチック製品（容器包装及びペットボトル以外）、ゴム製品、剪定枝、割れたガラス製品、割れた蛍光管、在宅医療廃棄物など
	②粗大ごみ		指定袋に入らないごみ（スキー、スノーボード、自転車、化粧台、食器棚、たんす、ベッド、マッサージチェア、ソファー、じゅうたんなど）
資源ごみ	③金属		なべ・やかん、小型家電製品、かさ、時計、包丁・はさみ、スプレー缶・カセットボンベ、ライター、乾電池　など
	④プラスチック製容器包装		カップ・パック類、ボトル類、袋類、フィルム・ネット類、キャップ・ラベル類、トレイ類、錠剤の容器包装、緩衝材（発泡スチロール等）など　（「プラ」マークのあるもの）
	⑤紙製容器包装		紙箱類、紙缶・カップ類、台紙類、酒やジュースの箱、包装紙類、紙袋類、ふた類　など　（「紙」マークのあるもの）
	⑥古紙・古着	新聞紙	新聞紙
		雑誌･チラシ類	本・ノート、ラップ・トイレットペーパーの芯等も含む。
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	「紙パック」マークのあるもの（内側が白いもの）
		シュレッダー古紙	シュレッダーした紙
		古着	シャツ、ズボン、セーター、ジャケットなど（下着類、汚れているもの、破れているもの、タオル・布団など着衣以外のものを除く。）
	⑦缶		飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰の缶　など
	⑧びん		飲料、酒類、ドリンク剤、つゆ、ジャム、飲み薬のびん　など（割れたものを除く。）
	⑨ペットボトル		酢、料理酒、みりん、お茶、しょうゆ、ジュースのペットボトル（「1 PET」マークのあるもの）
	⑩蛍光管		蛍光管（割れた蛍光管、白熱電球、LED ランプ、ハロゲンランプ等を除く。）

本市の事業系ごみの分別区分は、大きく「ごみ」と「資源ごみ」の２種類に分けられる。「ごみ」は、もやせるごみ・もやせないごみの２種類、「資源ごみ」は、古紙、従業員の飲食に伴い発生した缶・びん・ペットボトルの４種類の合計６種類としている。また、古紙は新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール、紙パック、シュレッダー古紙の５種類の細区分を設けており、これらを含めると６種 10 分別となる。

◆ 図表 2-1-2　事業系ごみの分別区分（令和 8 年度）

分別区分（種類）			ごみの具体例
ごみ	①もやせるごみ		紙類、木くず類、繊維くず（天然繊維 50%以上のもの）、動植物性残渣、動物の糞尿及び死体　など （業種により産業廃棄物に区分されるものは除く。）
	②もやせないごみ		従業員の飲食に伴い発生した飲料缶、菓子缶、弁当容器、菓子袋、ペットボトル、飲料びん、薬のびん など
資源ごみ	③古紙	新聞紙	新聞紙
		雑誌･チラシ類	本・ノート、ラップ・トイレットペーパーの芯等も含む。
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	「 紙パック 」マークのあるもの（内側が白いもの）
		シュレッダー古紙	シュレッダーした紙
	④缶		飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰の缶　など
	⑤びん		飲料、酒類、ドリンク剤、つゆ、ジャム、飲み薬のびん（割れたものを除く。）　など
	⑥ペットボトル		酢、料理酒、みりん、お茶、しょうゆ、ジュースなどのペットボトル（「 PET 」マークのあるもの）

1-2　ごみの排出形態

本市から排出されるごみは、市民による「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に大別される。 本計画では、これらを排出・搬入の方法に応じて区分する。まず、市の委託業者による収集、および事業者が一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「許可業者」という。）に委託する収集運搬を「収集ごみ」とする。次に、排出者が直接施設へ持ち込むもの、または市民が許可業者に一時多量ごみの収集運搬を委託し、施設へ搬入するものを「自己搬入ごみ」とする。

これらを生活系・事業系でさらに細分化する場合、生活系は委託収集による「生活系収集ごみ」と、市民自ら、または許可業者に委託して搬入する「生活系自己搬入ごみ」に区分する。同様に事業系は、事業者が自ら搬入する「事業系自己搬入ごみ」と、許可業者に委託して収集運搬する「事業系収集許可ごみ」として整理する。

◆ 図表 2-1-3　ごみの排出形態（令和 8 年度）

排出・搬入区分	ごみ区分	排出者	収集運搬	本計画での名称
収集ごみ	生活系ごみ	市民	本市（業務委託）	生活系収集ごみ
	事業系ごみ	事業者	許可業者	事業系収集許可ごみ
自己搬入ごみ	生活系ごみ	市民	市民自らの直接搬入	生活系自己搬入ごみ
	事業系ごみ	事業者	事業者自らの直接搬入	事業系自己搬入ごみ

1-3　ごみの排出場所

本市は「集積所収集方式」を基本としており、集積所を設置する土地の確保が困難なケースや、高齢・障がい等の理由により集積所までの持ち運びが困難な世帯については、戸別収集を行うなどの対応をしている。

なお、ごみ集積所は地域住民が共同で利用する場所であるため、自治会等または利用者にて管理を行うものとする。

1-4　ごみの排出方法

本市のごみ分別区分ごとの排出方法の概要を図表 2-1-4、図表 2-1-5 に示す。

＜生活系ごみ＞

缶・びん・ペットボトルについては常設リサイクルステーションへ排出し、蛍光管については一部のリサイクルステーションに併設した回収ボックスへ排出する。粗大ごみについては事前の電話、インターネットによる申込みにより指定された場所での戸別収集、それ以外のごみについてはごみ集積所へ排出するものとしている。また、もやせるごみ・金属・紙製容器包装・プラスチック製容器包装は、指定袋制を導入している。

収集体制については、全て業務委託である。ただし、引っ越し時などの一時多量ごみは、施設へ自己搬入するか、又は許可業者により収集運搬するものとしている。

＜事業系ごみ＞

収集運搬許可業者か排出者による自己搬入としている。缶・びん・ペットボトルについては、常設リサイクルステーションへ排出することとしている。

なお、一般廃棄物の収集運搬業の許可については、ごみの排出状況と既存の許可業者の収集運搬能力を考慮し許可を行うこととなる。よって、現行の処理体制で適正処理が確保される状況下においては、新規の許可は行わないこととしている。

また、一般廃棄物の処分業の許可についても、現行の体制で適正処理が確保されていることから、新規の許可は行わないこととしている。

◆ 図表 2-1-4　生活系ごみの収集運搬・排出方法の概要（令和 8 年度）

区分（種類）			排出場所	排出方法	収集頻度	収集体制
もやせるごみ			ごみ集積所	指定袋	週２回	業務委託
粗大ごみ			指定場所	（そのまま）	年度４回（電話、インターネットで申込）	
資源ごみ	金属		ごみ集積所	指定袋	月１回	
	プラスチック製容器包装				週１回	
	紙製容器包装				月２回	
	古紙・古着	新聞紙	ごみ集積所	ひもで十字に縛る	月２回	
		雑誌・チラシ類				
		ダンボール				
		紙パック				
		シュレッダー古紙		透明な袋		
		古着				
	缶(飲食用)		ﾘｻｲｸﾙｽﾃｰｼｮﾝ	（そのまま）	随時	
	びん(飲食用)					
	ペットボトル(飲食用)					
	蛍光管		回収ボックス	できるだけ紙筒、紙箱に入れる	随時	
一時多量ごみ			指定場所	（そのまま）	随時	･自己搬入 ･許可業者

◆ 図表 2-1-5　事業系ごみの収集運搬・排出方法の概要（令和 8 年度）

区分（種類）			排出方法	収集体制
もやせるごみ			指定袋に入れて エコクリーン松江に持込	許可業者 自己搬入
もやせないごみ			指定袋に入れて エコクリーン松江に持込	許可業者 自己搬入
資源ごみ	古　紙	新聞紙	ひもで十字に縛り 市内 10 箇所の 指定場所に持込	自己搬入
		雑誌・チラシ類		
		ダンボール		
		紙パック		
		シュレッダー古紙	透明な袋に入れて 市内 10 箇所の 指定場所に持込	
	缶(飲食用)		市内各所のリサイクル ステーションに持込	
	びん(飲食用)			
	ペットボトル(飲食用)			

1-5　ごみ処理手数料

本市から排出されるごみの処理手数料等を図表 2-1-6 に示す。

生活系ごみでは、もやせるごみ・金属・紙製容器包装・プラスチック製容器包装を収集に出す場合、取扱区分に応じた金額の収入証紙が表示された「指定ごみ袋」を使用することで手数料を支払うものとしている。また、粗大ごみの収集についても、1 個につき 763 円の収入証紙が表示された「粗大ごみ処理手数料券」を貼付することで手数料を支払うものとしている（1 世帯あたり年度内 4 回まで、1 回あたり 2 個まで）。

エコクリーン松江等へ生活系ごみを自己搬入（直接搬入）する場合は、搬入 1 回あたり 50kg 以下は 500 円とし、50kg を超える部分については 10kg 増すごとに 80 円を加算して手数料を支払うものとしている。

事業系ごみでは、本市の指定ごみ袋に入れ許可業者に収集運搬を委託するか、処理施設へ自己搬入することとしている。ごみを自己搬入する場合は、搬入 1 回あたり 100kg 以下は 2,030 円とし、100kg を超える部分については 10kg 増すごとに 200 円を加算して手数料を支払うものとしている。なお、古紙は本市が指定した場所へ、従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルはリサイクルステーションへ排出する場合は無償としている。

ごみ処理手数料は、以下の対象について、申請を受けた場合に減免している。減免の対象は、町内会、自治会、ボランティア団体等が行う無償ボランティア清掃活動で集めた清掃ごみ（松江市ボランティア清掃活動支援の基準を満たす場合）、手数料を納付する資力がないと認められる者が排出したごみ、家庭ごみを収集するためのごみ集積所で、老朽化等の理由により「松江市ごみ集積施設整備事業補助金」を受け更新され、不要となったもの（補助金申請者自身により解体し排出されたものに限る）、水害等の自然災害及び住宅火災によって発生したごみのうち市長が認めるごみを処理する場合、その他、市長が必要と認めたものとする。

◆ 図表 2-1-6　処理手数料等（令和 8 年度）

<table>
<tr><th>区分</th><th>収集運搬</th><th>処理手数料等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活系</td><td>収　　集</td><td>（税込）
<table>
<tr><th></th><th>大きさ</th><th>もやせるごみ</th><th>金属
紙製容器包装
プラスチック製容器包装</th></tr>
<tr><td rowspan="4">指定袋</td><td>45 リットル</td><td>61 円／枚</td><td>19 円／枚</td></tr>
<tr><td>30 リットル</td><td>40 円／枚</td><td>16 円／枚</td></tr>
<tr><td>20 リットル</td><td>27 円／枚</td><td>14 円／枚</td></tr>
<tr><td>10 リットル</td><td>13 円／枚</td><td>－</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>763 円/個</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>自己搬入</td><td>1 回あたり 50kg 以下は 500 円、以後 10kg 増すごとに 80 円を加算</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>許可業者
自己搬入</td><td>（税込）
<table>
<tr><th>もやせるごみ</th><th>もやせないごみ</th></tr>
<tr><td colspan="2">1 回あたり
100kg 以下は 2,030 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">以後 10kg 増すごとに 200 円を加算</td></tr>
</table>
※指定袋の大きさ
もやせるごみ　：20 リットル、30 リットル 、45 リットル
もやせないごみ：30 リットル、45 リットル</td></tr>
</table>

2　ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れを生活系、事業系別に図表 2-1-7(1)、(2)に示す。

2-1　生活系ごみの処理の流れ

本市の一般家庭から排出されるごみは、以下の流れで処理を行っている。

(1) 一般ごみ・粗大ごみの処理

- もやせるごみ、粗大ごみ（金属製以外）
 エコクリーン松江にて溶融処理。
- 金属、粗大ごみ（金属製）
 エコステーション松江にて破砕・選別処理。
- 宍道リサイクルセンター及び美保関不燃物処理場に持ち込まれた粗大ごみ
 エコクリーン松江またはエコステーション松江にて処理。

(2) 処理困難物・溶融不適物の処分

- 処理困難物
 民間委託により処理。
- 溶融不適物
 西持田不燃物処理場にて埋立処分。
- エコステーション松江で発生する処理残渣（可燃以外）
 西持田不燃物処理場にて埋立処分。

(3) 資源ごみの処理

- プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙・古着
 川向リサイクルプラザにて選別処理。
- 缶・びん・ペットボトル
 西持田リサイクルプラザにて選別処理。
- 資源ごみの処理不適物
 エコステーション松江にて破砕・選別処理。
- 蛍光管
 エコステーション松江で一時保管後、民間処理事業者に委託し再資源化。

(4) 処理残渣の再処理・最終処分

- エコステーション松江で発生する処理残渣（可燃）
 エコクリーン松江にて溶融処理。
- 西持田リサイクルプラザ及び川向リサイクルプラザで発生する処理残渣
 エコクリーン松江にて溶融処理。

・エコクリーン松江で溶融処理後の残渣（飛灰）
西持田最終処分場にて埋立処分。

(5) 資源化

・エコステーション松江、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザで選別処理された資源物は資源化。
・エコクリーン松江で溶融処理により発生したスラグ・メタルは資源化。

2-2　事業系ごみの処理の流れ

本市の事業所から排出されるごみは、以下の流れで処理を行っている。

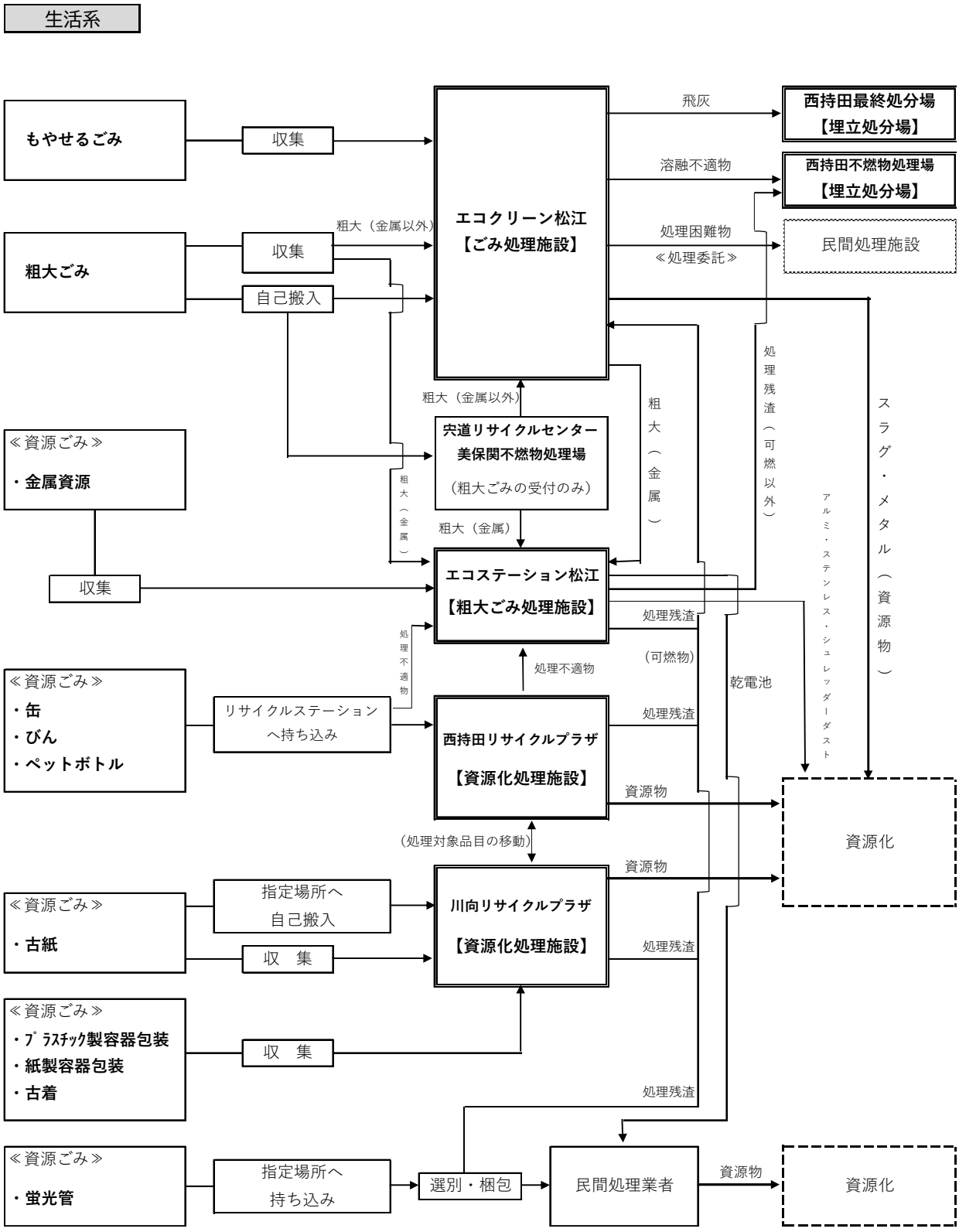
(1) 事業系一般廃棄物の処理

・もやせるごみ・もやせないごみ
エコクリーン松江にて溶融処理。
・古紙
川向リサイクルプラザにて選別処理。
・従業員の飲食に伴い発生した缶・びん・ペットボトル
西持田リサイクルプラザにて選別処理。

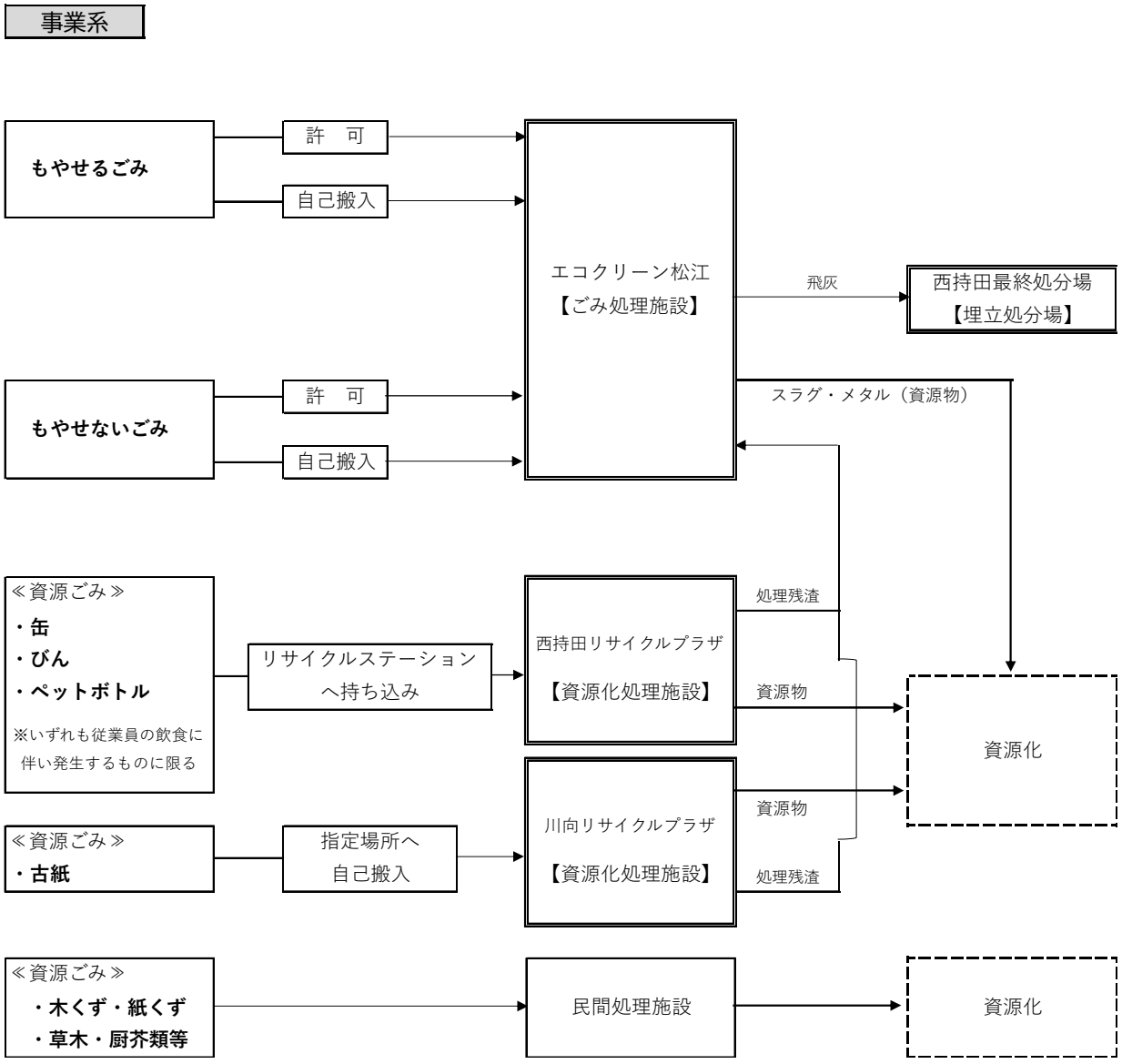
(2) 中間処理後の選別残渣

・上記施設（川向リサイクルプラザ、西持田リサイクルプラザ）で発生した選別残渣は、生活系ごみの中間処理後の残渣と同様に処理を行っている。

◆ 図表 2-1-7(1)　ごみ処理の流れ（生活系：令和 8 年度）



◆ 図表 2-1-7(2)　ごみ処理の流れ（事業系：令和 8 年度）



2-3　処理施設の概要

本市のごみ処理施設における主な処理内容は以下の通り。

(1) ごみの処理

・エコクリーン松江
もやせるごみ、粗大ごみ（金属製以外）を溶融処理。
・エコステーション松江
金属、粗大ごみ（金属製）を選別処理。

(2) 資源ごみの再資源化処理

・西持田リサイクルプラザ
缶・びん・ペットボトルを再資源化のため、選別、圧縮等の処理。
・川向リサイクルプラザ
紙製容器包装・プラスチック製容器包装・古紙・古着を再資源化のため、選別、圧縮等の処理。

(3) 最終処分場

本市には以下の２つの稼働中の最終処分場がある。

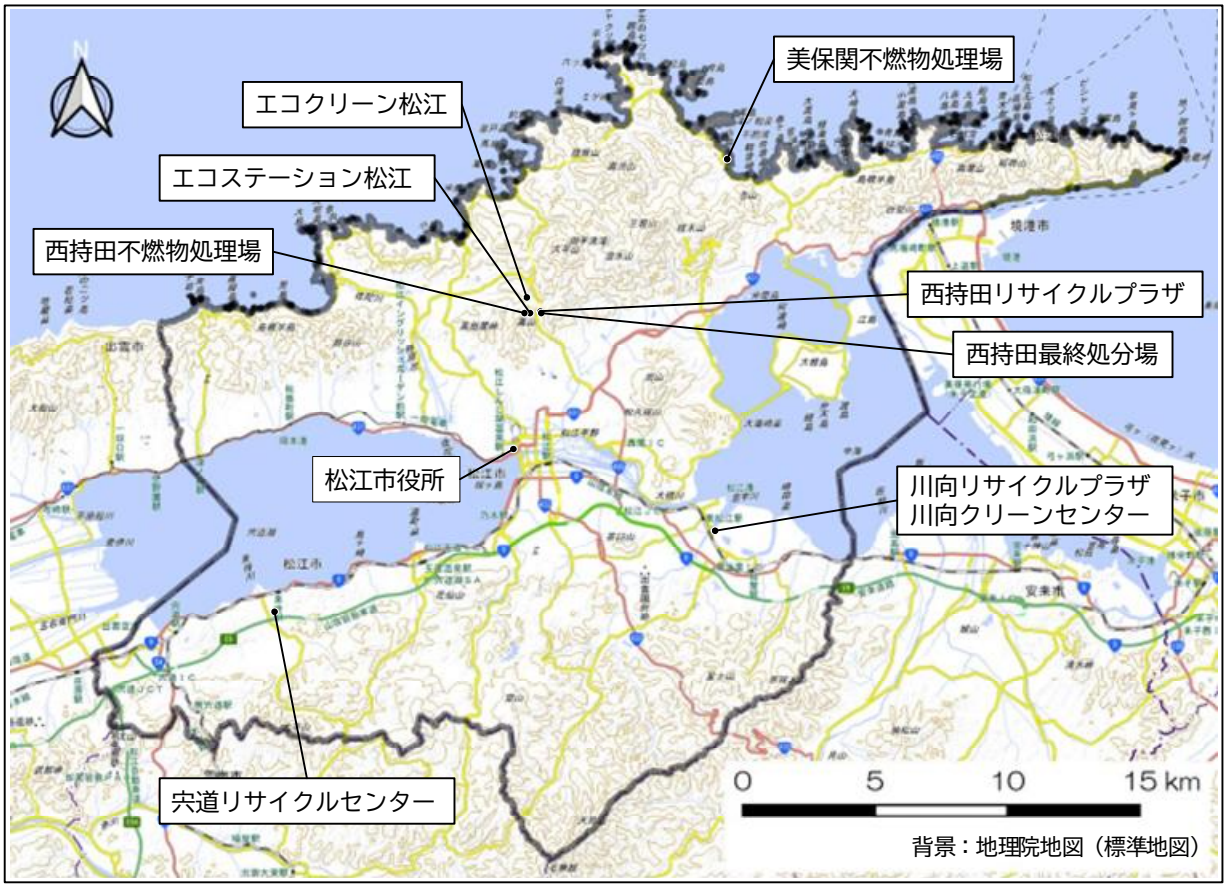
・西持田不燃物処理場
エコクリーン松江の溶融不適物（火災ごみ、海岸漂着ごみ含む）の埋立。
・西持田最終処分場
エコクリーン松江から排出される処理残渣（飛灰）の埋立。

◆ 図表 2-1-8　処理・処分施設の概要

施設名	処理方式	処理対象	処理能力	供用開始
エコクリーン松江	シャフト式ガス化溶融	もやせるごみ、粗大ごみ（金属製以外）、もやせないごみ	255t/日	H23.4
エコステーション松江	破砕・選別・圧縮	金属・粗大ごみ（金属製）	59t/5h	H14.4
西持田リサイクルプラザ	破砕・選別・圧縮・保管	資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）	16t/5h	H10.10
川向リサイクルプラザ	選別・圧縮・保管	資源ごみ（プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙・古着）	64t/5h	H14.10
西持田不燃物処理場	埋立	溶融不適物	（埋立容量） 545,000 m^3 （残余容量） 72,502 m^3（R7 末）	S63.6
西持田最終処分場	埋立	溶融飛灰	（埋立容量） 156,641 m^3 （残余容量） 10,896 m^3（R7 末）	H2.4

参考：宍道リサイクルセンター、美保関不燃物処理場では、粗大ごみの自己搬入受付を行っている。

◆ 図表 2-1-9　一般廃棄物処理施設位置図



3　ごみ発生量及び性状

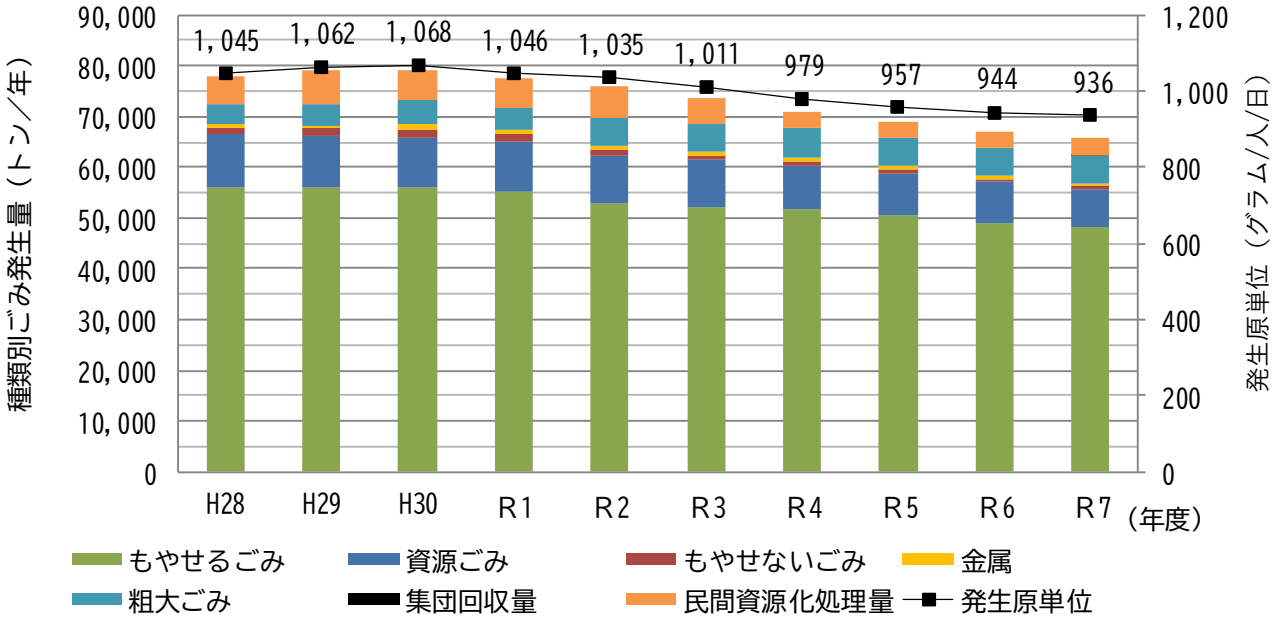
3-1　ごみ発生量

（1）種類別ごみ発生量及び発生原単位

本市における種類別ごみ発生量は、図表 2-1-10(1)に示すとおり、平成 30 年度をピークに減少傾向にあり、令和 7 年度 65,858 t となっている。平成 30 年度と令和 7 年度を比較すると 17%程度減少し、粗大ごみ以外のごみはすべて減少している。

また、平成 30 年度と令和 7 年度の発生原単位を比較すると 13%程度減少しており、人口減少によりごみの発生量が減少しているだけでなく、市民の消費活動の変化や行動の定着化も影響していることが推察できる。

◆ 図表 2-1-10(1)　種類別ごみ発生量及び発生原単位の推移



（単位：トン）

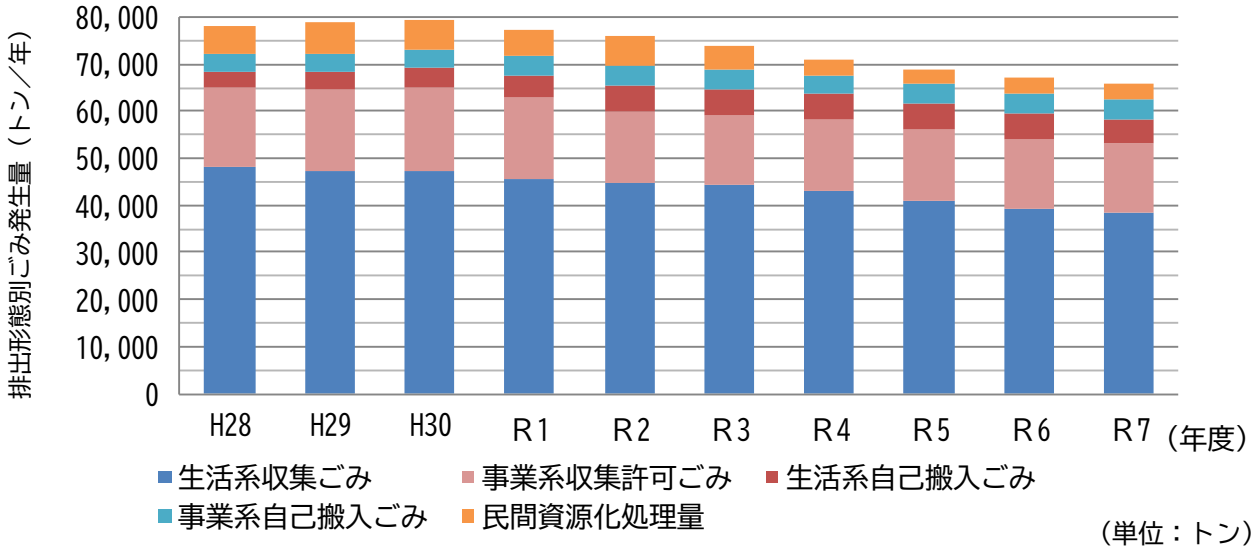
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ排出量	もやせるごみ	55,858	55,891	55,850	55,233	52,811	52,176	51,569	50,516	49,067	48,325
	資源ごみ	10,724	10,175	10,115	9,648	9,330	9,179	8,884	8,262	7,947	7,442
	もやせないごみ	1,272	1,528	1,585	1,637	1,248	980	828	760	620	470
	金属	757	748	856	794	881	834	766	731	699	662
	粗大ごみ	3,685	4,049	4,653	4,536	5,507	5,556	5,583	5,394	5,371	5,408
集団回収量		－	－	－	－	－	－	－	－	－	17
民間資源化処理量		5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	4,957	3,228	3,099	3,317	3,534
ごみ発生量		77,982	79,046	79,147	77,373	75,955	73,682	70,858	68,762	67,021	65,858
発生原単位　（グラム/人/日）		1,045	1,062	1,068	1,046	1,035	1,011	979	957	944	936

※もやせるごみ：生活系もやせるごみ＋事業系もやせるごみ＋ボランティア回収ごみ等
　資源ごみ　　：プラ製容器包装、紙製容器包装、缶、びん、ペットボトル、古紙、古布、蛍光管
　粗大ごみ　　：生活系ごみ（収集ごみ＋自己搬入ごみ）

(2) 排出形態別ごみ発生量

排出形態別ごみ発生量は図表 2-1-10(2)に示すとおり、生活系収集ごみ、事業系収集許可ごみ及び民間資源化処理量は減少傾向にある一方、生活系及び事業系自己搬入ごみは、令和２年度以降横ばい傾向にある。

◆ 図表 2-1-10(2)　排出形態別ごみ発生量



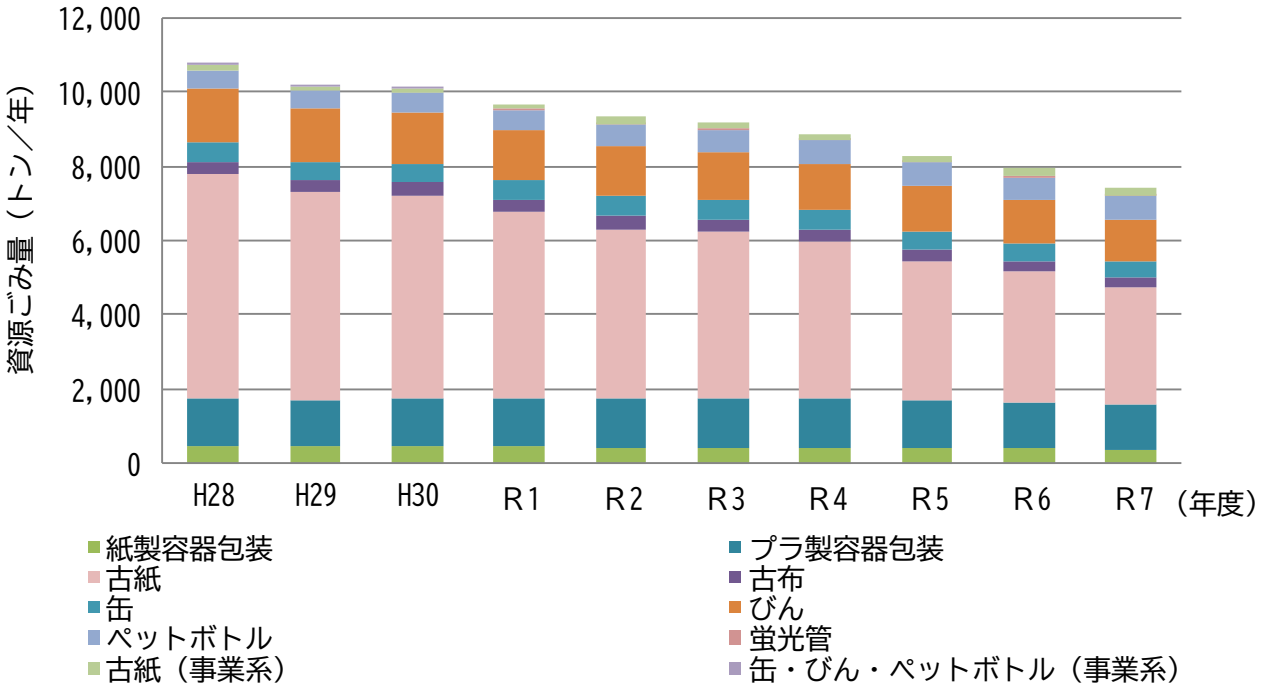
（単位：トン）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ排出量	生活系収集ごみ	47,962	47,211	47,362	45,595	44,849	44,275	43,008	40,829	39,187	38,424
	事業系収集許可ごみ	16,960	17,477	17,478	17,477	15,118	14,814	15,072	15,181	15,025	14,567
	生活系自己搬入ごみ	3,445	3,670	4,284	4,569	5,626	5,328	5,571	5,441	5,339	5,288
	事業系自己搬入ごみ	3,929	4,035	3,937	4,208	4,184	4,308	3,979	4,213	4,153	4,029
民間資源化処理量		5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	4,957	3,228	3,099	3,317	3,534
ごみ発生量		77,982	79,046	79,147	77,373	75,955	73,682	70,858	68,763	67,021	65,842

(3) 資源ごみ排出量

資源ごみ排出量は図表 2-1-10(3)に示すとおり、平成 28 年度以降減少傾向にあり、令和 7 年度 7,442 t となっている。平成 28 年度と令和 7 年度を比較すると、資源ごみ排出量は 31%程度減少し、プラ製容器包装、ペットボトル、事業系古紙以外のごみはすべて減少している。特に排出割合の最も多い生活系古紙は 48%程度減少しており、近年のペーパーレス化が大きく影響していると推察される。

◆ 図表 2-1-10(3)　資源ごみ排出量



（単位：トン）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生活系	紙製容器包装	467	440	445	436	417	414	416	406	387	368
	プラ製容器包装	1,280	1,240	1,276	1,314	1,337	1,349	1,334	1,293	1,277	1,232
	古紙	6,069	5,632	5,500	5,021	4,551	4,458	4,216	3,761	3,492	3,144
	古布	324	308	348	352	374	352	331	296	273	262
	缶	519	519	512	517	547	541	527	508	484	458
	びん	1,428	1,408	1,365	1,349	1,334	1,294	1,266	1,212	1,173	1,119
	ペットボトル	484	497	527	539	555	588	617	627	629	618
	蛍光管	-	-	-	13	10	9	10	8	9	9
事業系	古紙（事業系）	150	132	142	107	205	174	167	151	223	232
	缶・びん・ペットボトル（事業系）	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
計		10,724	10,175	10,115	9,648	9,330	9,179	8,884	8,262	7,947	7,442

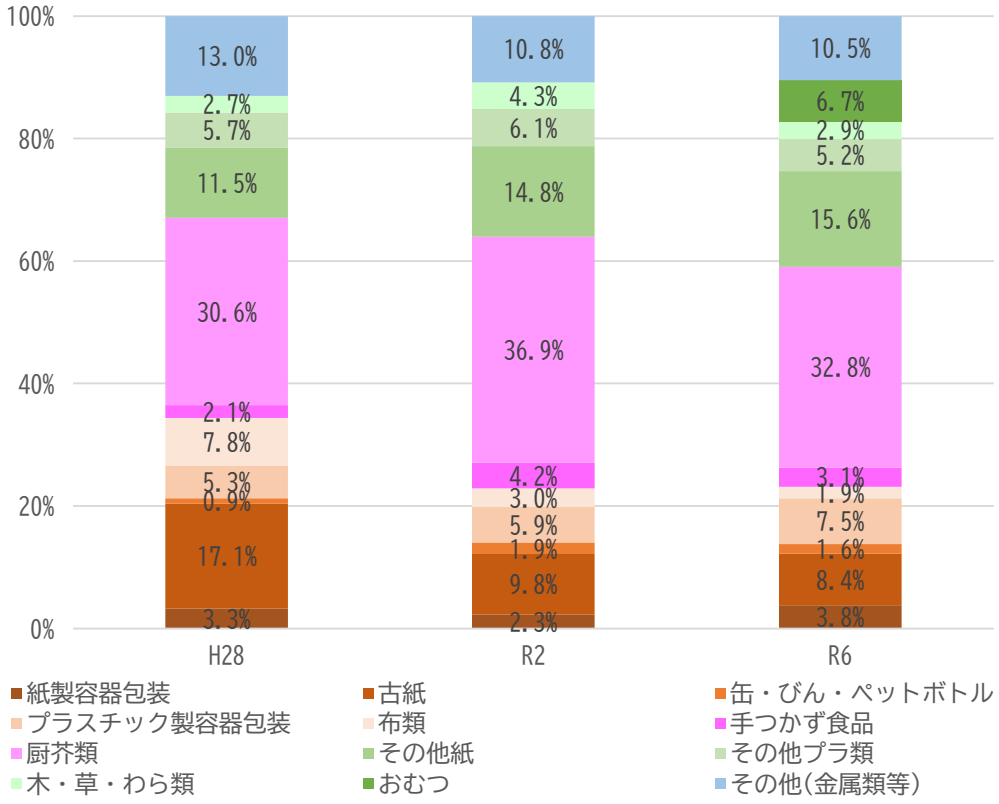
3-2　ごみの性状

本市の生活系もやせるごみ、事業系もやせるごみ、事業系もやせないごみのごみ性状割合及び再資源化及び削減可能の割合等を図表 2-1-11～図表 2-1-13 に示す。

(1) 生活系もやせるごみ

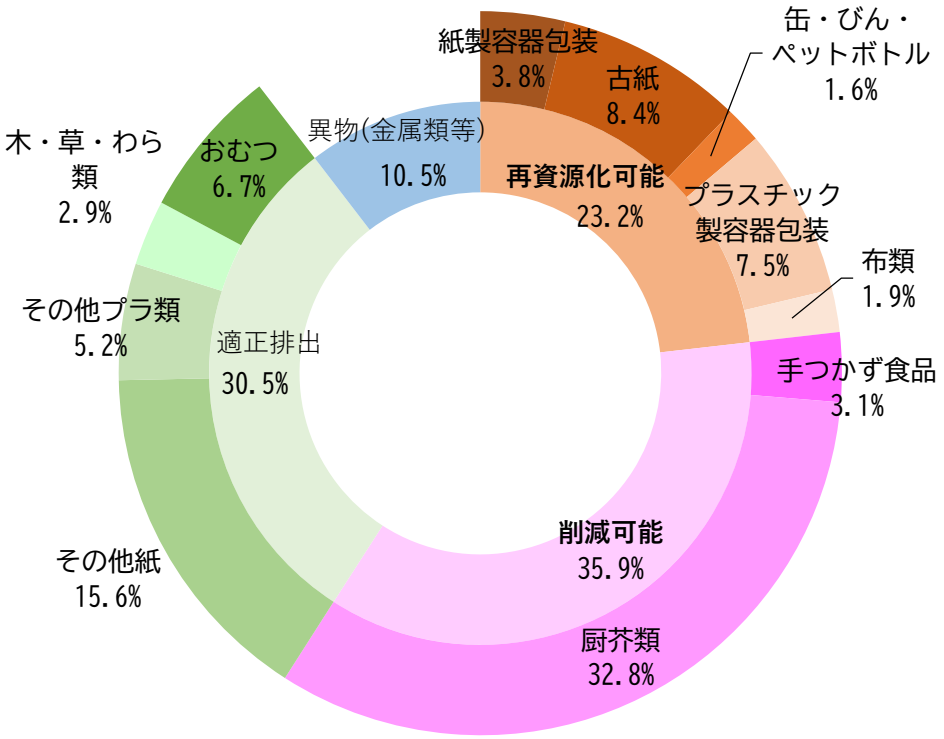
令和６年度における生活系もやせるごみは、厨芥類（調理くずなどの生ごみ）が 32.8%と最も多く、次いでその他紙が 15.6%を占める。経年的には古紙の割合が減少しており、令和６年度はおむつが 6.7%を占める結果となっている。ごみの減量化・再資源化の観点からみると、削減可能な「厨芥類及び手つかず食品」が 35.9%、再資源化可能な「紙製容器包装、古紙、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、布類」が 23.2%を占めており、全体の約６割に改善の余地がある。

◆ 図表 2-1-11(1)　ごみの性状割合（湿重量ベース）【生活系もやせるごみ】



※各年度のごみ組成分析調査結果

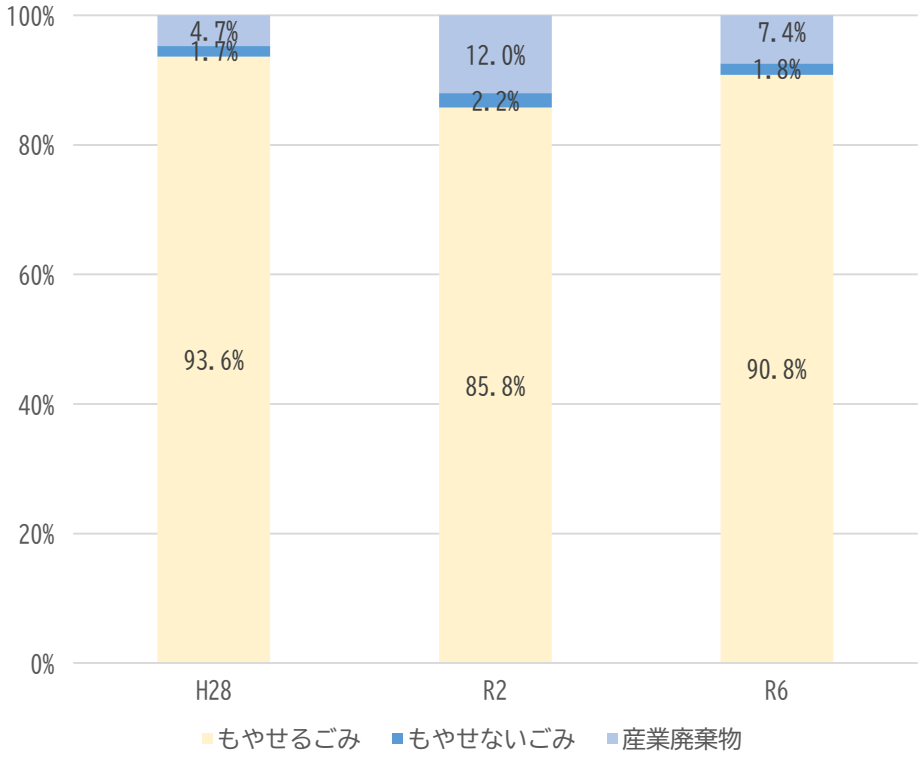
◆ 図表 2-1-11(2)　再資源化及び削減可能の割合（令和 6 年度）【生活系もやせるごみ】



(2) 事業系もやせるごみ

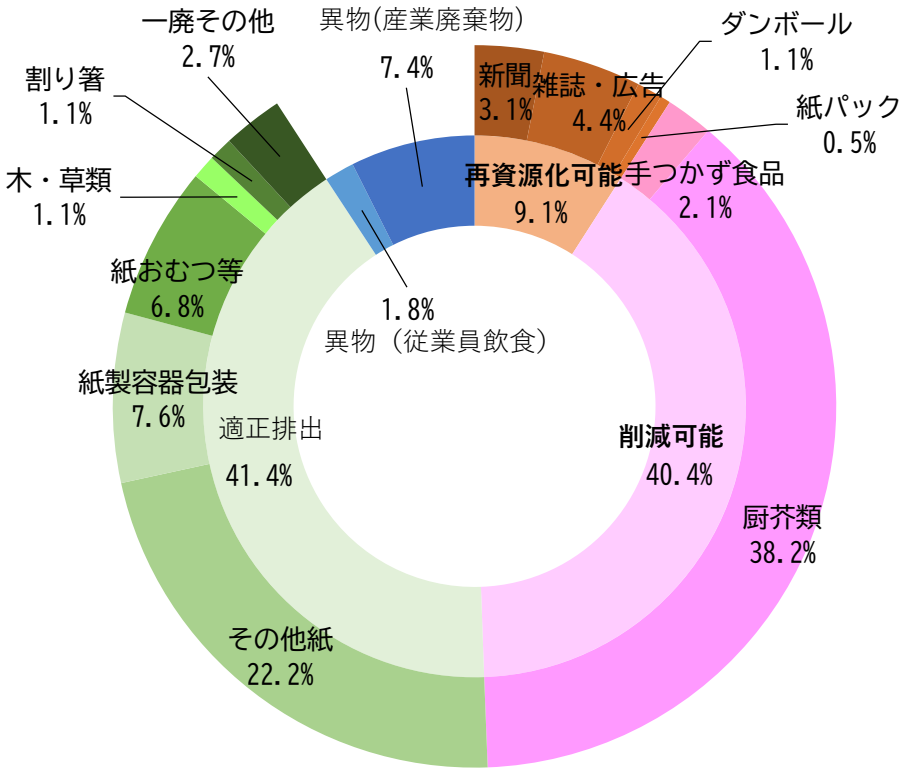
令和６年度における事業系もやせるごみは、厨芥類が 38.2%と最も多く、次いでその他紙が 22.2%を占める。減量化・再資源化の観点では、削減可能な「厨芥類及び手つかず食品」が 40.4%、再資源化可能な「新聞紙、雑誌・広告、ダンボール、紙パック」が 9.1%を占めており、全体の約５割に改善の余地がある。

◆ 図表 2-1-12(1)　ごみの性状割合（湿重量ベース）【事業系もやせるごみ】



※各年度のごみ組成分析調査結果

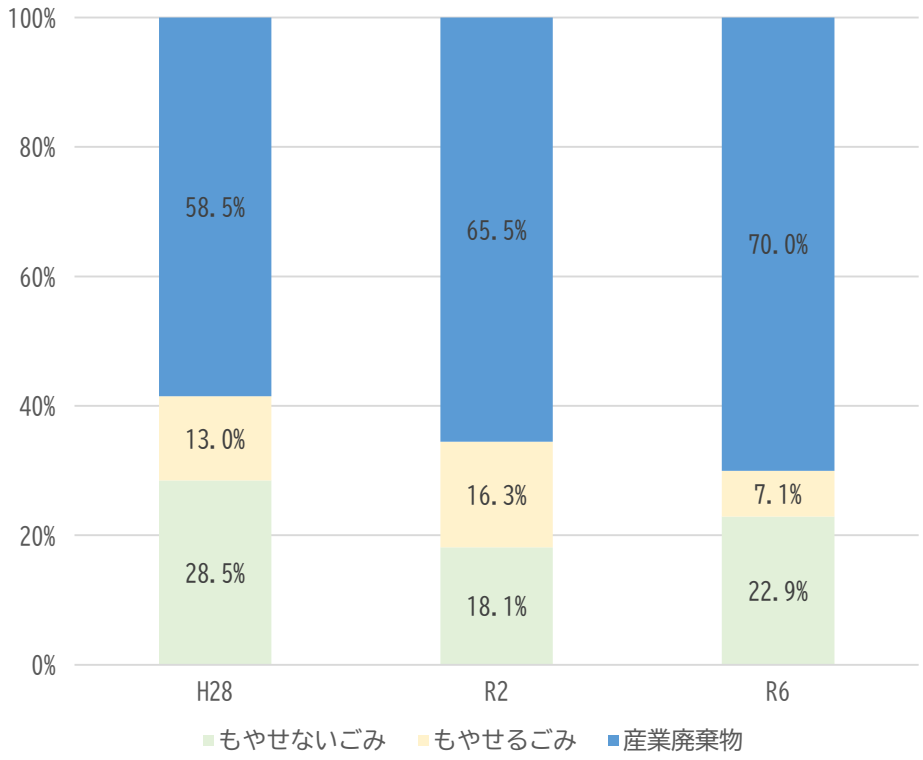
◆ 図表 2-1-12(2)　再資源化及び削減可能の割合（令和 6 年度）【事業系もやせるごみ】



(3) 事業系もやせないごみ

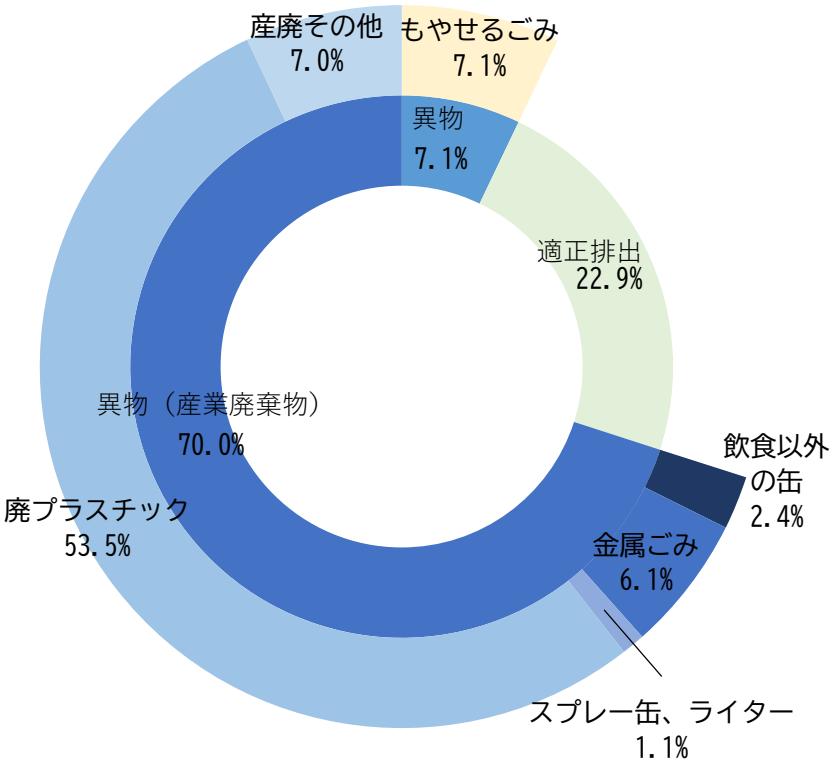
事業系もやせないごみは、本来「従業員の飲食に伴う弁当がら・缶・びん・ペットボトル」を対象としているが、令和６年度におけるその割合は 22.9%に留まる。実際には、廃プラスチックや金属ごみなどの「産業廃棄物」が全体の約 70%を占めており、経年的に産業廃棄物の割合が増加傾向にある。また、本来の対象物に含まれる「缶・びん・ペットボトル」は、本来であれば再資源化（リサイクル）が可能な資源ごみであり弁当がらはごく一部となる。

◆ 図表 2-1-13(1)　ごみの性状割合（湿重量ベース）【事業系もやせないごみ】



※各年度のごみ組成分析調査結果

◆ 図表 2-1-13⑵　産業廃棄物等の割合（令和６年度）【事業系もやせないごみ】



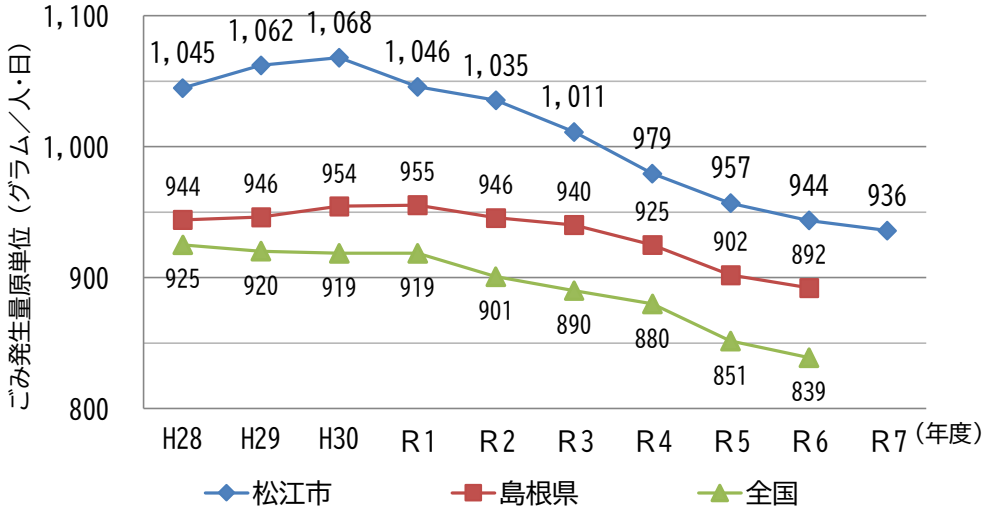
4　ごみ処理の評価

4-1 循環型社会形成の視点による評価

（1）ごみ発生量原単位

本市のごみ発生量原単位は平成 30 年度をピークに減少傾向にあり、令和６年度実績は 944ｇ／人・日である。島根県平均 892ｇ／人・日、全国平均 839ｇ／人・日と比較して高い水準にあり、他地域に比べてごみ発生量が多い状況にある。

◆ 図表 2-1-14(1)　ごみ発生量原単位

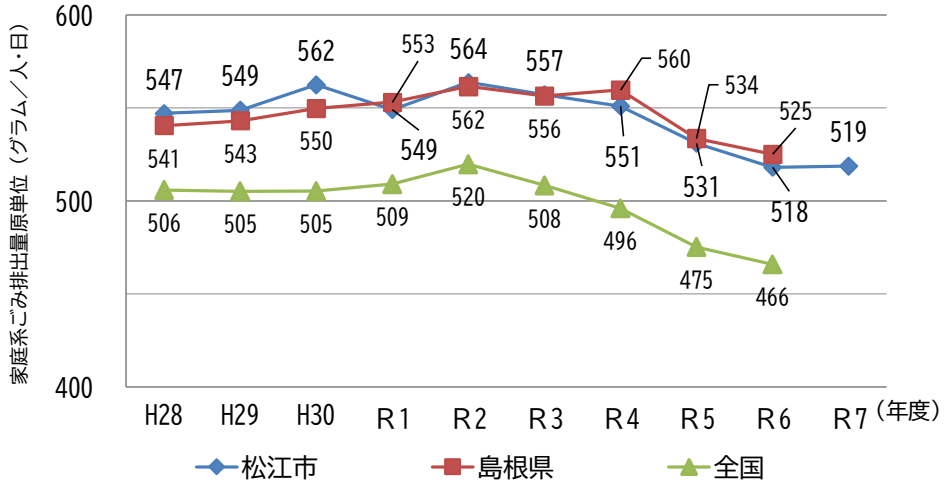


※ごみ発生量：生活系ごみ＋事業系ごみ＋民間資源化処理量
ごみ発生量原単位：ごみ発生量（t）×10^6÷行政区域内人口（人）÷年間日数（365 日又は 366 日）

（2）家庭系ごみ排出量原単位

本市の家庭系ごみ排出量原単位の令和６年度実績は 518ｇ／人・日であり、島根県平均 525ｇ／人・日より少ないものの、全国平均 466ｇ／人・日と比較すると多い結果となっており、全国平均に比べて家庭系ごみの排出量が多い状況にある。

◆ 図表 2-1-14(2)　家庭系ごみ排出量原単位

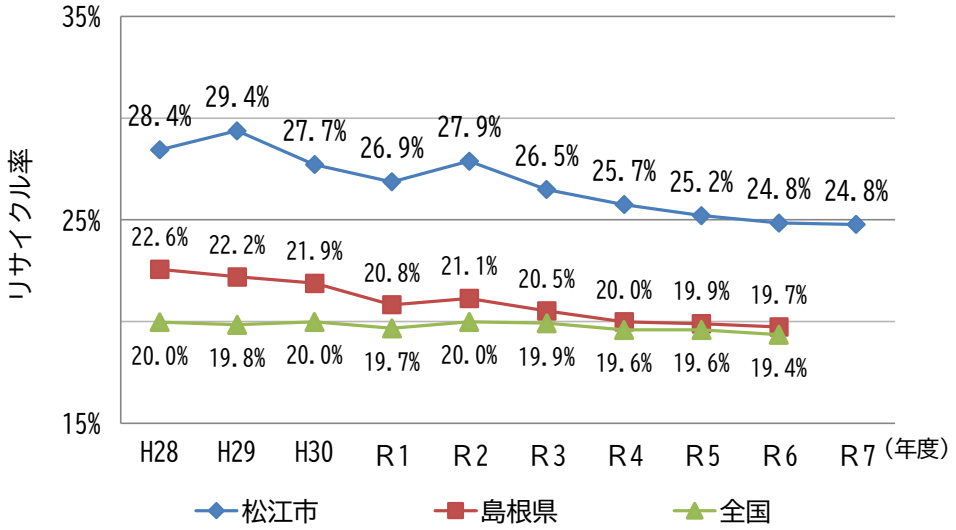


※家庭系ごみ排出量：生活系ごみー（集団回収量＋資源ごみ＋直接搬入ごみのうち資源利用されるもの）（民間資源化処理量含まない）

(3) リサイクル率

本市のリサイクル率は、ペーパーレス化等に伴い減少傾向にあり、令和６年度 24.8%となっている。島根県平均 19.7%、全国平均 19.4%と比較すると、高い数値を維持しているものの、もやせるごみの中には資源化可能なものや厨芥類（生ごみ）が依然として混入している状況である。

◆ 図表 2-1-14(3)　リサイクル率

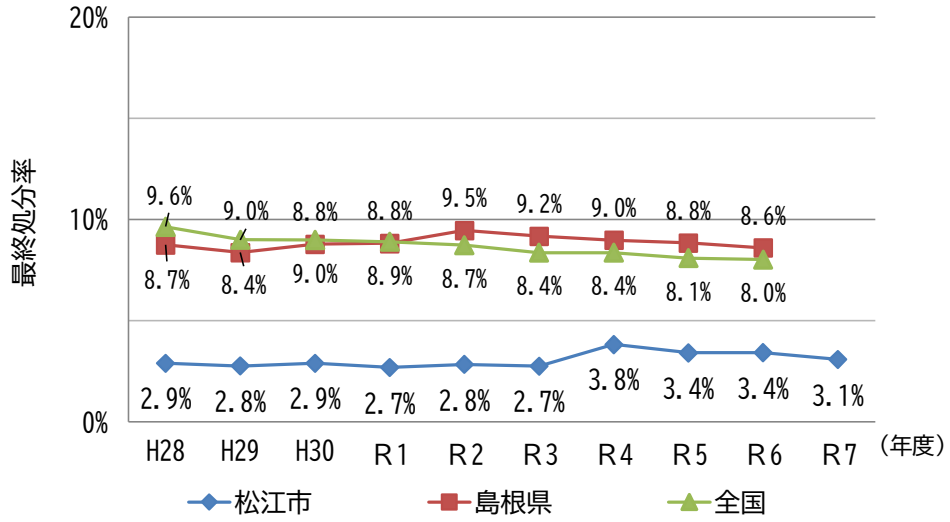


※リサイクル量：ごみとして排出されたもののうち、再資源化した量
　リサイクル率：ごみ処理量に対するリサイクル量の割合

(4) 最終処分率

本市の最終処分率は、令和３年度から４年度にかけて増加しているものの、直接溶融炉の導入による高い減容化と資源化（スラグ等の再利用）により、島根県及び全国平均と比較して低い数値を維持している。

◆ 図表 2-1-14(4)　最終処分率

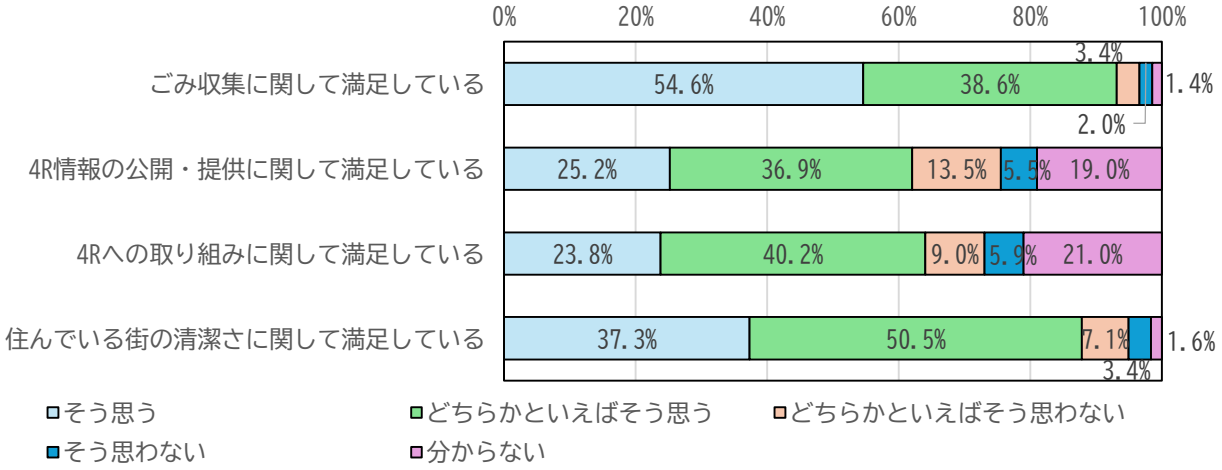


※最終処分量：飛灰、施設処理残渣などを埋立処分した量
　最終処分率：ごみ発生量に対する最終処分量の割合

4-2 公共サービスの視点による評価

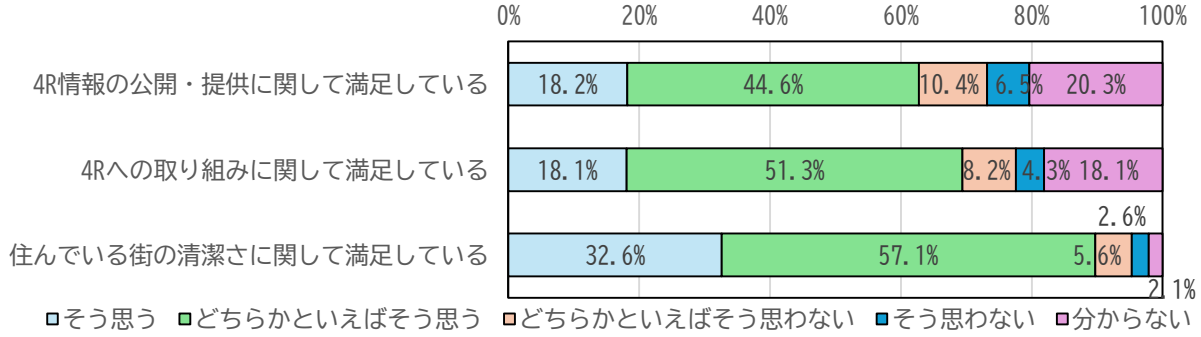
（1）市が行っているごみ処理の満足度（市民）

令和７年度に実施したごみに関する市民意識調査結果では、「ごみ収集」及び「住んでいる街の清潔さ」の満足度について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した市民が、全体の 85%を超える結果となった一方、「4R 情報の公開・提供」及び「4R への取り組み」の満足度について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した市民は全体の約 60%で、「どちらかといえば思わない」、「そう思わない」、「分からない」と回答した市民は全体の約 30%を超える結果となった。



（2）市が行っているごみ処理の満足度（事業者）

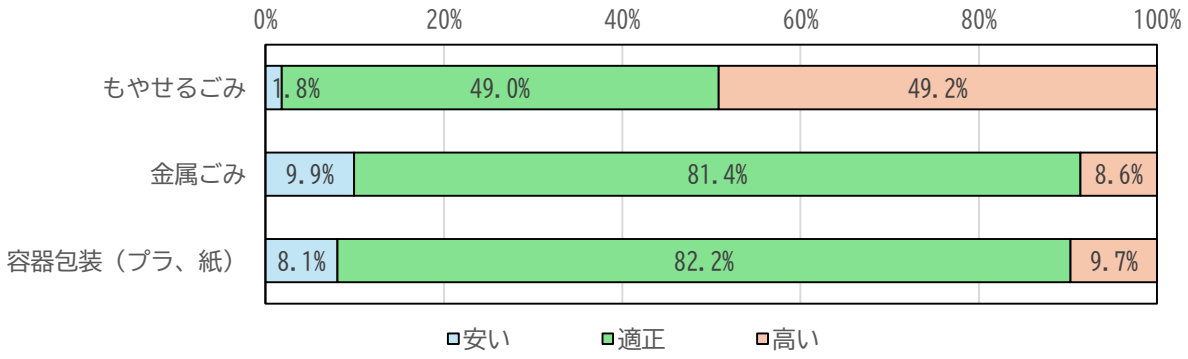
ごみに関する事業者意識調査結果では、「住んでいる街の清潔さ」の満足度について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した事業者が、全体の約 90%を占める結果となった一方、「4R 情報の公開・提供」及び「4R への取り組み」の満足度について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した事業者は全体の約 60～70%で、「どちらかといえば思わない」、「そう思わない」、「分からない」と回答した市民は全体の約 30～40%を超える結果となった。



（3）ごみ処理手数料

市民意識調査の結果において、ごみ種別ごとの手数料に対する受け止め方に差異が見られ、「もやせるごみ」の手数料については、約半数（49.2%）の市民が「高い」と回答しているのに対し、「金属ごみ」及び「容器包装（プラスチック・紙）」においては、「高い」との回答がそれぞれ 8.6%、9.7%と 1 割未満にとどまり、8 割以上（金属：81.4%、容器包装：82.2%）が「適正」と回答している。

この結果は、市民が「もやせるごみ」の排出に伴う経済的負担を強く認識している一方で、分別・資源化が可能な項目については負担感が比較的抑制されている現状を示しており、市民に対して「分別を徹底し、資源ごみとして排出することで排出コストを抑制できる」という経済的動機付け（インセンティブ）が有効に機能していることと、「資源として再利用可能なものは分別して出す」というリサイクル意識の醸成・定着に寄与していることが伺える。



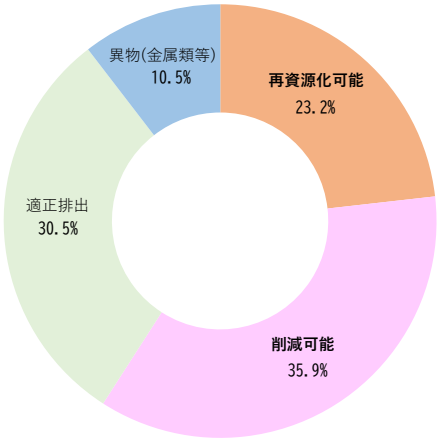
5　課題の抽出

5-1 生活系ごみの発生量の削減とリサイクル率の向上

（1）ごみ組成調査から分かること

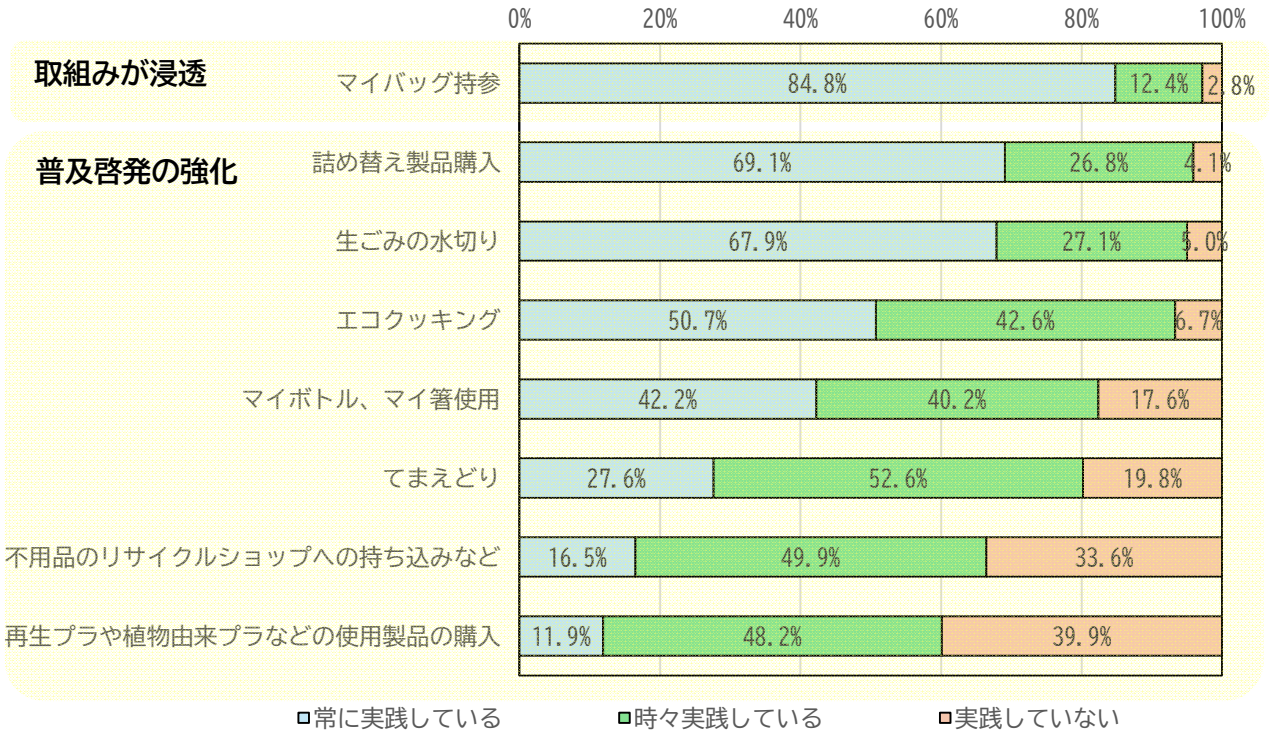
令和６年度に実施した生活系もやせるごみの組成調査結果では、再資源化可能な資源ごみ（紙製容器包装、古紙、プラスチック製容器包装など）が23.2%、削減可能な廃棄物（手つかず食品、厨芥類）が35.9%を占めている。

生活系ごみの発生量とリサイクル率を向上させるため、再資源化可能な資源ごみに関する適正な分別の啓発及び指導強化、削減可能な廃棄物に関する減量の啓発強化が必要である。



（2）ごみに関する意識調査から分かること

ごみに関する市民意識調査結果では、「マイバック持参」は常に実践しているの割合が80%を超え取組みが浸透している一方、「詰め替え製品購入」、「生ごみの水切り」、「エコクッキング」などの取組みは浸透しつつあるが、さらなる啓発が必要である。

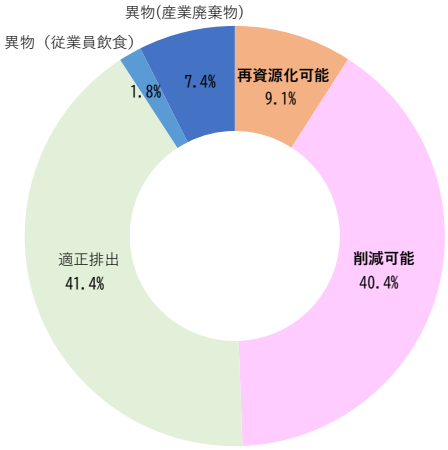


5-2 事業系ごみの発生量の削減とリサイクル率の向上

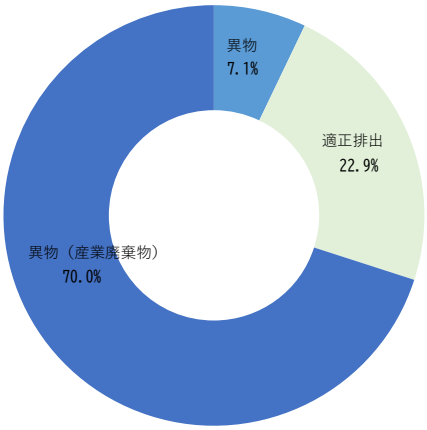
（1）ごみ組成調査から分かること

- 令和６年度に実施した事業系もやせるごみの組成調査結果では、再資源化可能な資源ごみ（新聞紙、雑誌・広告など）が 9.1%、削減可能な廃棄物（手つかず食品、厨芥類）が 40.4%を占めている。事業系ごみの発生量とリサイクル率を向上させるため、再資源化可能な資源ごみに関する適正な分別の啓発強化、削減可能な廃棄物に関する減量の啓発強化が必要である。
- 事業系もやせないごみの組成調査結果では、産業廃棄物（廃プラスチック、金属ごみなど）が 70%を占め、もやせないごみである従業員の飲食に伴い不要になった弁当がら等は 22.9%に留まっている。ごみに関する事業者意識調査結果では、誤認識・未認識の割合が 14.1%を占めており、事業系もやせないごみの適正な分別の指導強化および分別区分の見直しが必要である。

≪事業系もやせるごみ≫

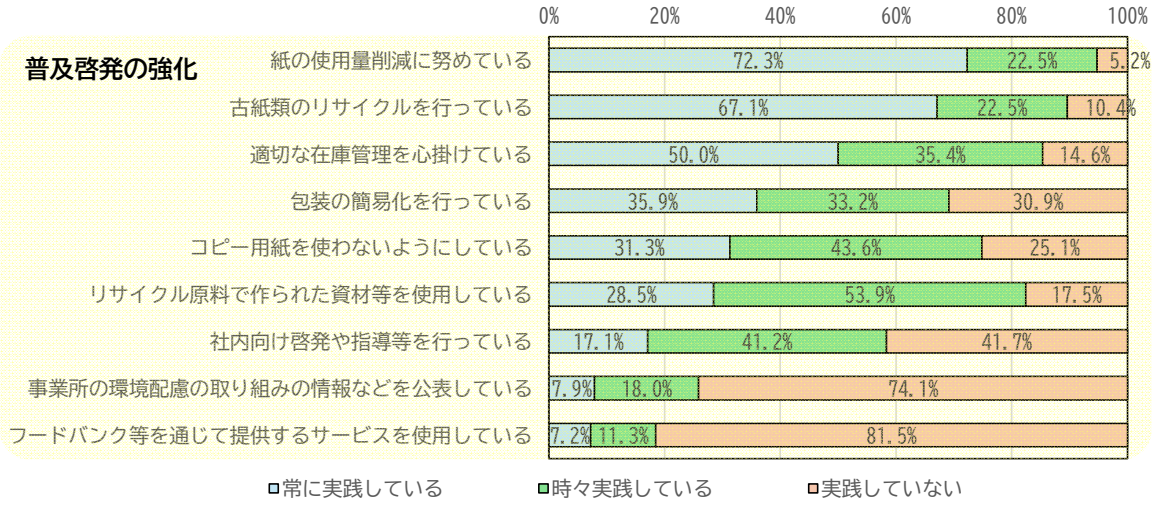


≪事業系もやせないごみ≫



（2）ごみに関する意識調査から分かること

ごみに関する事業者意識調査結果では、「紙の使用量削減に努めている」は常に実践しているの割合が約 70%と最も多く、「古紙類のリサイクルを行っている」、「適正な在庫管理を心掛けている」と続いている。いずれも取組みを浸透していないため、さらなる啓発が必要である。

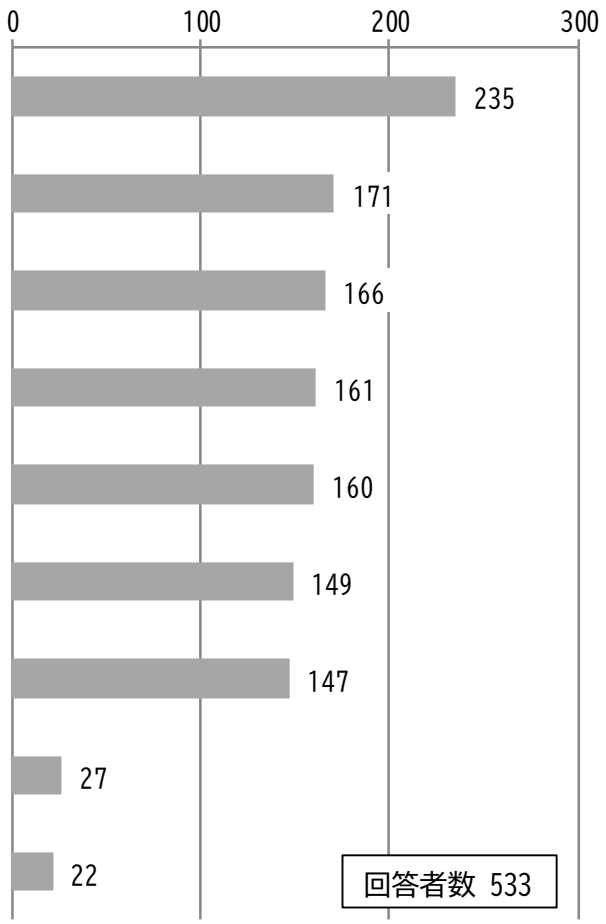


5-3 公共サービスの向上

（1）ごみ減量・リサイクルを進めるうえで市が実施すべきこと（市民）

ごみに関する市民意識調査結果では、ごみ減量・リサイクルを進めるうえで市が実施すべきことについて、「家庭でできるごみ減量やリサイクルの推進・周知」が最も多く、次に「学校などにおける環境教育の推進」、「広報などを増やし、ごみ減量やリサイクル啓発」と続いている。

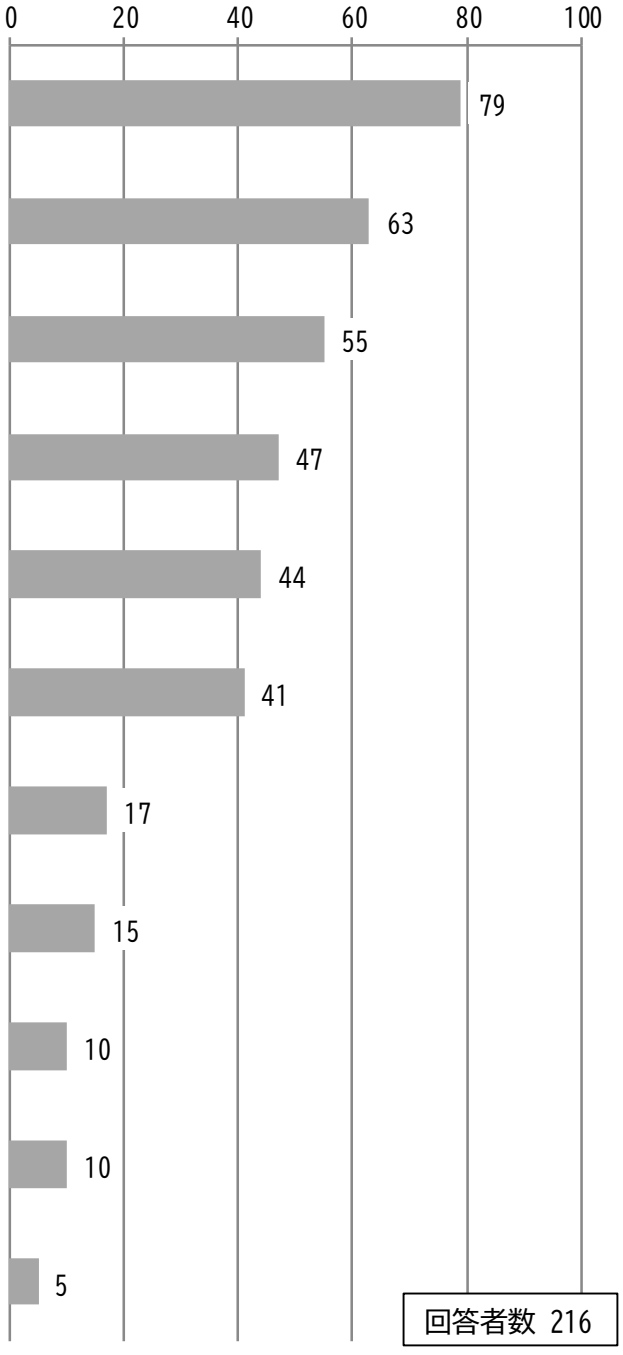
	回答数	割合
家庭でできるごみ減量やリサイクルの推進･周知	235	44.1%
学校などにおける環境教育の推進	171	32.1%
広報などを増やし、ごみ減量やリサイクル啓発	166	31.1%
資源物の集団回収･拠点回収利用の推進･周知	161	30.2%
不法投棄監視など対策の強化	160	30.0%
資源物の回収回数の増加	149	28.0%
資源物の分別回収品目の拡充	147	27.6%
ごみ集積所で排出時に指導	27	5.1%
その他	22	4.1%



(2) ごみ減量・リサイクルを進めるうえでの問題点（事業者）

ごみに関する事業者意識調査結果では、ごみ減量・リサイクルを進めるうえでの問題点について、「機密文書が多く、リサイクルが難しい」が最も多く、次に「ペーパーレス化するシステムを構築できない（費用負担が大きい）」、「リサイクルできそうなものはほとんど排出されない」と続いている。

	回答数	割合
機密文書が多く、リサイクルが難しい	79	36.6%
ペーパーレス化するシステムを構築できない（費用負担が大きい）	63	29.2%
リサイクルできそうなものはほとんど排出されない	55	25.5%
他のごみと分けるのに手間や費用がかかる	47	21.8%
資源化物の保管場所がとれない	44	20.4%
ごみを減らしても処理料金が安くなるなどの経済的メリットが得られない	41	19.0%
従業員に分別徹底やミスコピー紙の利用など浸透することが難しい	17	7.9%
再使用可能な不用事務用品（机・コピー機等）の引き渡し先の情報が得られない	15	6.9%
資源化物を分別しても適当な回収業者が見当たらない	10	4.6%
その他	10	4.6%
食品の売れ残り等を減らすための販売管理の徹底が難しい	5	2.3%



（3）ごみ処理施設の安定稼働

設置から 15 年経過したエコクリーン松江については、令和８年度から基幹的設備改良工事を実施し、最低 15 年間の延命化を予定している。

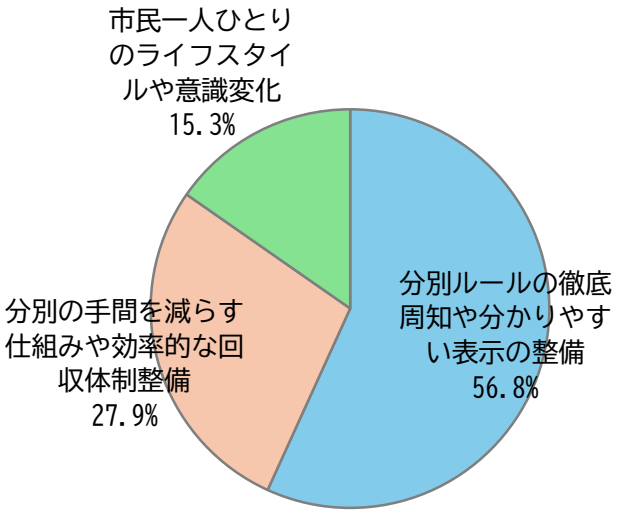
また、令和 12 年度に埋立満了となる西持田最終処分場については西持田不燃物処理場の一部への機能移転を、同じく令和 12 年度で業務が終了する西持田リサイクルプラザについてはエコステーション松江への機能移転をそれぞれ検討している。

これらの計画にとどまらず、それ以降の施設の在り方と方向性についても、あわせて検討する必要がある。

（4）プラスチック資源循環法の対応

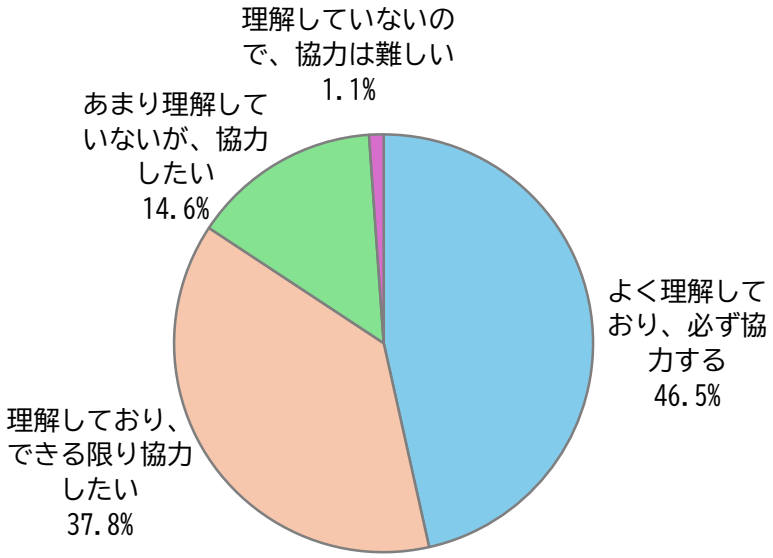
令和４年４月１日に施行されたプラスチック資源循環法では、家庭から排出されるプラスチックごみについて、市町村が、プラスチック製容器包装と製品プラスチック（プラマークのついていないプラスチック）をまとめて、容器包装リサイクルルートを活用してリサイクルできるよう措置がされるようになったほか、市町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画の認定を受けてリサイクルすることが可能となっており、ごみ処理施設の再整備とあわせて、今後の方向性を検討する必要がある。

なお、ごみに関する市民意識調査結果では、優先すべき視点は「分別ルールの徹底周知や分かりやすい表示の整備」が最も多く、「分別の手間を減らす仕組みや効率的な回収体制整備」が次に続いている。



(5) リチウムイオン電池（小型充電式電池）の適正処理

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両においてリチウムイオン電池等に起因する火災事故が頻繁に発生しており、本市も例外ではない。ごみに関する市民意識調査結果では、充電式電池の廃棄方法等について充分理解していない（「あまり理解していないが、協力したい」、「理解していないので、協力は難しい」）と回答した市民が約 16%を占め、リチウムイオン電池が使用された製品の廃棄方法についてさらなる周知徹底が必要である。



(6) 自治会等の加入状況に左右されない集積所利用の仕組みづくり

近年、自治会等の退会や未加入を理由に、集積所の利用を巡る戸別収集の相談が増加している。本市のごみ収集は、集積所収集方式を基本としていること、また、ごみは生活を営むうえで必ず発生するものであることから、自治会等への加入有無にかかわらず、既設の集積所を誰もが利用できるルール作りに努めていただくよう、自治会等の管理主体に理解を深めていただくことが必要である。

■ 主要課題と取組みの方向性

視点	主要課題	分析結果による取組みの方向性
循環型社会形成	ごみの発生量の削減とリサイクル率の向上	<u>生活系</u> ○ もやせるごみに含まれる再資源化可能な資源ごみ（紙製容器包装、古紙、プラスチック製容器包装など）に関する適正な分別の啓発及び指導強化 ○ もやせるごみに含まれる削減可能なもの（手つかず食品、厨芥類）に関する減量の啓発強化 ○ ごみ減量・リサイクルの取組みが浸透していない事項を中心に啓発強化
		<u>事業系</u> ○ もやせるごみに含まれる再資源化可能な資源ごみ（新聞紙、雑誌・広告など）に関する分別の啓発強化 ○ もやせるごみに含まれる削減可能なもの（手つかず食品、厨芥類）に関する減量の啓発強化 ○ もやせないごみの適正な分別の指導強化および分別区区分の見直し ○ ごみ減量・リサイクルの取組みが浸透していない事項を中心に啓発強化
公共サービス	市民・事業者満足度、サービスの向上	○ ごみ減量・リサイクルを進めるうえで市民、事業者と協働できる取組み事項の検討 ○ ごみ処理施設の安定稼働 ○ プラスチック資源循環法の対応 ○ リチウムイオン電池（小型充電式電池）の適正処理 ○ 自治会等の加入状況に左右されない集積所利用の仕組みづくり

第２節 基本方針と目標

1　基本方針

本市は「世界に誇る環境主都まつえ」をまちの姿の基本理念に掲げ、様々な施策を通じて循環型社会の形成とごみ問題の解決に取組んできた。一方で、従来の計画において掲げたごみ総排出量・発生量、リサイクル率、最終処分量の目標数値について、進捗状況をみると、人口減少に伴いごみの総排出量や処理量が減少し、これに連動して最終処分量も減少傾向にある。

社会情勢の変化やごみ処理の実態に即し、現在の状況を適正に評価するための目標や評価指標を見直すとともに、効果的なごみ減量・資源化をさらに推進するため、実効性の高い「施策の見直し」をあわせて進める必要がある。リサイクル率の状況から分析すると、ペーパーレス化や民間事業者の回収・資源化ルートへの移行など、社会情勢の変化が影響していることが見えてくる。これらの実態を踏まえ、より実効性の高い目標設定と達成に向けた取り組みを進めるため、市民や事業者に向けて、ごみの排出量、リサイクル率、ごみ処理経費、さらには資源ごみの行方などに関する情報を積極的に発信し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を共に創りあげていくことが不可欠となる。

そのため、本計画では令和７年度策定の「松江市環境基本計画」との整合を図り、基本理念として引き続き**『世界に誇る環境主都まつえ』**を掲げる。この理念の実現に向け、**「①4R（よんあーる）推進プロジェクト」**及び**「②ごみの適正処理推進プロジェクト」**の２つのプロジェクトを柱に据え、取組みを強力に推進していく。

◆ 図表 2-2-1　ごみ処理計画の基本理念と推進する取組み

基本理念　**『世界に誇る環境主都まつえ』**

推進する取組み

① **４R（よんあーる）推進プロジェクト**（ごみ発生・排出抑制と再資源化）

- 家庭や事業所においては、4R 運動を推進し、環境負荷が少ない持続可能なまちを目指して、ごみの分別・減量化・資源化に取組む。
- 市民・事業者・行政が一体となった官民協働で、食品廃棄物の減量化を目指し、食べ物を無駄にしない仕組みづくりや「もったいない」の意識醸成など食品ロスの削減に取組む。



② **ごみの適正処理推進プロジェクト**（安定的なごみ処理体制）

- 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれが高い意識を持ってごみの適正処理に取組む。
- ごみの排出段階から処分に至るまで、安定的にごみ処理を行うことができる環境を整備し、処理体制を構築する。
- 災害発生などの非常時においても、安定的且つ継続的なごみ処理が行えるよう計画を立て、適正な処理体制を確保する。

2　目標

2-1　従来計画の達成状況

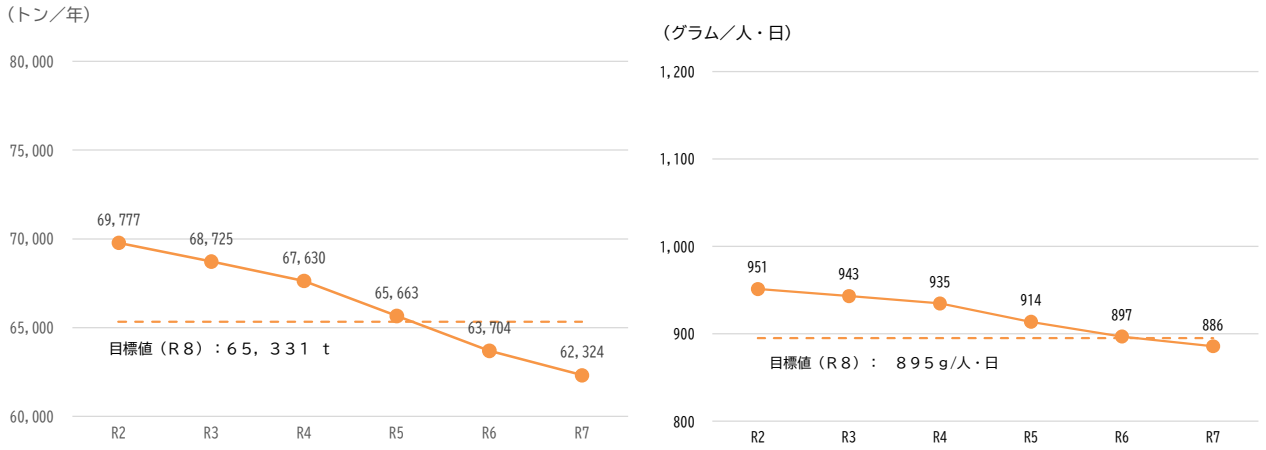
令和４年３月策定している松江市一般廃棄物処理基本計画（以下「従来計画」という。）においては、令和８年度を数値目標年度とし、ごみ発生・排出抑制、再資源化、最終処分の達成すべき目標を掲げている。これらの数値目標と令和７年度の実績との比較を図表 2-2-2～図表 2-2-5 に示す。

2-1-1　ごみ発生・排出抑制

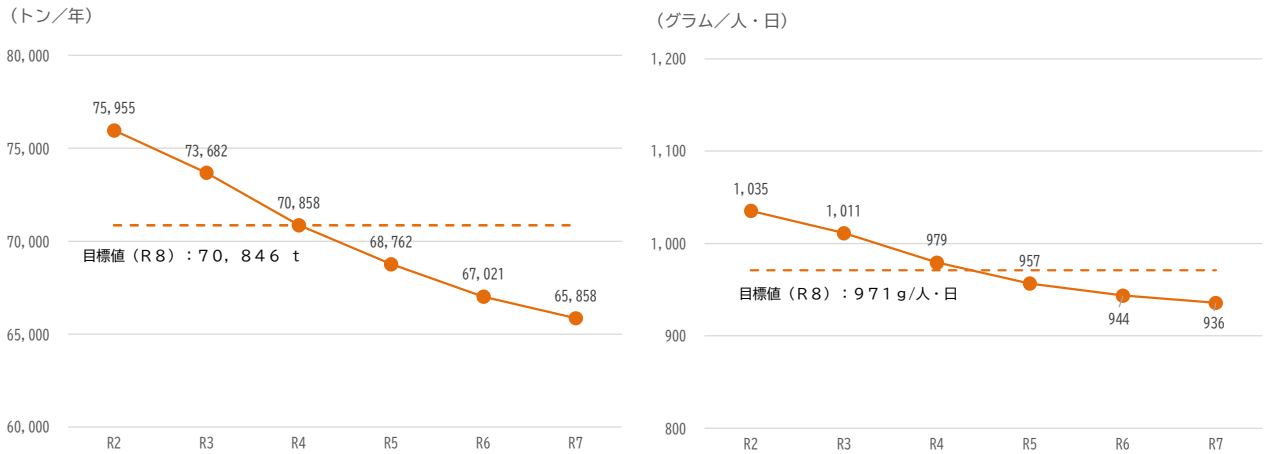
ごみ発生・排出抑制の目標として、ごみ総排出量（民間資源化処理量を含まない）及びごみ発生量（民間資源化処理量を含む）を設定し、総量、１人１日当たり排出量の実績管理を行っている。

令和７年度の総量実績では、ごみ総排出量及びごみ発生量について、総量及び１人１日当たり排出量それぞれにおいて、目標値を達成している。

◆ 図表 2-2-2　ごみ総排出量



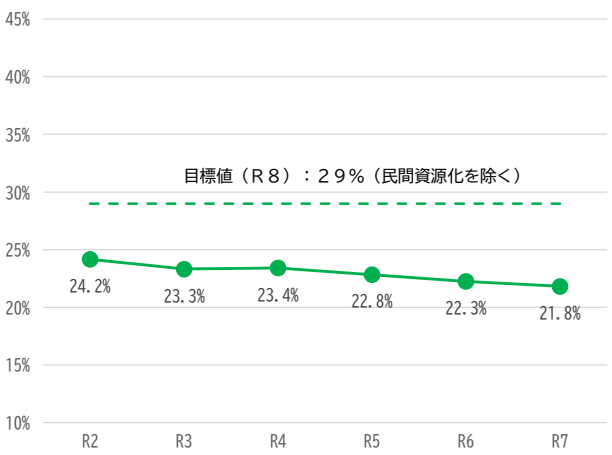
◆ 図表 2-2-3　ごみ発生量

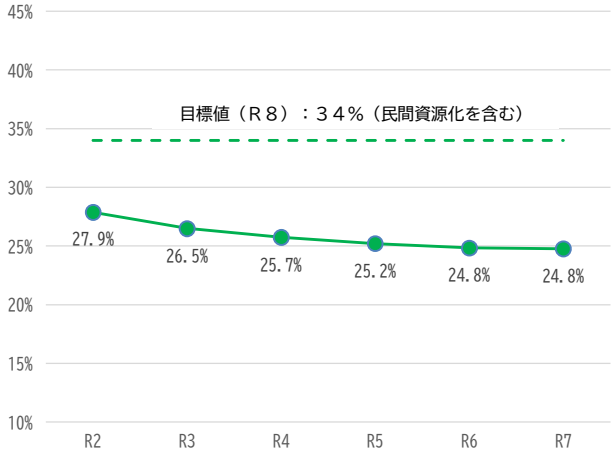


2-1-2　再資源化

再資源化の目標としてリサイクル率（民間資源化処理量を含まない）及びリサイクル率（民間資源化処理量を含む）を設定しているが、ペーパーレス化の進展や、民間事業者の自主的な回収・資源化ルートへの移行（行政回収を経ない資源化の増加）などにより、いずれも目標を達成していない。

◆ 図表 2-2-4　リサイクル率

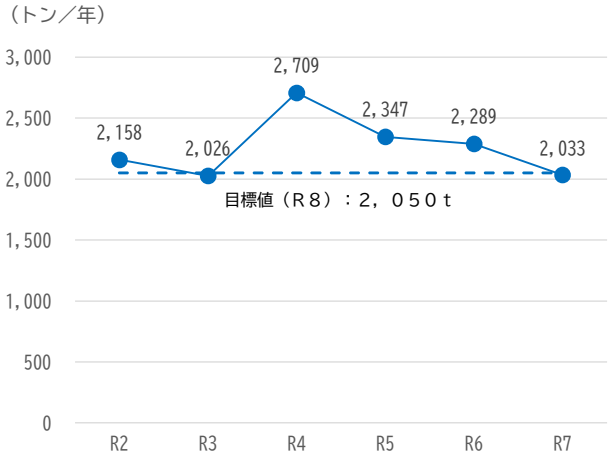




2-1-3　最終処分

最終処分の目標として最終処分量を設定しているが、令和３年度、令和７年度は目標を達成しているものの、それ以外の年度は目標を達成していない。最終処分量について、直接埋立量が増減の主な要因となっている。直接埋立量は溶融不適物や災害ごみ、火災ごみなどが含まれ、施策として計画的に削減できない部分があるため、目標として設定はしないこととする。

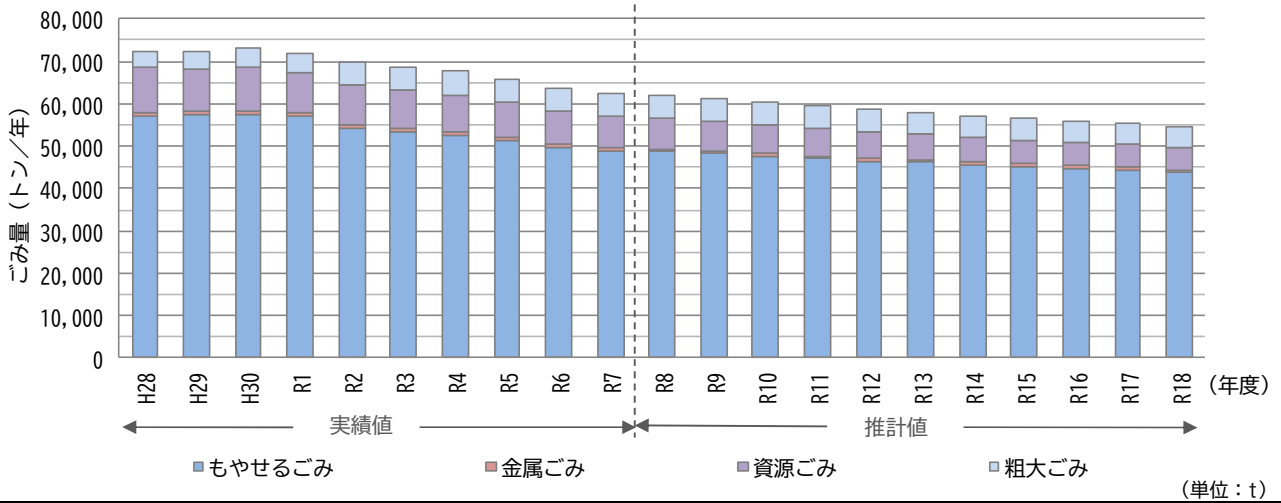
◆ 図表 2-2-5　最終処分量



2-2　ごみ排出量の将来見込み

現状のごみの排出傾向が継続して推移した場合の、ごみ発生量等の将来見込み（単純推計）を図表 2-2-6(1)及び(2)に示す。なお、将来見込み（単純推計）の詳細は、参考資料において整理した。ごみ排出量（民間資源化量を含まない）の見込みは令和 13 年度 58,010t/年、令和 18 年度 54,459ｔ/年である。ごみ発生量(民間資源化量を含む)の見込みは令和 13 年度 61,347t/年、令和 18 年度 57,737ｔ/年である。

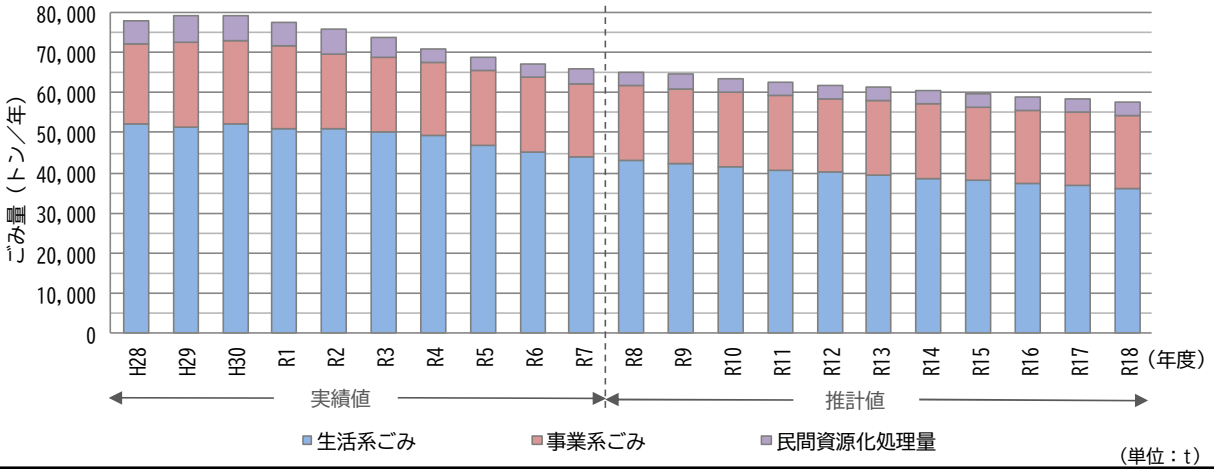
◆ 図表 2-2-6(1)　ごみ排出量（民間資源化処理量を含まない）の将来見込み



（単位：t）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
もやせるごみ	57,130	57,419	57,436	56,870	54,059	53,156	52,397	51,276	49,687	48,795	48,663	48,210	47,539	47,021	46,527	46,184	45,601	45,154	44,717	44,413	43,872
金属ごみ	757	748	856	794	881	834	766	731	699	662	701	692	675	664	650	641	624	613	599	589	573
資源ごみ	10,724	10,175	10,115	9,648	9,330	9,179	8,884	8,262	7,947	7,442	7,203	6,960	6,704	6,477	6,258	6,070	5,867	5,675	5,504	5,355	5,173
粗大ごみ	3,685	4,049	4,653	4,536	5,507	5,556	5,583	5,394	5,371	5,408	5,335	5,308	5,246	5,198	5,152	5,115	5,050	5,001	4,949	4,909	4,841
ごみ排出量	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777	68,725	67,630	65,663	63,704	62,307	61,902	61,170	60,164	59,360	58,587	58,010	57,142	56,443	55,769	55,266	54,459

◆ 図表 2-2-6(2)　ごみ発生量（民間資源化処理量を含む）の将来見込み



（単位：t）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
ごみ	生活系ごみ	52,082	51,522	52,436	51,032	51,032	50,304	49,314	46,950	45,183	44,178	43,183	42,472	41,582	40,835	40,113	39,532	38,756	38,095	37,458	36,936	36,210
排出量	事業系ごみ	20,213	20,870	20,625	20,816	18,745	18,421	18,316	18,713	18,521	18,129	18,719	18,698	18,582	18,525	18,474	18,478	18,386	18,348	18,311	18,330	18,249
集団回収量		-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
民間資源化処理量		5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	4,957	3,228	3,099	3,317	3,534	3,404	3,392	3,362	3,345	3,327	3,320	3,294	3,281	3,266	3,262	3,261
ごみ発生量		77,982	79,046	79,147	77,373	75,955	73,682	70,858	68,762	67,021	65,858	65,323	64,579	63,543	62,722	61,931	61,347	60,453	59,741	59,052	58,545	57,737

2-3　数値目標

2-3-1 発生・排出抑制

従来の計画では、「ごみ発生量」や「リサイクル率」などを主な数値目標として設定し、ごみの減量化を推進してきた。 しかし、今後の人口減少の状況においては、個人の減量努力にかかわらず、人口減少に伴ってごみ総量が自然減することが予測される。そのため、総量のみを指標とした場合、市民や事業者の取り組み成果や施策の真の効果を客観的に評価することが困難になるという課題がある。

こうした社会情勢の変化に対応し、より実効性の高い計画とするため、本計画では「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」や「1 日当たりの事業系もやせるごみ排出量」といった原単位による目標値を新たに設定する。

(1) １人１日当たりの家庭系ごみ排出量

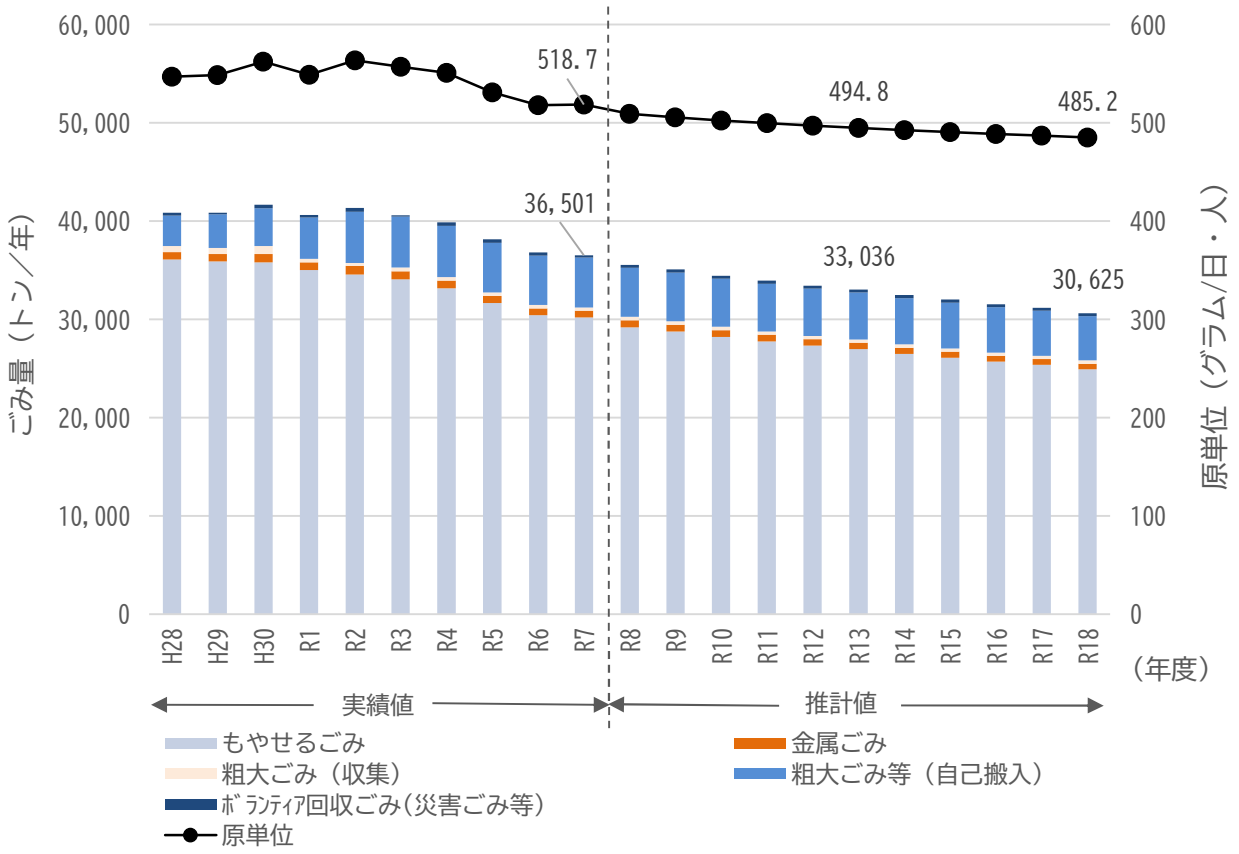
目標値は、国及び島根県の目標値を踏まえ図表 2-2-7（1）のとおりとする。設定根拠は図表 2-2-7（2）～図 2-2-7（5）のとおりである。過去の実績を踏まえた単純推計では、令和 18 年度 485.2 グラム/日・人となるが、家庭系もやせるごみ（収集）を 34.6 グラム/日・人削減することで令和 18 年度 450.6 グラム/日・人を目指す。削減可能な「手つかず食品」及び「厨芥類」で 28.3 グラム/日・人、資源化可能な「古紙」及び「ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装」で 6.3 グラム/日・人削減する目標とする。なお、図表 2-2-7（4）に示した「手つかず食品」等の割合は、令和６年度のごみ組成調査結果より設定している。

◆ 図表 2-2-7(1)　目標値

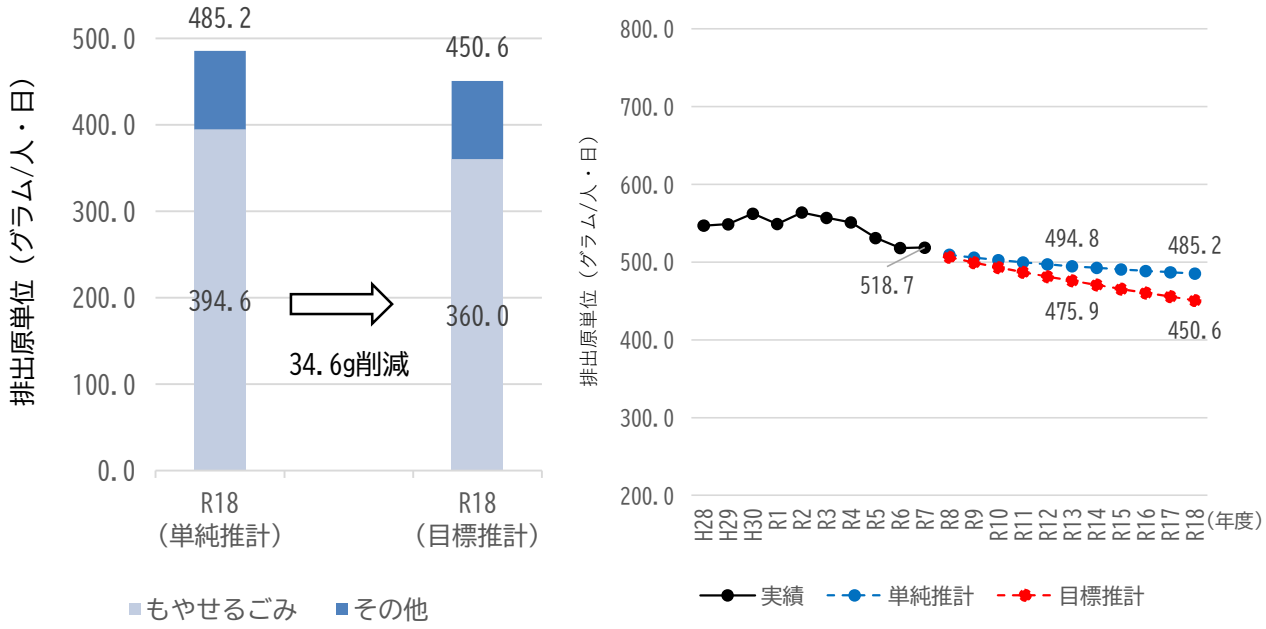
		指標	目標値
松江市		１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	令和 13 年度に 475.9 グラム 令和 18 年度に 450.6 グラム
（参考）	国		令和 12 年度に約 478 グラム
	島根県		令和 12 年度に 524 グラム

※家庭系ごみ：生活系ごみー（集団回収量＋資源ごみ＋直接搬入ごみのうち資源利用されるもの）（民間資源化処理量含まない）

◆ 図表 2-2-7(2)　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量の単純推計



◆ 図表 2-2-7(3)　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量の目標推計



◆ 図表 2-2-7(4)　生活系もやせるごみの削減目標量

もやせるごみ	394.6 g/人・日 (100.0%)		再資源化・削減可能量 g/人・日		指標		目標量 g/人・日	
紙製容器包装	14.9 g/人・日 (3.8%)		－	×	－	＝	－	
古紙	33.2 g/人・日 (8.4%)	➡	33.2	×	10%	＝	3.3	再資源化目標量
その他紙	61.6 g/人・日 (15.6%)		－		－		－	6.3 g/人・日
缶、びん、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6.3 g/人・日 (1.6%)		－		－		－	
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	29.6 g/人・日 (7.5%)	➡	29.6	×	10%	＝	3.0	
布類	7.5 g/人・日 (1.9%)		－		－		－	
その他プラ類	20.5 g/人・日 (5.2%)		－		－		－	
木・草・わら類	11.5 g/人・日 (2.9%)		－		－		－	
手つかず食品	12.2 g/人・日 (3.1%)	➡	12.2	×	20%	＝	2.4	削減目標量
厨芥類	129.4 g/人・日 (32.8%)	➡	129.4	×	20%	＝	25.9	28.3 g/人・日
おむつ	26.5 g/人・日 (6.7%)		－		－		－	
その他	41.2 g/人・日 (10.5%)							再資源化＋削減目標量
								34.6 g/人・日

◆ 図表 2-2-7(5)　生活系もやせるごみ組成分析調査結果（令和６年度）

種類		区分	組成割合
紙製容器包装		再資源化可能	3.8%
古紙			8.4%
	ダンボール	再資源化可能	0.8%
	新聞紙		3.7%
	雑誌・広告		3.5%
	紙パック		0.4%
その他紙		適正排出	15.6%
かん、びん、ペットボトル			1.6%
	かん	再資源化可能	0.2%
	びん		1.0%
	ペットボトル		0.4%
プラスチック製容器包装			7.5%
布類			1.9%
その他プラ類		適正排出	5.2%
木・草・わら類			2.9%
手つかず食品		削減可能	3.1%
厨芥類			32.8%
おむつ		適正排出	6.7%
その他			10.5%
	金属類	異物	0.3%
	スプレー缶		0.2%
	その他		10.0%
合計			100.0%

≪参考≫　削減目標量　<u>34.6ｇ</u>



【目標達成のために身近なところからできること】

1）生ごみの水切り…生ごみの 80%が水分
水切りをすることで生ごみの重量は半分になる。

2）食品ロスの削減…国民１人１日あたりの食品ロス量は 124ｇと試算されている。
これは茶碗 1 杯分のご飯の量に相当する。
無駄なく食べきることで 1 人あたり 45kg/年が削減できる。

3）ごみの分別……ごみを分別することで、もやせるごみの減量とリサイクルにつながる。

（ごみの重量と分別区分の一例）

品目	重量	分別区分（排出場所）
レジ袋	5ｇ	プラスチック製容器包装
食品トレイ	5ｇ	
トイレットペーパーの芯	6ｇ	古紙
紙パック（１ℓ）	30ｇ	

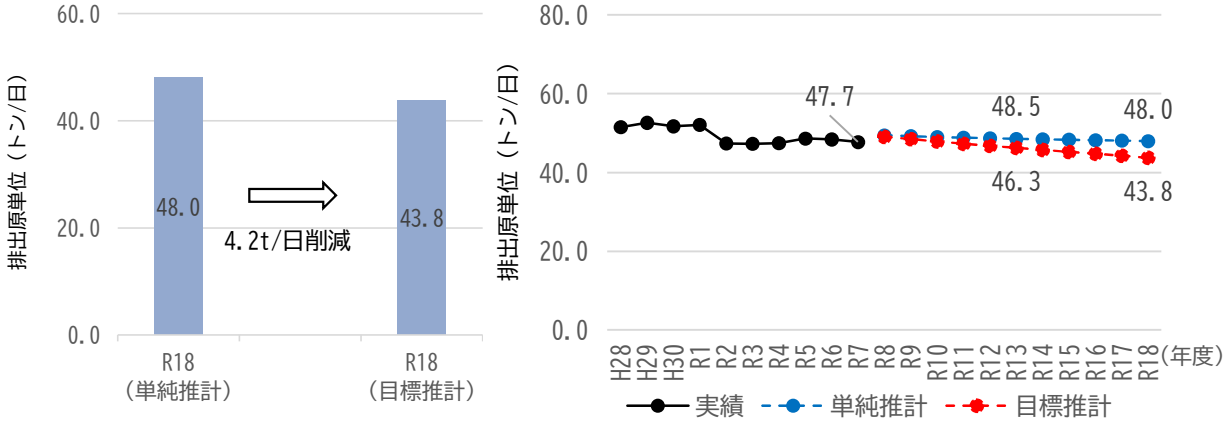
（2） １日当たりの事業系もやせるごみ排出量

目標値は、図表 2-2-8（1）のとおりとし、設定根拠は図表 2-2-8（2）～図 2-2-8（4）のとおりである。過去の実績を踏まえた単純推計では、令和 18 年度 48.0 トン/日となるが、43.8 トン/日を目指す。削減可能な「手つかず食品」及び「厨芥類」で 3.9 トン/日、資源化可能な「雑誌・広告」及び「新聞紙」で 0.3 トン/日削減する目標とする。なお、図表 2-2-8（4）に示した「手つかず食品」等の割合は、令和６年度のごみ組成調査結果より設定している。

◆ 図表 2-2-8(1)　目標値

	指標	目標値
松江市	１日当たりの 事業系もやせるごみ排出量	令和 13 年度 46.3 トン。令和 18 年度 43.8 トン。

◆ 図表 2-2-8(2)　１日当たりの事業系もやせるごみ排出量の目標推計



◆ 図表 2-2-8(3)　事業系もやせるごみの削減目標量

事業系もやせるごみ	48.0	t/日	(100.0%)	再資源化・削減可能量 t/日		指標		目標量 t/日	
新聞紙	1.5	t/日	(3.1%)	1.5	×	10%	=	0.1	再資源化目標量
雑誌・広告	2.1	t/日	(4.4%)	2.1	×	10%	=	0.2	0.3 t/日
ダンボール	0.5	t/日	(1.1%)	－		－		－	
紙製容器包装	3.6	t/日	(7.6%)	－		－		－	
紙パック	0.2	t/日	(0.5%)	－		－		－	
その他紙	10.6	t/日	(22.1%)	－		－		－	
紙おむつ等	3.3	t/日	(6.8%)						
木・草類	0.5	t/日	(1.1%)	－		－		－	
割り箸	0.5	t/日	(1.1%)	－		－		－	
厨芥類	18.3	t/日	(38.2%)	18.3	×	20%	=	3.7	削減目標量
手つかず食品	1.0	t/日	(2.1%)	1.0	×	20%	=	0.2	3.9 t/日
一廃その他	1.3	t/日	(2.7%)	－		－		－	
従業員の飲食に伴うもの	0.9	t/日	(1.8%)						
産業廃棄物	3.6	t/日	(7.4%)						再資源化＋削減目標量
									4.2 t/日

◆ 図表 2-2-8(4)　事業系もやせるごみ組成分析調査結果（令和６年度）

種類		区分	組成割合
事業系一般廃棄物（もやせるごみ）			90.8%
	新聞	再資源化可能	3.1%
	雑誌・広告		4.4%
	ダンボール		1.1%
	紙製容器包装	適正排出	7.6%
	紙パック	再資源化可能	0.5%
	その他紙	適正排出	22.1%
	紙おむつ等		6.8%
	木・草類		1.1%
	割り箸		1.1%
	ちゅう芥類	削減可能	38.2%
	手つかず食品		2.1%
	一廃その他	適正排出	2.7%
従業員の飲食に伴うもの			1.8%
	飲食缶	異物（もやせないごみ）	0.1%
	びん		0.0%
	ペットボトル		0.1%
	プラ製容器包装		1.6%
産業廃棄物			7.4%
	飲食以外の缶	異物（産業廃棄物）	0.0%
	金属ごみ		0.0%
	スプレー缶、ライター		0.0%
	廃プラスチック		6.4%
	その他		1.0%
合計			100.0%

(3)　ごみ発生量

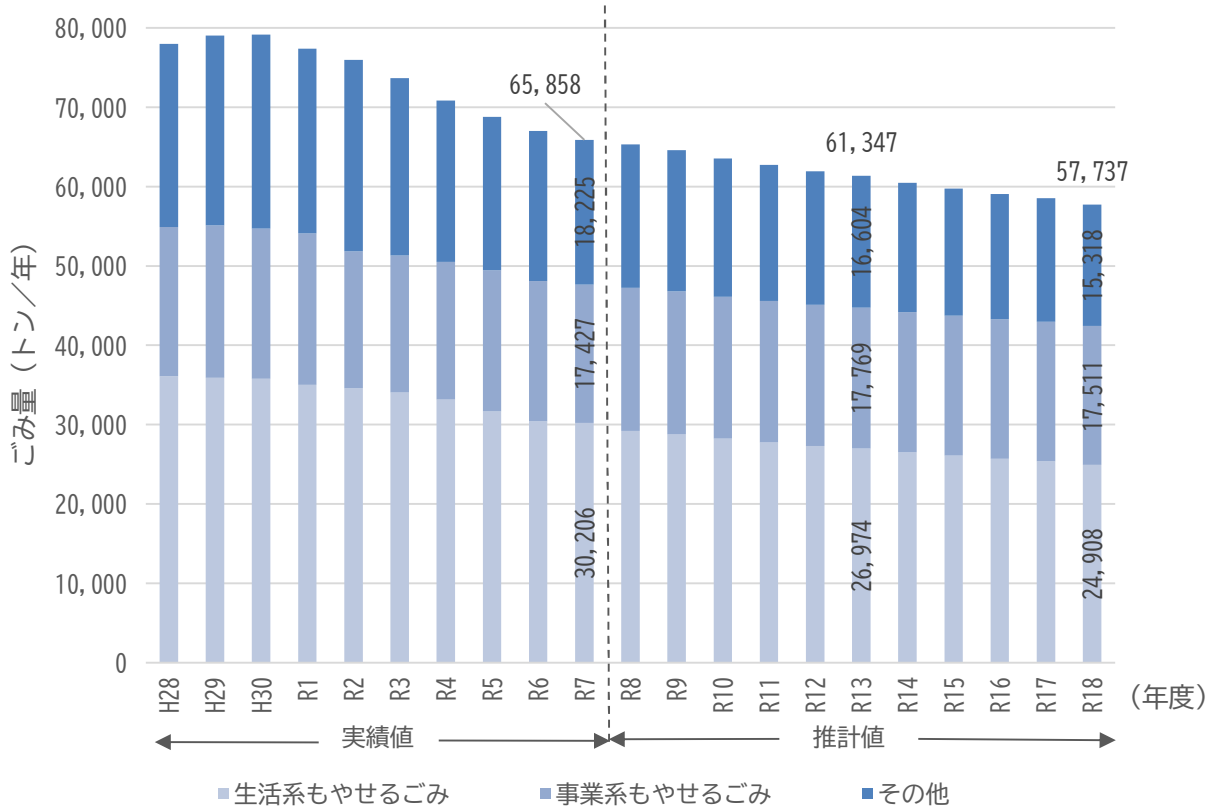
目標値は、国及び島根県の目標値を踏まえ図表 2-2-9（1）のとおりとする。設定根拠は図表 2-2-9（2）及び図表 2-2-9（3）のとおりである。過去の実績を踏まえた単純推計では、令和 18 年度 57,737 トンとなるが、前述の家庭系もやせるごみの削減に加え、事業系もやせるごみを削減することで令和 18 年度 54,527 トンを目指す。令和 7 年度比で、令和 18 年度に 17.2%の削減を目標とする。

◆ 図表 2-2-9(1)　目標値

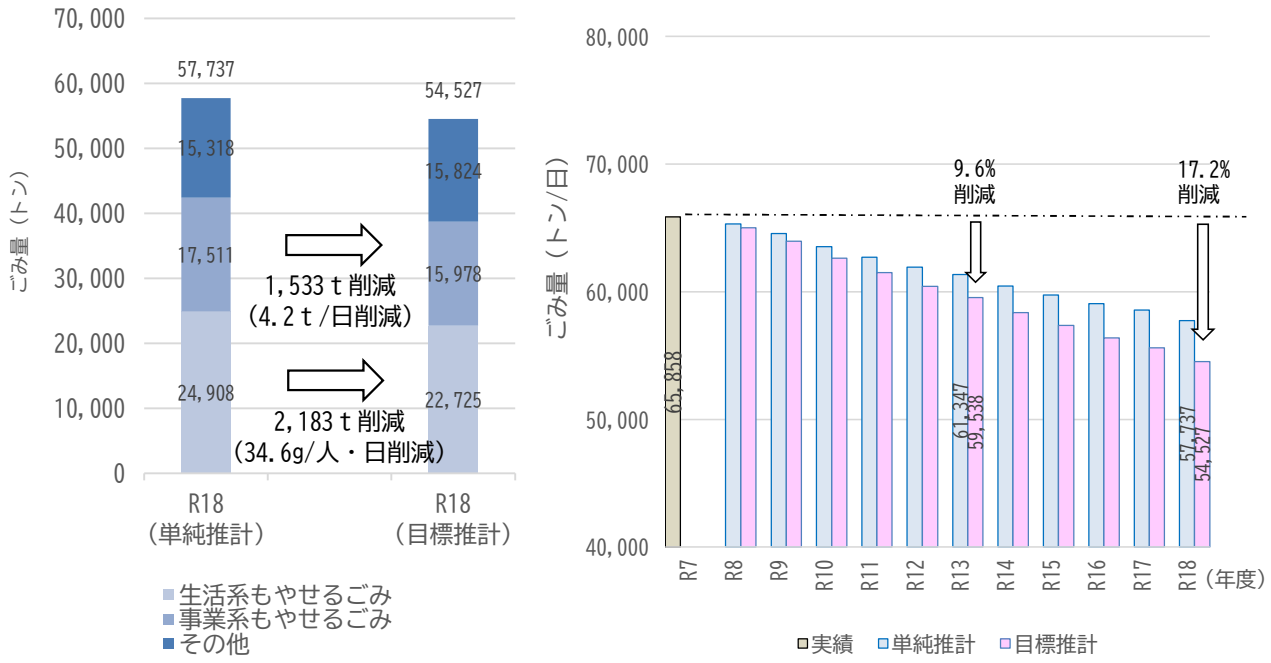
		指標	目標値
松江市		ごみ発生量 削減率	令和 7 年度比で、令和 13 年度に 9.6%削減 令和 7 年度比で、令和 18 年度に 17.2%削減 （1 年間に換算すると、約 1.6%／年削減）
（参考）	国		令和 4 年度比で、令和 12 年度に約 9%削減 （1 年間に換算すると、約 1.1%／年削減）
	島根県		令和 5 年度比で、令和 12 年度に 9.7%以上削減 （1 年間に換算すると、約 1.4%／年削減）

※ごみ発生量：収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量＋民間資源化処理量

◆ 図表 2-2-9(2)　ごみ発生量の単純推計



◆ 図表 2-2-9(3)　ごみ発生量の目標推計



(4)　リサイクル率

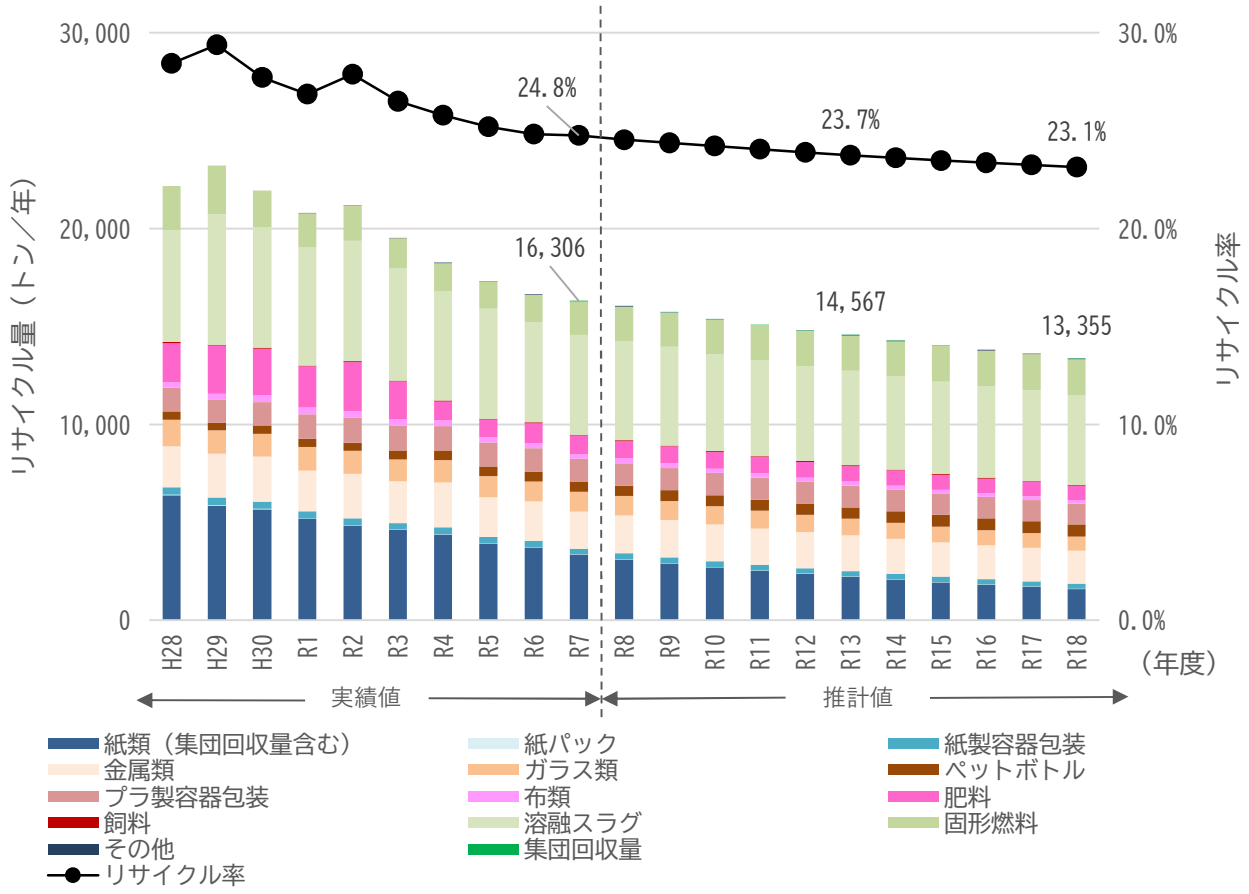
目標値は、国及び島根県の目標値を踏まえ図表 2-2-10（1）のとおりとする。設定根拠は図表 2-2-10（2）～図表 2-2-10（3）のとおりである。過去の実績を踏まえた単純推計では、図表 2-2-10（2）のとおり、令和 18 年度 23.1%となるが、前述の家庭系もやせるごみ（収集）で資源化可能な「古紙」及び「プラスチック製容器包装」の再資源化、事業系もやせるごみで資源化可能な「新聞紙」及び「雑誌・広告」の再資源化により、令和 18 年度 24.7%を目標とする。

◆ 図表 2-2-10(1)　目標値

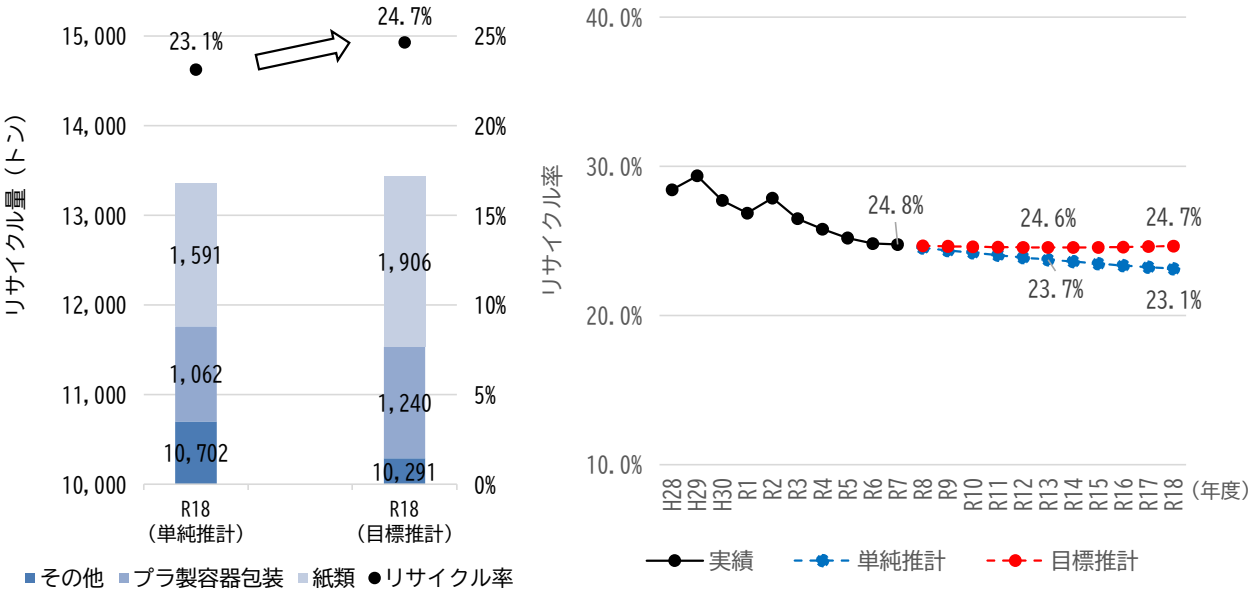
		指標	目標値
松江市		リサイクル率	令和 13 年度に 24.6%。令和 18 年度に 24.7%
（参考）	国		令和 12(2030)年度に約 26%
	島根県		令和 12 年度に排出量に占める割合を 18.9%以上

※リサイクル率（%）＝ リサイクル量（民間資源化処理量含む）÷ ごみ処理量（民間資源化処理量含む）× 100

◆ 図表 2-2-10(2)　リサイクル率の単純推計



◆ 図表 2-2-10(3)　リサイクル率の目標推計



(5)　総　括

目標値を総括すると、以下の図表 2-2-11 に示すとおりとなる。

◆ 図表 2-2-11　目標値の総括

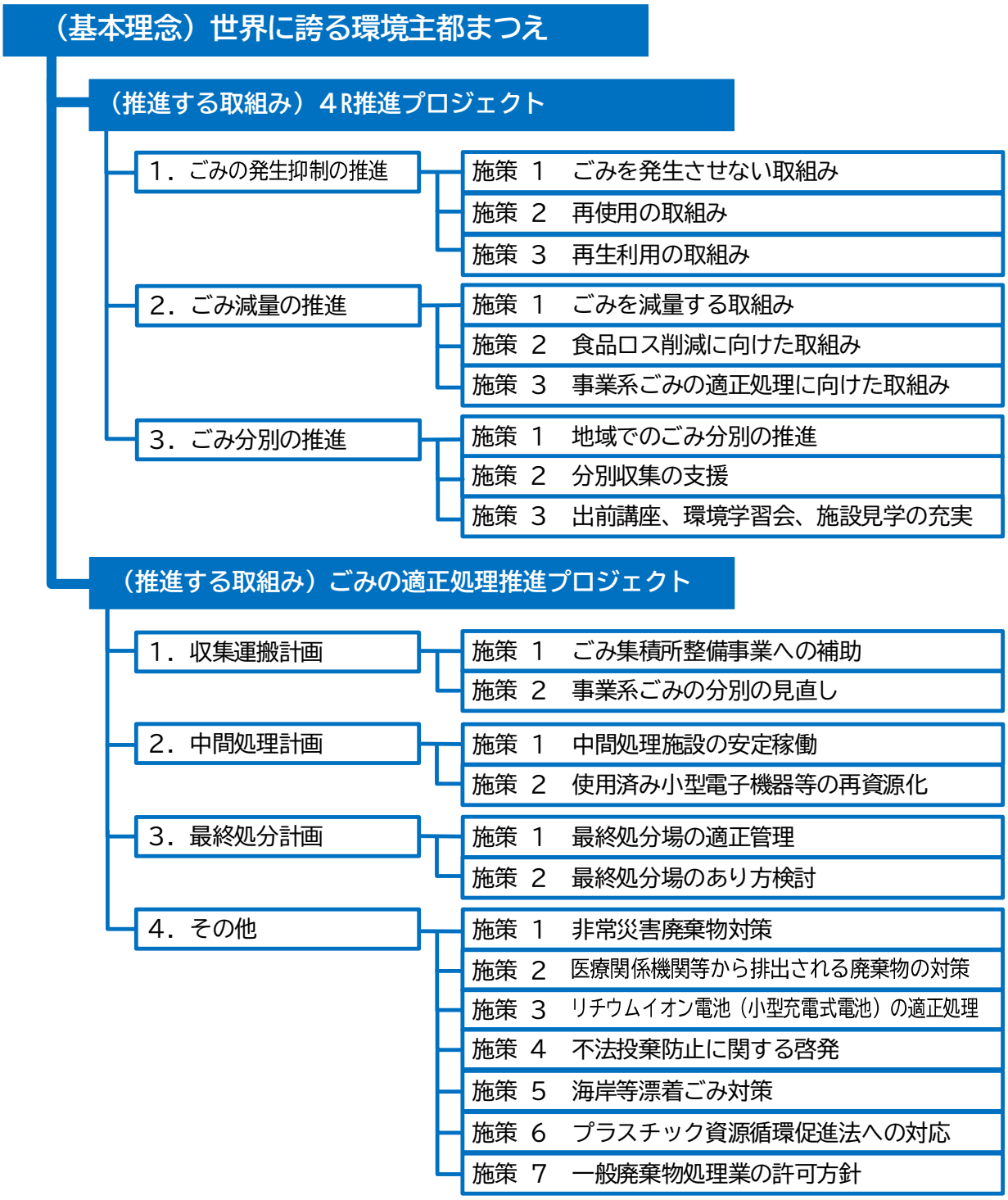
項　　目	令和 7 年度実績 （基準年度）	令和 13 年度目標値 （中間目標年度）	令和 18 年度目標値 （計画目標年度）
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	518.7 グラム	475.9 グラム	450.6 グラム
1 日当たりの事業系 もやせるごみ排出量	47.7 トン	46.3 トン	43.8 トン
ごみ発生量	－	令和 7 年度比 9.6%削減	令和 7 年度比 17.2%削減
リサイクル率	24.8%	24.6%	24.7%

第３節　施策の体系

本市は、本計画で定めた目標達成に向けて、「４R 推進プロジェクト」では「ごみ分別の推進」、「ごみを減らそう運動の推進」（リフューズ・リデュース）、「再使用・再生利用の推進」（リユース・リサイクル）を、「ごみの適正処理推進プロジェクト」では「ごみの適正処理計画」を具体的な取組みとして施策を展開していくものとする。

本計画における施策の体系は、図表 2-3-1 に示すとおりとなる。

◆ 図表 2-3-1　本計画の施策の体系



第４節　４Ｒ推進プロジェクト

ごみの発生抑制を徹底し、減量化・資源化を促進するため、市民・事業者・行政が一体となり4R 運動を推進する。

1　ごみの発生抑制の推進



施策１　ごみを発生させない取組み

ごみを発生させない取組みとして、マイバッグの持参や過剰包装の削減、詰替商品の購入、「てまえどり」など、積極的に情報発信し、不要なものは断る運動を市民に呼びかけるほか、事業者に協力を依頼する。

また、買い物の際、エコバッグを忘れた場合や、エコバッグに入りきらない量の買い物をした際、レジ・ごみ袋の利用を市民に呼びかけるほか、事業者に協力を依頼する。

≪エコバッグを忘れた場合のレジ・ごみ袋≫

レジ・ごみ袋（松江市指定の家庭用ごみ袋（もやせるごみ））は令和８年５月現在、市内の 27 店舗で販売している。対象のごみ袋は、もやせるごみ 10 リットル（1 枚 13 円）ともやせるごみ 20 リットル（1 枚 27 円）となる。



施策２　再使用の取組み

市民が粗大ごみとして廃棄する前に、再使用につなげることができるよう、協定を締結しているリユース事業者の取組みについて、普及啓発を行っていく。

≪リユース事業者との連携サービス「おいくら」≫



詳しくは▼

≪不要品リユース「ジモティー」≫



詳しくは▼

施策３　再生利用の取組み

資源ごみ分別の啓発

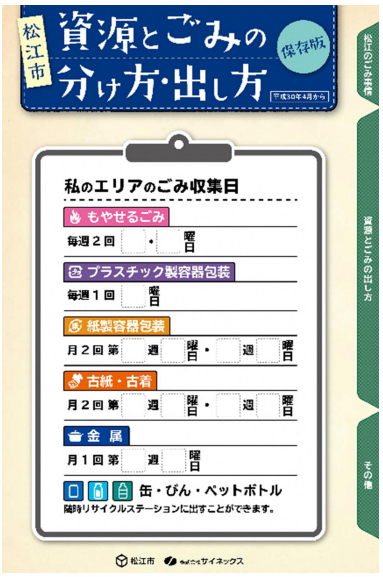
リサイクルの推進を図るため、資源として区分している８種 13 分別についてガイドブックや出前講座等のあらゆる手段によって啓発していく。

≪ごみの分け方・出し方パンフレット≫



詳しくは▼

≪資源とごみの分け方・出し方ガイドブック≫



詳しくは▼

事業系資源ごみのリサイクルの推進

事業活動に伴い発生する廃棄物の資源循環を促進するため、古紙類については、市内 10 箇所の指定施設（川向リサイクルプラザ、エコクリーン松江、及び各支所）へ事業者が直接自己搬入する受入体制を継続する。あわせて、従業員の飲食に伴い発生する缶・びん・ペットボトルについても、リサイクルステーションによる回収体制を維持し、事業者の自主的な分別排出を支援していく。

さらに、事業系一般廃棄物の適正処理と分別の徹底を促すため、ホームページや市の広報媒体を通じて、事業者に対する積極的な情報発信と排出方法の啓発に努めていく。

企業と連携した取組み

官民連携による取組みを推進することにより、市民・事業者のリサイクルに対する意識の醸成を図る。

≪使い捨てコンタクトレンズの回収≫

令和４年６月にHOYA アイケアリテイリング合同会社と一般社団法人海と日本プロジェクト in しまねと３ 者で協定を締結し、公共施設などで使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収している。

≪使用済みペンの回収≫

令和４年８月に株式会社パイロットコーポレーションと連携し、公共施設などでペンなどの使用済みの筆記具を回収している。

≪使用済みインクカートリッジの回収≫

平成29年９月にプリンタメーカー4社（brother、Canon、EPSON、hp）が共同で実施しているインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参画し、ご家庭で使用済みのインクジェットプリンター用インクカートリッジを回収している。



≪ガンプラリサイクルプロジェクト≫

株式会社BANDAISPIRITS、株式会社バンダイナムコアミューズメント、株式会社ロジパルエクスプレス、株式会社バンダイナムコホールディングスの４ 社が共同で実施している、「ガンプラリサイクルプロジェクト」のリサイクル回収ボックスを令和４年10月より松江市総合体育館に設置し、不要となったランナー（プラモデルの枠の部分）を回収している。

≪ペットボトル回収機の設置≫

令和６年８月にセブン-イレブン・ジャパンとペットボトルリサイクル事業に係る協定を締結しており、同社は全国の店舗にペットボトル回収機を設置し、本市は市民に対して適切なリサイクルについての啓発を行うことで、ペットボトルの回収・リサイクルを推進している。

施設を活用した環境教育と意識啓発

ごみ処理施設では、引き続き学校や地域からの見学を受け入れ、ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、市民のごみに対する知識や分別徹底、リサイクルの重要性について理解を深めてもらう。

エコクリーン松江でのリサイクル

エコクリーン松江の適正な維持管理を行い、溶融処理により発生するスラグは路盤の材料など土木資材等として、同じくメタルは金属製品の原料として、いずれも資源物としてマテリアルリサイクルするとともに、サーマルリサイクルとして、排熱による発電により廃棄物の熱源利用を図る。

◆スラグ



◆メタル



グリーン購入の推進

「松江市グリーン調達推進方針」に基づき、率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供の促進を図る。

2　ごみ減量の推進



施策１　ごみを減量する取組み

ごみについての情報発信

　生活系もやせるごみの分別を徹底し、特に重量において大きなウエイトを占める古紙、古着などを中心に資源化を図る。

　また、従来の情報発信の手段に加え、本市のデジタル化推進の一環として、新たな情報発信ツールの導入を検討する。

≪松江市ホームページでの情報発信例≫



ごみ減量に取組む団体の支援

　古紙類の再生とごみ処理量の減量を目的とし、町内会、自治会、PTA、子供会等の団体に対して、「古紙類再生資源団体回収奨励事業」として支援を行う。

▶古紙類再生資源団体回収奨励事業について

ごみ処理手数料の適正化

　ごみ処理にかかる経費や近隣自治体の状況を把握した上で、市民や事業者の排出量に応じた応分負担による公平性を図るため、必要に応じて手数料を見直す。あわせて、この見直しを通じて、ごみの発生・排出抑制と再資源化を推進、市民や事業者のごみ減量に対する理解と協力を促す。

施策２　食品ロス削減に向けた取組み

日本国内では、売れ残り、期限を超えた食品、食べ残しなど本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」が、年間に 464 万トン発生し、そのうち生活系が約 233 万トン、事業系が約 231 万トンと推計されている。（令和５年度推計：農林水産省）

令和６年度に本市で実施した生活系もやせるごみの組成割合を見ると、食品ロスが全体の 3.1%を占めており、事業系もやせるごみの組成割合を見ると、食品ロスが全体の 2.1%を占めている。

食品ロスの削減に向け、引き続き「残さず食べよう 30·10（さんまるいちまる）運動」に取組む。家庭において、食材の使い切りや食べ残し防止等、日常生活における取組みを促進するため、出前講座等の学習機会を充実させる。

飲食店や小売店との連携・協働による食べ残し防止のキャンペーン「まつえだんだん食べきり運動協力店」事業を実施し、食品ロスの取組みを推進する。

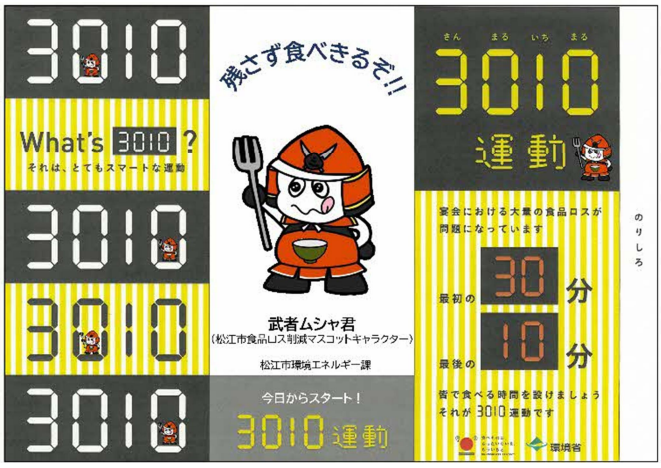
フードバンク活動等様々な取組みを紹介することによって、情報の共有化を図る。

≪まつえDANDAN食べきり運動協力店≫



食品ロスについて▼

≪30・10（さんまる・いちまる）運動≫



施策３　事業系ごみの適正処理に向けた取組み

事業系一般廃棄物の出し方▼

事業所ごみの適切な分別管理に対する排出事業者の理解を深めるため、啓発チラシやガイドブックの配付、事業者向け学習会の開催などを行い、適正処理の推進を図る。

また、日々の収集運搬業務において中核的な役割を果たす許可業者との協力体制をさらに強固なものとし、的確な収集運搬を維持・継続するための知識及び技能に関する講習を実施するなど、互いに連携して適正処理に向けた取組み状況の実態を把握し、適正処理の信頼性を高める取組みを推進する。

あわせて、事業所における分別の実践や減量化に向けた取組み状況を把握・分析し、排出事業者、許可業者、そして市が一体となった効果的な資源化と適正処理を促進していく。

3　ごみ分別の推進



施策１　地域でのごみ分別の推進

<u>生活環境保全推進員の活動支援</u>

市民のなかから生活環境保全推進員を選任し、ごみの出し方、ごみの分別等の指導をはじめ、ごみの適正処理、リサイクル、生活排水、環境美化などについて、地域に密着した指導、啓発活動を行い、施策の推進に協力してもらう。

生活環境保全推進員は、市民と行政とのパイプ役や、市民の相談受付など、地域のリーダー的な役割を担っていることから、活動支援を行っていく。

≪松江市生活環境保全推進員の活動の様子≫



生活環境保全功労者表彰受賞者▼

施策２　分別収集の支援

<u>リサイクルステーションの整備</u>

分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、缶・びん・ペットボトルについては市民や事業所が排出しやすいよう、リサイクルステーションの整備と維持管理を行う。

≪リサイクルステーション≫

ショッピングセンター、スーパーマーケット、公共施設、地域のごみ集積所など、市内の約 500 カ所に設置している。

事業系ごみは、従業員の飲食に伴って発生する「缶」、「びん」、「ペットボトル」は、生活系ごみと同様にリサイクルステーションに排出することができる。

設置場所は▼

ごみ集積所の設置・修繕に対する支援

収集業務の効率化や環境美化の推進を図るため、２世帯以上が利用するごみ集積所の新設・更新・修繕を対象として、ごみ集積施設の整備に係る補助金を交付する。また、本市では集積所収集方式を基本としており、補助金の活用によりさらなる推進を図っていく。

≪ごみ集積施設整備事業補助金の概要≫

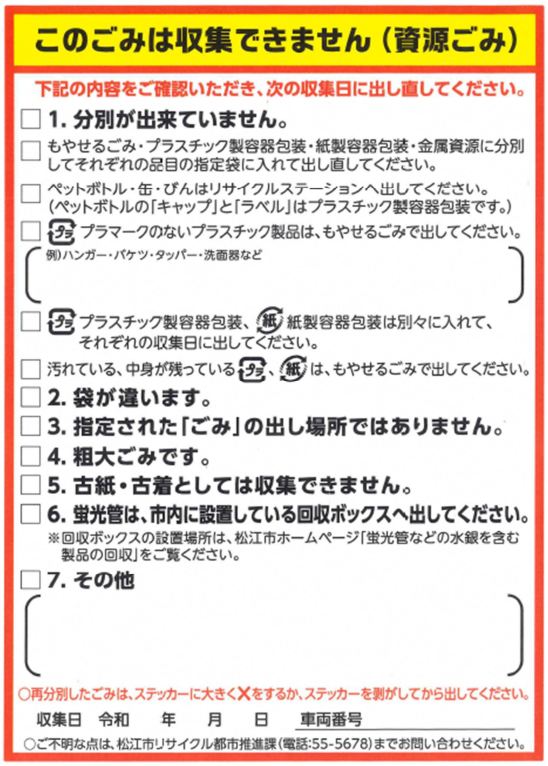
	2～15 世帯		16 世帯以上	
	対象の大きさ	補助金限度額	対象の大きさ	補助金限度額
新設	世帯数×90ℓ以上	世帯数×18,000 円	1,440ℓ以上	300,000 円
更新		世帯数×13,500 円		225,000 円
修繕	-	世帯数× 6,000 円	-	96,000 円

詳しくは▼

分別ステッカー等による指導・啓発

ごみの出し方・分別の徹底を図るため、計画収集時に誤った分別区分で排出されている場合は、分別ステッカーを貼付して正しい出し方の啓発を行う。また、マンション等の集積所については、必要に応じて管理者へ個別に指導を行う。

≪分別ステッカー≫



詳しくは▼

施策３　出前講座、環境学習会、施設見学の充実

出前講座の活用

詳しくは▼

町内会・自治会や市民団体等、小グループで開催されるごみ分別の学習会やセミナーに、市の出前講座を取り入れてもらえるよう積極的に情報発信を行い、きめ細かい環境学習の実施と情報提供を図る。自治会等の要望に応じた講座メニューを設定し、制度のさらなる活用を推進する。

環境学習の充実と市民への情報発信

ごみの発生・排出抑制、ごみ分別の徹底、リサイクルなど、日常生活に密接なテーマを中心とした環境問題や 4R 運動について、環境学習会を開催するとともに、マスメディア、ケーブルテレビ、市報、ホームページ・SNS など、広く市民に周知できる方法で情報発信を行い、多角的な啓発活動を推進する。

学校での環境学習への協力

学校と行政、地域が連携し、主に小学 4 年生時に実施される環境学習をより充実させる。

施設見学の推進

施設見学申込▼

ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、ごみ分別の徹底やリサイクルの重要性について理解を深めてもらうため、エコクリーン松江やリサイクルプラザなどのごみ処理施設の見学会を充実させ、学校や町内会・自治会、市民団体等様々な団体の見学を受け入れる。

第５節　ごみの適正処理推進プロジェクト

1　収集運搬計画

施策１　ごみ集積所整備事業への補助　【P59 再掲】

集積所収集方式を安定的に維持・推進し、地域環境の美化を図るため、２世帯以上が利用するごみ集積所の新設、更新及び修繕を対象とした「ごみ集積施設整備事業補助金」を交付する。これにより、集積所が不足している地域や老朽化が進む地域の整備を後押しし、市民が安全かつ衛生的にごみを排出できる環境を整える。

施策２　事業系ごみの分別の見直し

事業系ごみの分別については、事業系もやせないごみ（従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトル、弁当がらに限る。）は、平成 28 年度から「エコクリーン松江」において、もやせるごみと同様に溶融処理を行ってきた。また、同年からはリサイクルステーションでの缶・びん・ペットボトルの回収体制を整備し、資源化を推進している。

しかし、実際の処理方法が「もやせるごみ」と同一であるにもかかわらず、異なる分別区分が存在することは、排出事業者にとっても分別基準の難解さや混乱を招く要因となっている。さらに、今後の資源化推進によって同区分の排出対象が「弁当がら」のみに縮小すれば、分別の実効性が著しく低下する。令和６年度の組成分析調査でも、当該区分に産業廃棄物が大量に混入しているなど不適正な分別の実態が確認された。これらの課題を解決し、事業者にとって分かりやすい分別の提示と、資源リサイクルの更なる推進、適正排出の徹底を両立させるため、事業系もやせないごみの分別区分の見直しを検討していく。

2　中間処理計画

施策１　中間処理施設の安定稼働

施設の安定稼働に向けて、エコクリーン松江は令和８年度より二酸化炭素排出量の削減、及び発電の高効率化等を含めた基幹改良工事に着手、令和 12 年度末の完工を目指し、令和 22 年度末まで施設を稼働していく。

西持田リサイクルプラザは地元協定により令和 12 年度での閉鎖を計画している。これに伴うエコステーション松江への機能移転について必要な施設整備基本計画を令和８年度中に策定する。

また、人口減少や市民の消費活動の変化と行動の定着化に伴い、ごみ排出量は減少傾向にある。このような状況も踏まえつつ、施設の安定的かつ効率的な稼働を目指し、広域処理の実施可能性も視野に入れた検討を行う。

施策２　使用済み小型電子機器等の再資源化

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に定める対象品目の選定・収集方法・再資源化手法について、現在小型電子機器を金属として収集し、処理を行っているが、近隣自治体の動向と全国的なリサイクル技術の動向、経済状況などを注視し、法律の趣旨に沿った運用について検討する。

3　最終処分計画

施策１　最終処分場の適正管理

最終処分場は、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理が必要である。また、埋立終了後も保有水などの排水基準や、埋立地からのガスの発生など、同法に基づく廃止基準を満たし、廃止するまでは維持管理計画に基づく管理が必要である。

今後も引き続き、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとする。

施策２　最終処分場のあり方検討

エコクリーン松江でごみの溶融処理を行っているため、飛灰発生量は大幅に縮減できているが、飛灰を埋立てている西持田最終処分場は地元協定により令和 12 年度末に埋立を終了する予定としている。こうしたことから、西持田不燃物処理場への飛灰埋立機能の移転に向けて、令和８年度から令和９年度にかけて実施設計を行う。あわせて、周辺環境への影響を把握するため、令和８年度に生活環境影響調査を実施する。今後も 4R の取組みにより、ごみの減量化と再資源化を更に推し進め、最終処分量の縮減によって延命化を図っていく。

4　その他

施策１　非常災害廃棄物対策

本市では、非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するため、以下の施策を講じる。これらの施策の詳細は、「松江市災害廃棄物処理計画（令和８年３月改訂）」に定める。

≪平時からの備えと体制構築≫

災害時の廃棄物処理体制や役割分担を整備するとともに、仮置場の確保や必要な資機材等の準備や実践的な知識の習得を図った職員の研修・訓練を実施する。

≪広域連携と協力体制の推進≫

国、県、近隣自治体及び関係事業者等との連携体制を構築し、災害廃棄物の処理に必要な協力体制を確保する。

≪支援、受援体制の準備≫

災害時において人的・物的資源が不足する場合に、他自治体や支援団体等から支援を受けて確保する「受援」について、支援の受入れや他自治体への支援が円滑に行えるよう、情報共有や連絡調整体制を整備する。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により非常災害により生じた廃棄物は「非常災害廃棄物」と定義された。（令和８ 年９ 月施行）

施策２　医療関係機関等から排出される廃棄物の対策

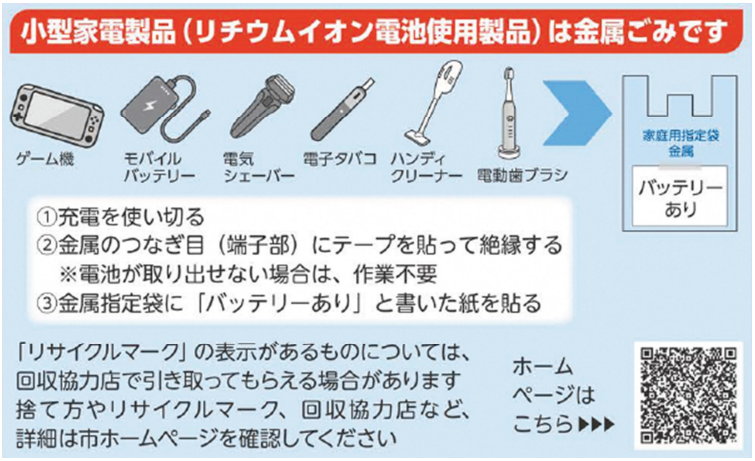
医療関係機関等から排出される廃棄物のうち、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従って「感染性廃棄物」と判断されるものについては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に分類されるため、それらは本市の処理対象外としている。一方で、「非感染性廃棄物」と判断されるもの、及び在宅医療に伴い発生する「在宅医療廃棄物」については、適正に処理を行う。また、在宅医療廃棄物の分別や排出方法については、医療関係機関等と連携し、適正処理について市民への啓発を行う。

施策３　リチウムイオン電池（小型充電式電池）の適正処理

多くの小型家電製品には充電式電池が入っており、本市ではこれらを「金属ごみ」として収集している。また、エコクリーンに自己搬入された場合は、プラットフォームに設置された充電式電池保管用耐火性収納箱に一時的に保管したのち、エコステーション松江へ処理不適物として搬出している。エコステーション松江では金属資源として搬入された乾電池と合わせ、密閉式のドラム缶で処理業者へ搬出を行っている。

充電式電池の排出方法を誤ると、ごみ収集車や処理施設で発熱・発火する危険があることから、正しい排出方法について、広報や出前講座などを通して、継続的に周知していく。また、市内協力店での金属指定袋の１枚販売を継続することで、「金属ごみ」を出しやすい環境を整える。

≪充電式電池使用製品の排出方法≫



施策４　不法投棄防止に関する啓発

不法投棄物については、警察等との連携強化により投棄者の特定と本人による適正な処分を行わせることに努めることを基本原則とし、土地管理者による不法投棄の未然防止に向けた予防対策や適正な管理の促進と一体となって、適正処理の推進を図る。

≪不法投棄監視パトロール（令和７年度）≫

不法投棄のないきれいなまちづくりと各地域における住民意識の向上を目指すため、松江市内11か所を重点監視地区とし、関係機関と合同により不法投棄監視パトロールを実施している。

施策５　海岸等漂着ごみ対策

海岸・湾岸・湖岸などの管理活動に伴い発生する廃棄物については、管理者が自らの責任において産業廃棄物または一般廃棄物の区分に従い適正に処理することを基本とする。

また、市民や関係団体等のボランティア活動として主体的に行う海岸・湾岸・湖岸等の漂着ごみの回収、及び漁業者と連携して行う漂着前の漂流ごみの回収については、市が処理の支援をすることでこの取組みを推進し、現状と課題への理解を深めるとともに、国、県、近隣自治体等と協力して美しい水辺の維持に努める。

さらに、陸域からのごみ流出を防ぐ環境学習を実施し、ポイ捨て防止意識の醸成を図る。なお、回収された漂着物はエコクリーン松江で溶融処分し、溶融不適物については不燃物処理場で埋立処分することにより適正に処理する。

≪海ごみゼロ宣言≫

本市は、令和５年６月２日に海ごみゼロ宣言し、海ごみプロジェクトを推進している。



詳しくは▼

≪中海・宍道湖一斉清掃≫

ボランティア（ 団体・個人 ）により、中海・宍道湖湖岸の漂着ごみ等の収集等の清掃活動を毎年６月の第２日曜日行っている。

≪クリーンまつえ≫

昭和 50 年から市民運動として始まり、現在は年２回（春季と秋季）、地域の公共用地（道路、公園、河川敷等）などを市民主体で清掃する運動を行っている。



施策６　プラスチック資源循環促進法への対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が令和４年４月に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品が廃棄物となったものについて、分別基準を定め、適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることが規定された。

現状においてはプラスチック使用製品廃棄物のうち、①使い捨てコンタクトレンズの空ケース、②ボールペン、③プラモデルのランナーについて本市の公共施設等で拠点回収場所を設け、製造・販売事業者により再商品化の推進を図っている。

今後、本市においては上記以外のプラスチック使用製品廃棄物についても、分別内容、収集体制、再商品化手法をどのように構築していくかを含め、先進自治体の実例を参考にしながら、令和 13 年度末までに方針決定・住民周知等を行い、令和 14 年度から実施する。

施策７　一般廃棄物処理業の許可方針

・一般廃棄物処理業（収集運搬業）

一般廃棄物の収集運搬業の新規許可は、原則として行わない。これは、市で処理が困難な廃棄物について、ごみの排出状況と既存許可業者の収集運搬能力を総合的に考慮した結果、現行の処理体制で十分な対応が可能であり、適正処理が確保されているためである。また、将来のごみ排出量も削減目標に基づき減少する見込みであることから、現時点での新規許可の必要性はないと判断する。既存の許可業者の事業範囲の変更についても、同様の理由により原則として行わない。

なお、平成 23 年８月１日の東出雲町との合併に伴う許可業者の営業区域については、現行の営業区域の範囲で困難性が生じていないため、当面の間、営業区域の変更に係る許可は行わない。

・一般廃棄物処理業（処分業）

一般廃棄物の処分業についても、収集運搬業と同様に、現行の体制で適正処理が確保されていることから、新規許可は行わない。

既存の許可業者の事業範囲の変更は、原則として行わない。ただし、今後の脱炭素社会の実現に向け、市が施策として必要と判断した場合は、当該施策に応じた事業範囲の変更許可を認める場合がある。

第３章 生活排水処理基本計画

第１節　松江市の水質保全に関する状況

本市には、汽水湖である宍道湖・中海といった内水面が広がっており、水域の大きな特徴となっている。また、北部は日本海に面し、宍道湖・中海、日本海に複数の河川が流入している。宍道湖・中海は水質汚濁に係る湖沼の環境基準 A 類型が指定されている。また、宍道湖と中海を結ぶ大橋川に流入する２河川及び宍道湖に直接流入する２河川に対し、水質汚濁に係る河川の環境基準 AA～D 類型が指定されている。海域については３地点で A 類型の指定を受けている。その他、市内の主要な河川において、環境基準の類型指定は受けていないが、水質の監視を行っている。

令和６年度の環境基準の達成状況をみると、宍道湖・中海では、代表的な水質指標である COD や、全りんの環境基準を達成していない。中海では、全窒素の環境基準を達成していない。河川では、環境基準が指定されている４河川について、全ての地点で、代表的な水質指標である BOD の環境基準を達成している。海域では、全ての地点で、代表的な水質指標である COD の環境基準を達成している。

◆ 図表 3-1-1　環境基準の達成状況

水質状況を示す値		単位	類型	R2	R6	目標値	環境基準
宍道湖※1	COD75%値	mg/ℓ	A	6.5	5.6	4.6※2	3
	全窒素		Ⅲ	0.48	0.46	0.46※2	0.4
	全りん		Ⅲ	0.059	0.059	0.039※2	0.03
中海※1	COD75%値	mg/ℓ	A	4.4	5.2	4.4※3	3
	全窒素		Ⅲ	0.47	0.49	0.46※3	0.4
	全りん		Ⅲ	0.057	0.059	0.046※3	0.03
環境基準（BOD75%値）達成河川数		箇所	AA～D	4	4	4	-

※1 測定値は複数ある環境基準地点のうち、最も高い数値の地点を記載
※2 島根県「宍道湖に係る湖沼水質保全計画（第8期）」に定める水質目標（令和10年度）
※3 鳥取県・島根県「中海に係る湖沼水質保全計画（第8期）」に定める水質目標（令和10年度）

※水質汚濁に係る環境基準

【環境基準】

・環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

【水質汚濁に係る環境基準値】

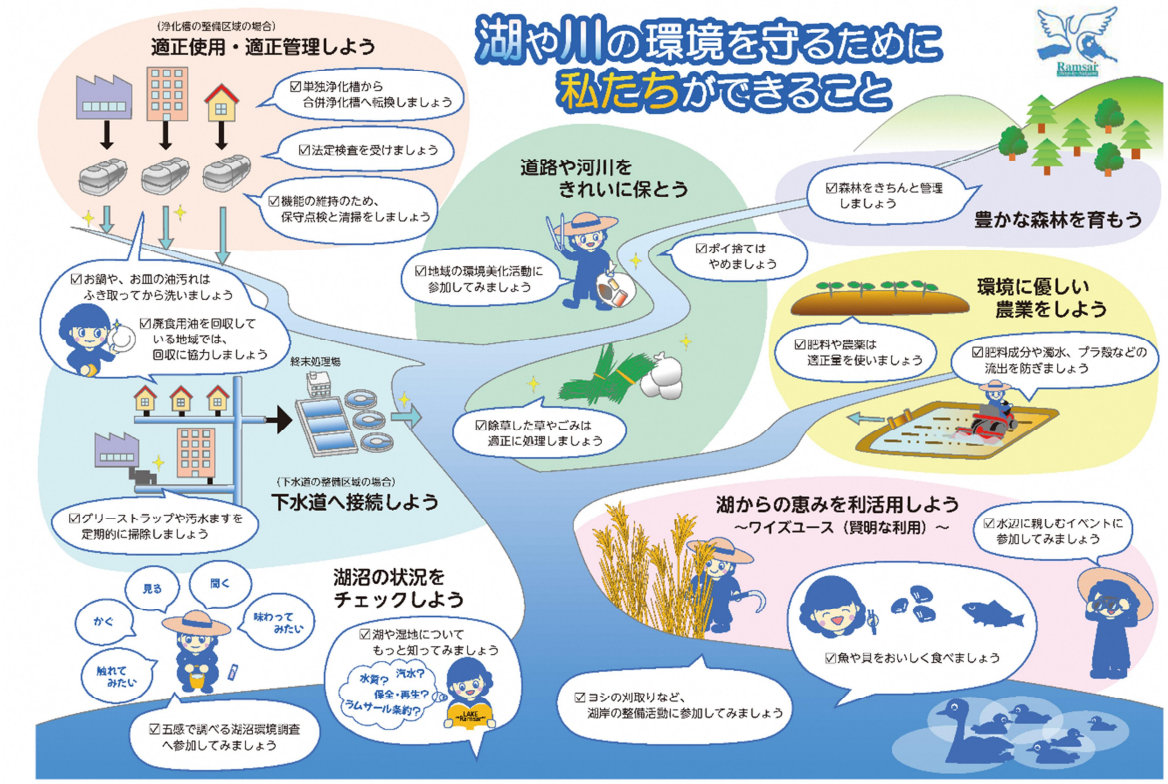
・水質汚濁に関する指標は、河川域の場合は生物化学的酸素要求量（BOD）、海域及び湖沼域の場合は化学的酸素要求量（COD）である。

宍道湖や中海などの汽水湖は、流域の最下流に位置することに加え、湖内でのプランクトンや魚介類による内部生産（有機物の再生産）もあるため、有機物や栄養塩類などの汚濁負荷が集積しやすい自然環境にある。

そのような中、下水道の普及率が大きく躍進したことなどにより、近年は水質が改善されてきた経緯がある。

しかし、汚濁負荷物質の発生源が、主には自然由来である山林からの流出に加え、農地や工場からの流出、生活排水や降雨による市街地からの流出など、面的、多岐にわたるため、これまでのように大きな負荷削減が難しくなっている現状がある。

特に宍道湖・中海は優れた自然や景観を有することから、一人ひとりにできることとして、これらを保全、維持していく努力が重要である。また、この優れた自然や景観が創り出す観光資源、魚介類の生息、渡り鳥の飛来地としての宍道湖・中海は貴重な財産であることから、生活排水の処理をはじめ、水質改善・保全をより一層進めることが重要である。



（出典：島根県パンフレット「みんなで守り、はぐくむ宍道湖・中海」）

第２節　生活排水処理の状況

1　生活排水処理の流れ

本市の生活排水処理の流れを図表 3-2-1 に示す。

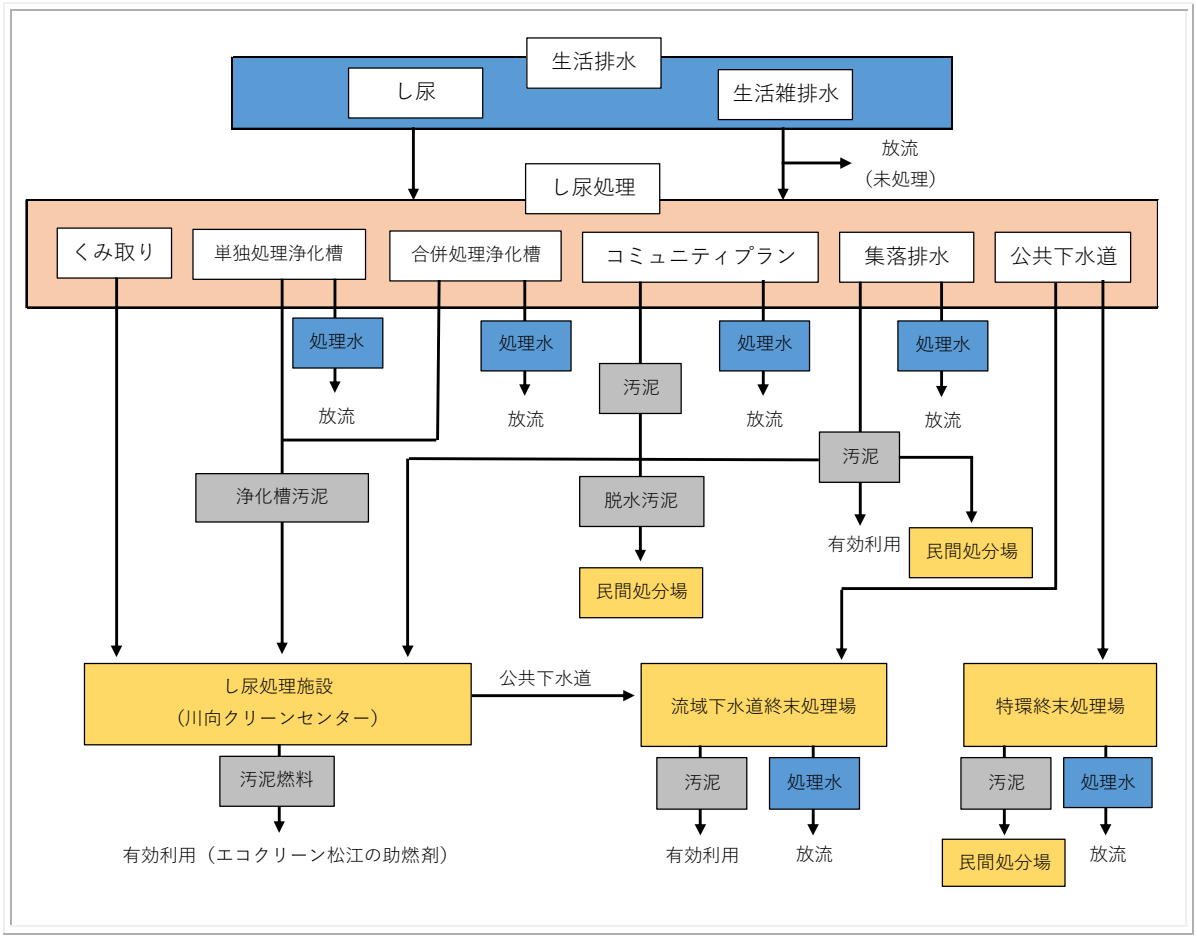
本市では、生活雑排水及びし尿の処理は公共下水道、集落排水処理施設（農業集落排水及び漁業集落排水）、コミュニティ・プラント、浄化槽及びし尿処理施設（川向クリーンセンター）で行っている。

川向クリーンセンターでは、搬入されるし尿等の脱水処理を行い、汚泥燃料を製造し、エコクリーン松江で助燃剤として有効利用している。脱水ろ液については、希釈後公共下水道に投入している。

コミュニティプラント（朝日が丘）では、し尿等を生物処理により浄化し、消毒した処理水を公共用水域へ放流する。また、汚泥は移動脱水車による脱水後、民間事業者に処分を委託している。

集落排水施設のうち、東出雲町意東地区を区域とする集落排水処理施設においては、し尿等を生物処理により浄化し、消毒した処理水を公共用水域へ放流後、汚泥を乾燥・発酵させ肥料化し有効利用している。また、八束地区および宍道地区の集落排水施設から排出される汚泥については、民間事業者に処分を委託し、その他の集落排水施設から排出される汚泥については、川向クリーンセンターに搬入され処理している。

◆ 図表 3-2-1　生活排水処理の流れ



施設名	説明
流域下水道	複数の関連公共下水道で集められた下水道を処理する下水道で、都道府県が建設し、管理している下水道。
特定環境保全公共下水道(特環)	公共下水道のうち、市街化区域外において農漁村部の生活環境の改善と農業用水などの水質保全、あるいは、湖沼、ダム湖などの自然環境の保全を目的として設置される下水道。
集落排水施設	1集落から複数集落を単位として実施する農村や漁村の集落形態に応じた比較的小規模な汚水処理事業。
コミュニティ・プラント	計画規模が101人～30,000人の処理施設。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。
単独処理浄化槽	トイレの排水だけを処理する浄化槽でトイレ以外の生活雑排水は処理しない浄化槽。

◆ 図表 3-2-2　し尿処理施設の概要

施設名	処理方式	処理能力	供用開始
川向クリーンセンター	脱水分離＋希釈＋下水道放流	51 kℓ/日	H11.4

◆川向クリーンセンター



2　生活排水処理の状況

本市の生活排水処理人口の推移を図表 3-2-3 及び図表 3-2-4 に示す。

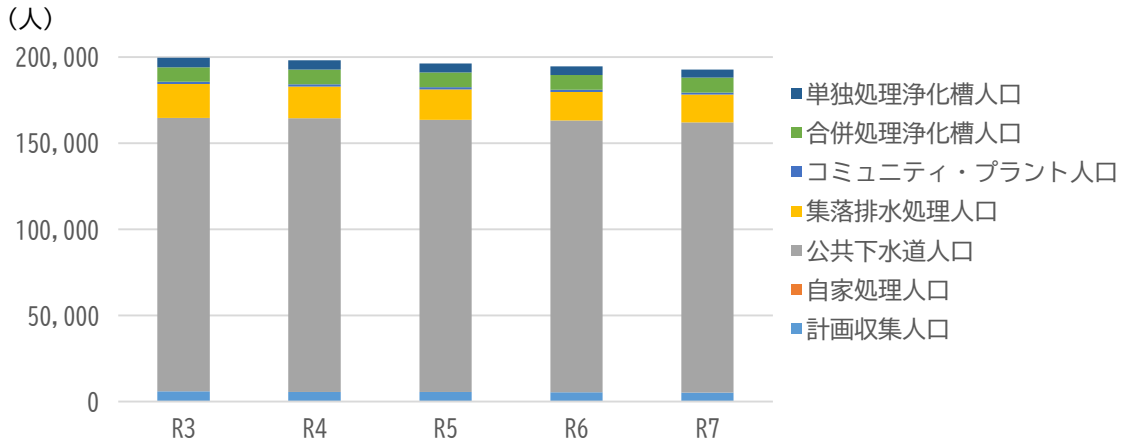
公共下水道、集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、単独処理浄化槽による生活排水処理人口は減少傾向で推移し、合併処理浄化槽人口は微増傾向に推移している。令和 7 年度の生活排水処理人口は 182,799 人で、生活排水処理率は 94.8%となっている。

◆ 図表 3-2-3　生活排水処理人口の推移

区分				R3	R4	R5	R6	R7
行政区域内人口			〔人〕	199,635	198,231	196,360	194,592	192,799
計画処理区域内人口			〔人〕	199,635	198,231	196,360	194,592	192,799
処理形態別人口			〔人〕	199,635	198,231	196,360	194,592	192,799
	非水洗化人口		〔人〕	5,827	5,615	5,496	5,406	5,243
		計画収集人口	〔人〕	5,827	5,615	5,496	5,406	5,243
		自家処理人口	〔人〕	0	0	0	0	0
	水洗化人口		〔人〕	193,808	192,616	190,864	189,186	187,556
		公共下水道人口	〔人〕	158,852	158,856	158,001	157,868	156,850
		集落排水処理人口	〔人〕	19,633	18,420	17,824	16,521	16,105
			農集人口 〔人〕	14,401	13,340	12,847	11,690	11,425
			漁集人口 〔人〕	5,232	5,080	4,977	4,831	4,680
		コミュニティ・プラント人口	〔人〕	1,333	1,308	1,259	1,235	1,214
		合併処理浄化槽人口	〔人〕	8,448	8,565	8,535	8,568	8,630
		単独処理浄化槽人口	〔人〕	5,542	5,467	5,245	4,994	4,757
生活排水処理人口			〔人〕	188,266	187,149	185,619	184,192	182,799
生活排水処理率			〔%〕	94.3%	94.4%	94.5%	94.7%	94.8%

注１）行政区域内人口：各年10月1日の住民基本台帳登録人口
公共下水道人口、コミュニティ・プラント人口、集落排水処理人口、非水洗化人口：各年3月31日の人口
浄化槽人口：10月1日と3月31日の住民基本台帳登録人口の差に、3月31日時点の住民基本台帳登録人口から浄化槽以外の処理形態人口を除した人口を加えた人数より、「浄化槽の指導普及調査」にて抽出した合併と単独の基数割合で按分。

◆ 図表 3-2-4　生活排水処理人口の推移



3　し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市から排出されるし尿等の実績を図表 3-2-5 及び図表 3-2-6 に示す。

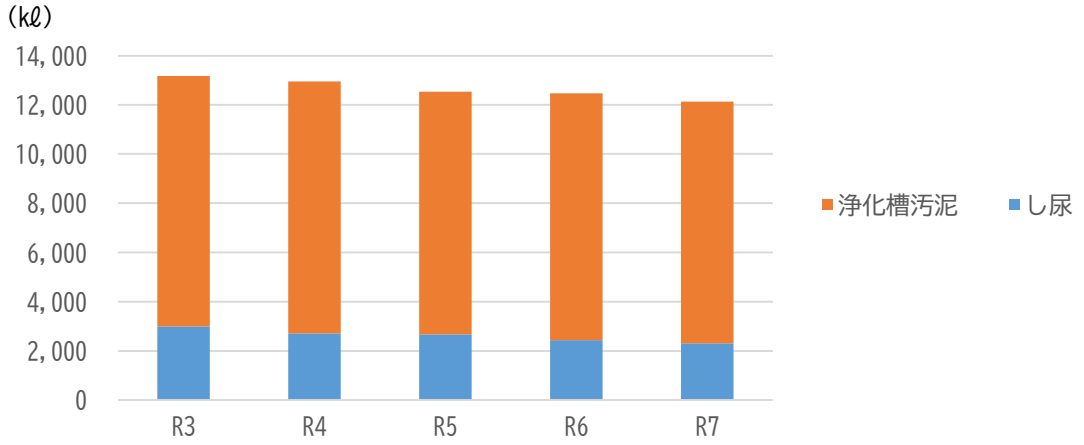
令和７年度のし尿排出量は、2,313ｋℓ/年、浄化槽汚泥排出量は、9,822kℓ/年である。近年では、公共下水道の普及が進み多くの市民が公共下水道等に接続してきたことにより、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少傾向にある。令和７年度のし尿及び浄化槽汚泥の総排出量のうち、し尿の占める割合は約 19%、浄化槽汚泥の占める割合は約 81%であり、し尿の排出量よりも浄化槽汚泥の排出量が大きく上回っている。

◆ 図表 3-2-5　し尿等排出量の実績

	年度	R3	R4	R5	R6	R7
し尿	【し尿人口】 [人]	5,827	5,615	5,496	5,406	5,243
	年間排出量 [kℓ/年度]	2,996	2,718	2,679	2,443	2,313
	一日排出量 [kℓ/日]	8.21	7.45	7.32	6.69	6.34
	原単位 [ℓ/人・日]	1.41	1.33	1.33	1.24	1.21
浄化槽汚泥	【浄化槽人口】 [人]	28,111	27,795	27,338	27,015	26,490
	年間排出量 [kℓ/年度]	10,185	11,095	9,859	10,035	9,822
	一日排出量 [kℓ/日]	27.90	30.40	26.94	27.49	26.91
	原単位 [ℓ/人・日]	0.99	1.09	0.99	1.02	1.02
合計	【処理対象人口】 [人]	33,938	33,410	32,834	32,421	31,733
	年間排出量 [kℓ/年度]	13,181	13,813	12,538	12,478	12,135
	一日排出量 [kℓ/日]	36.112	35.510	34.257	34.186	33.247
	原単位 [ℓ/人・日]	1.06	1.06	1.04	1.05	1.05
割合（一日量）	し尿	22.7%	19.7%	21.4%	19.6%	19.1%
	浄化槽汚泥	77.3%	80.3%	78.6%	80.4%	80.9%

注）浄化槽人口については、川向クリーンセンターにて処理を行う施設の人口を対象としている。
　　合併処理浄化槽＋単独処理浄化槽＋集落排水施設（東出雲、八束、宍道地区除く）

◆ 図表 3-2-6　し尿等排出量の実績



4　生活排水処理に関する課題

4-1　生活排水処理について

本市の水環境保全のため、生活排水処理をより一層進めていくことが必要である。平成 26 年度末に公共下水道や集落排水等の生活排水の集合処理施設の整備が概ね完了したことから、これらの施設への接続勧奨を行い、生活排水処理率の向上を図っていくことが必要である。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り換えについても啓発を行っていく必要がある。

※集合処理施設：公共下水道や集落排水処理施設など複数戸からの汚水を管渠でつなぎ集約的に処理する施設

4-2　し尿及び浄化槽汚泥について

(1)　収集運搬

生活排水処理施設の整備が完了した後も、し尿収集が必要な世帯があること、合併処理浄化槽を設置している世帯では浄化槽の清掃に伴い浄化槽汚泥が発生することからし尿の計画的な収集及び、浄化槽汚泥の収集を行うことが必要である。

また、本市で発生するし尿は、集合処理施設への接続などにより収集量が減少しているが、今後も排出動向を踏まえた収集運搬体制を維持する必要がある。

(2)　中間処理

川向クリーンセンターでは、今後も引き続き、搬入量の減少及びし尿と浄化槽汚泥の割合などの処理対象物の性状変化等に対応しつつ適正な中間処理を行っていくことが必要である。

(3)　資源化・最終処分

川向クリーンセンターでは、処理対象物を脱水処理して汚泥燃料を製造し、エコクリーン松江で助燃剤として有効利用を行っている。今後も施設の安定稼働と脱水汚泥の有効利用を図る必要がある。

コミュニティプラント（朝日が丘）では、処理対象物を生物処理後、発生した汚泥は脱水処理し、民間事業者に処分を委託している。委託先では、脱水汚泥を乾燥・炭化処理し、製鋼保温材・バイオマス燃料として有効利用を行っている。今後も脱水汚泥の有効利用を図る必要がある。

集落排水施設のうち、東出雲町意東地区を区域とする集落排水処理施設においては、処理対象物を生物処理後、汚泥を乾燥・発酵させ肥料化し有効利用を行っている。今後も汚泥の有効利用を図る必要がある。また、八束地区および宍道地区の集落排水施設から排出される汚泥については、民間事業者に処分を委託している。委託先では、脱水汚泥を乾燥・炭化処理し、製鋼保温材・バイオマス燃料として有効利用を行っている。今後も脱水汚泥の有効利用を図る必要がある。

（4） し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の適正化

川向クリーンセンターの処理量の減少による影響など、し尿処理及び浄化槽汚泥処理に係る経費と公平な受益者負担を考慮したうえで、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の適正化を図る必要がある。

第３節　生活排水処理の目標と基本方針



1　目標

本市では昭和 47 年度から公共下水道の整備に着手し、その後の集落排水事業への着手もあり、平成 26 年度に下水道の面整備が完了したことで、汚水処理普及率は概ね 100%になった。

しかしながら、生活排水処理施設へ未接続の世帯が存在し、生活雑排水が処理されないケースもある。未処理のまま公共用水域に排出される生活雑排水への対策は、宍道湖・中海等の本市の水環境改善に向けた課題の一つとなっている。

こうした状況から、市民へ生活排水処理への知識向上や生活排水処理施設への接続勧奨を進め、令和 18 年度の処理区域内の生活排水処理率を 96.7%以上とすることを目指すものとする。

※処理区域：下水道の整備対象とする区域であり、下水を処理場で処理する区域のこと。

2　基本方針

整備済みの生活排水処理施設への接続の推進に重点を置き、基本方針は次に示すとおりとする。

生活排水処理に関する基本方針

① 公共下水道や集落排水などの集合処理施設が整備された地域では、それらの生活排水処理施設への接続勧奨を行い、生活排水処理率の向上に努める。

② 集合処理施設が供用されない地域においては、合併処理浄化槽の新規設置、及び既存の単独処理浄化槽やくみ取り処理からの切り替えを促進するため、補助制度の検討を含めた支援措置を講じる。

③ 今後も継続的な排出が見込まれるくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理体制を維持する。

3　生活排水処理の数値目標

本計画の基本理念、目標を達成するため、令和 18 年度における数値目標は、処理区域内の生活排水処理率は 96.7%以上とし、生活排水処理人口は 167,236 人以上とする。

◆ 図表 3-3-1　生活排水の処理の目標

	現　状 (令和 7 年度)	令和 13 年度目標値 (中間目標年度)	令和 18 年度目標値 (計画目標年度)
生活排水処理率	９４．８%	９５．６%以上	９６．７%以上

※ 生活排水処理率の目標値は、処理区域内人口に対する生活排水処理人口の割合とする。
※ 生活排水処理人口：処理区域内の公共下水道人口、集落排水処理人口、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口の合計。
※ 生活排水処理率：生活排水処理人口 ÷ 処理区域内人口 × 100

◆ 図表 3-3-2　生活排水処理人口の内訳

	現　状 (令和 7 年度)	令和 13 年度目標値 (中間目標年度)	令和 18 年度目標値 (計画目標年度)
生活排水処理人口	182,799 人	174,331 人以上	167,236 人以上

第４節　生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、図表 3-4-1 に示すとおりである。

◆ 図表 3-4-1　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市及び島根県
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本　　市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等・本市
単独処理浄化槽	し尿	個　人　等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 （集落排水汚泥を含む）	本　　市

第５節　生活排水の処理計画

１　生活排水処理人口の将来見込み

本市の処理区域内の生活排水処理形態別人口の推計結果は、図表 3-5-1、図表 3-5-2 のとおりである。

人口の減少や生活排水処理施設への接続の推進等を踏まえて推計すると、令和 18 年度の生活排水処理人口は 167,236 人と見込まれる。

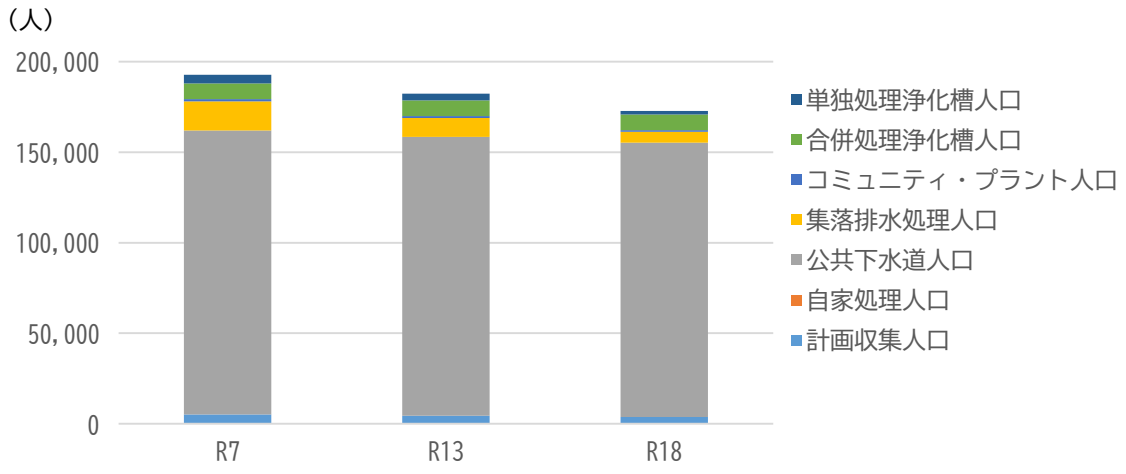
◆ 図表 3-5-1　生活排水処理形態別人口の将来推計結果

項目			実績	中間目標年度	計画目標年度
			R7	R13	R18
人口等	行政区域内人口（住民基本台帳登録）	[人]	192,799	182,440	172,923
	計画処理区域内人口	[人]	192,799	182,440	172,923
	非水洗化人口	[人]	5,243	4,416	3,727
	計画収集人口	[人]	5,243	4,416	3,727
	自家処理人口	[人]	0	0	0
	水洗化人口	[人]	187,556	178,024	169,196
	公共下水道人口	[人]	156,850	154,092	151,596
	集落排水処理人口	[人]	16,105	10,536	6,059
	農集人口	[人]	11,425	6,659	2,858
	漁集人口	[人]	4,680	3,878	3,201
	コミュニティ・プラント人口	[人]	1,214	1,019	862
	合併処理浄化槽人口	[人]	8,630	8,684	8,719
	単独処理浄化槽人口	[人]	4,757	3,693	1,960
	生活排水処理人口	[人]	182,799	174,331	167,236
	生活排水処理率	[%]	94.8%	95.6%	96.7%

注１）行政区域内人口は、各年度 10 月 1 日の住民基本台帳登録人口を基にコーホート法により計算した推計人口

注２）生活排水処理率（%）＝ 生活排水処理人口 ÷ 処理区域内人口 × 100
生活排水処理人口：公共下水道人口、集落排水処理人口、ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ人口、合併処理浄化槽人口の合計

◆ 図表 3-5-2 生活排水処理形態別人口の将来推計結果



2　生活排水の処理計画

生活排水処理に関する基本方針に従い、人口密集地域については公共下水道、集落排水等の集合処理施設により生活排水処理を行うものとし、市民に接続勧奨を行う。

また、集合処理施設が供用されない地域においては、合併処理浄化槽にて処理を行う。

3　生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理施設整備事業の概要を図表 3-5-3 に示す。

平成 26 年度末に本市の下水道の面整備が完了している。今後は、施設の適正な維持管理を行う。

また、市は集合処理施設への管渠の敷設が困難な地域で合併処理浄化槽を設置してきたが、平成 30 年度末で終了したため、設置浄化槽の適正な維持管理を行っている。今後は、市民自らが合併処理浄化槽を設置する場合の補助金交付を検討する。

すでに集落排水処理されている区域では、経済性や処理効率等の観点から公共下水道で処理を行うことが有効であると判断された場合は、公共下水道への接続換えを行う。

◆ 図表 3-5-3　生活排水処理施設の概要

事業種別	計画処理区域	処理対象人口	整備区分
公共下水道	【流域関連公共下水道】： 宍道湖流域下水道東部処理区 宍道湖流域下水道西部処理区 【特定環境保全公共下水道】： 恵曇処理区、佐波処理区、千酌処理区、七類処理区、 森山処理区、江島処理区、遅江処理区、馬渡処理区	156,850 人	整備完了
農業集落排水	【松江７地区】：古江、長江、秋鹿、本庄、大井、 生馬、大野 【鹿島１地区】：一矢 【島根３地区】：野波、大芦、加賀別所 【美保関２地区】：万原・下宇部尾、菅浦 【宍道２地区】：弘長寺、鏡 【八束４地区】：入江、二子、寺津・亀尻、波入 【東出雲１地区】：意東	11,425 人	整備完了
漁業集落排水	【松江１地区】：魚瀬 【鹿島３地区】：片句、御津、手結 【島根６地区】：野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀 【美保関 10 地区】：稲積・北浦、片江、美保関、笠浦、 福浦、笹子、惣津、雲津、諸喰、法田	4,680 人	整備完了
コミュニティ・プラント	朝日が丘	1,214 人	整備完了
合併処理浄化槽整備	集合処理施設で処理可能な区域を除く全域	―	―

※処理対象人口：計画処理区域内の人口

※出典：公共下水道処理区域世帯数、人口算出表より（令和８年３月 31 日現在）

第６節　し尿・汚泥の処理計画

１　し尿及び汚泥の将来見込み量

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥量の推計結果は図表 3-6-1、図表 3-6-2 に示すとおりである。

し尿の排出量は、人口の減少及び公共下水道、集落排水等への接続や合併処理浄化槽の設置に伴い減少する見込みである。また、浄化槽汚泥の排出量は、合併処理浄化槽の設置、切り換え、集落排水への接続など増加する要因はあるものの、人口の減少や公共下水道への接続による減少もあり、全体としては減少する見込みである。

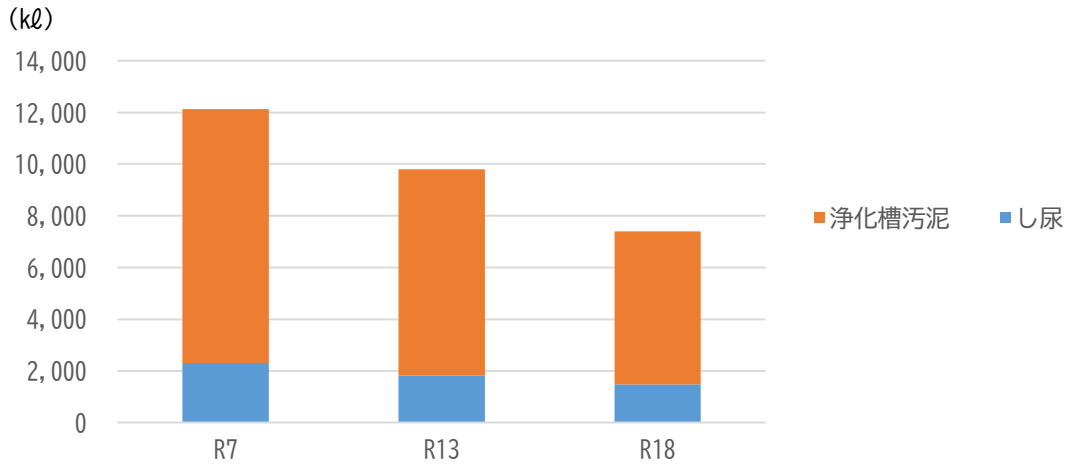
令和 18 年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、それぞれ 1,479kℓ/年、5,605kℓ/年と見込まれる。

◆ 図表 3-6-1　し尿等の排出量の将来推計結果

項目			実績	中間目標年度	計画目標年度
			R7	R13	R18
排出量	し尿	【し尿人口】　[人]	5,243	4,416	3,727
		年間排出量　[kℓ/年度]	2,313	1,829	1,479
		一日排出量　[kℓ/日]	6.34	5.00	4.05
		原単位　[ℓ/人/日]	1.21	1.13	1.09
	浄化槽汚泥	【浄化槽人口】　[人]	26,490	20,622	15,064
		年間排出量　[kℓ/年度]	9,822	7,696	5,605
		一日排出量　[kℓ/日]	26.91	21.03	15.36
		原単位　[ℓ/人/日]	1.02	1.02	1.02
	合計	【処理対象人口】　[人]	31,733	25,038	18,791
		年間排出量　[kℓ/年度]	12,135	9,525	7,083
		一日排出量　[kℓ/日]	33.25	26.02	19.41
		原単位　[ℓ/人/日]	1.05	1.04	1.03
	割合（一日量）	し尿	19.1%	19.2%	20.9%
		浄化槽汚泥	80.9%	80.8%	79.1%

注）浄化槽人口については、川向クリーンセンターにて処理を行う施設の人口を対象としている。
　　合併処理浄化槽＋単独処理浄化槽＋集落排水施設（東出雲、八束、宍道地区除く）

◆ 図表 3-6-2　し尿等の排出量の将来推計結果



2　収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、年々減少している。

し尿収集は、委託による収集運搬体制とし、今後の収集運搬量の減少に対応した収集効率化の方法を検討する。

浄化槽汚泥の収集運搬については、本市の許可業者により行うものとする。

計画的な収集運搬及び川向クリーンセンターでの受入体制と連携した搬入を行い、安定的かつ円滑な中間処理が行えるよう、委託業者への指示及び許可業者へ指導を行うものとする。

3　中間処理・処分計画・再資源化計画

川向クリーンセンターでの適正処理と安定稼働を図るため、施設の適正な管理運営を行う。

川向クリーンセンターで処理対象物を脱水処理して汚泥燃料を製造し、エコクリーン松江で助燃剤として有効利用する。

コミュニティプラント（朝日が丘）で発生する汚泥は、脱水処理し、民間事業者に処分を委託し、脱水汚泥を乾燥・炭化処理し、製鋼保温材・バイオマス燃料として有効利用を行う。

集落排水施設のうち、東出雲町意東地区を区域とする集落排水処理施設で発生する汚泥は、乾燥・発酵させ肥料化し有効利用を行う。また、八束地区および宍道地区の集落排水施設から排出される汚泥については、脱水処理し、民間事業者に処分を委託し、脱水汚泥を乾燥・炭化処理し、製鋼保温材・バイオマス燃料として有効利用を行う。

4　し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の適正化

収集運搬量の減少による影響や処理に係る経費と公平な受益者負担を考慮したうえで、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の適正化を図る。